隆熈改元秘事　全

G 30
308

G35
83

東京帝國大學圖書印

B 23475

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

序

隆淵改元秘事者硬石記其所躬踐也蓋適異於世上傳演與新紙流布寔是史外之史題云秘事亦宜哉然云秘事者私秘之不敢示於人之謂也易曰鳴鶴在陰其子和之我有好爵我與汝靡之亦硬石用意之深也稿成硬石請予弁一言予與硬石東上也船中默念予所目覩與所聞之于硬石亦賦而出之名本隆淵改元歌於是以歌

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

代言其歌曰

隆熙之運自氏開。八十年前天降崔。此是崔聖統三教。崔聖者崔濟愚也三教即佛儒仙 布德

濟衆其譁哉。太皇戡祚濫加誅。崔濟愚布教三年就刑于大邱實太皇登祚之歲也 寧知聖血達八埏。

二十萬衆招百萬。東學黨時二十万今百万 教民籲天吹死灰。靈氣發動撲不滅。李容九曰勢力有竭靈力無滅

轉星四十有四甲。崔濟愚滅後至今實四十四年也 皮肉雖糜骨尚立。重聞讀讖知數來。讖記曰九七月草嫩漢

陽宮鐵馬嘶風度江水 維其有始終乃爾。隆熙因緣君聞否。吾且歌之君請聽。隆熙

改元一小支。維王稱帝初建號。高義必竟由誰氏。十有五回背隣誼。徒稟

鉅億椎民髓。黃人相結鎮海論。崔聖三傳持密旨。崔濟愚傳之崔時亨崔時亨傳之李容九又有天臣天民等密印也

初稱東學後侍天。凡有三變初東學中天道今侍天侍天取義咒文 弼愚變名脫簪珥。李弼愚老論首班也自爲平民在東學稱示王

在天道教稱万植立侍天教及一進會稱容九 侍天心符宋秉畯。尤庵之家有克子。囊錐穎脫丱童時。

年十六爲文焚債券二十一躍外交官 玉驥寧終羈內廄。少經歷要職年四十余遊日本十餘年不歸 日露開仗際風雲。宋卞

日邊李萬里。契合一進進步會 宋秉畯在我參謀部使尹始炳設立一進會而十三府進步會則李容九自長之以相合也 共冐萬死爲

氐起。」百萬蒙義非一時 既自束學時 砲火爛石火 身心未離 官以兵力壓會民 羌里宋因德何孤。

頼有硬石逞男兒。 宋秉畯得譴下獄一進會殆將解散硬石内田良平推干進會領問出力解宋獄 石李暗中鬼神泣。 硬石與李容九也

因衣立朝非所期 宋秉畯出獄任農商工部大臣 陰陽閑闔訝秋詭。 巡教亦復靈氣吹 李容九巡遊黄海平安也

魴魚頳尾如燬夭。 讖傳嫩草秋風宜。 讖記立前 君是爲輕民爲重。 若夫社稷

自次之。 苟使人字伸一脚。 日韓地形相爲人字ノ是日ヘ是韓 誰守株膠瑟之爲。 責任内閣雲突

兀。李完用宋秉畯聯袂内閣定責任制勢如奇雲突兀而起 海牙會上星亦奇。 密使事件是也 不啻是巴分萬國。

佛也露也既約力。 因緣複沓勢至此。 遂令統監自自灰。 皇帝不知在隱踪。

遣密使非朕所知 監督不識甲重職。 讓位内事也非外臣所知 總理白鬼宋赤鬼。 總理是李完用宋即宋秉畯也 暗先王國

術遜德。 不是子之欺蜀帝。 民命何遑問社稷。 落花雨急護鞞蕊。

神秘苑中淚慘惻。 諫太秉畯也諫者宋 請勿遲今宵。 外相將有所嚴飭。 仁川

艨艟或鐵馬。 毋乃嘶風學吝翊。 可憐翠串錦陵尉。 宮掖果然伏大賊。

朴泳孝肅先皇所賜翠串以欺太皇任宮内大臣遂欲伏兵宮殿殺大臣 日兵制機皇拊胸。 大臣請皇庭日本兵皇自署乞兵而拊胸泣 朗旭堂

木破闇黒。手振由刃頭李地。匪寇婚媾是亦天。皆謂日本必併韓也而事出意外亦天歟 納宋
展宥重明殿。太皇新帝玉座前。宮中喜可知也 客九率衆歸見宋。相嘘自此想雙
宥悪兵隊解乱未熄。儲貳早既推英賢。萬國咸慶統監義。又説韓廷謀
事圍。人種地勢止中古。人種黄人與黄人結也地勢當唇占守高麗海峡制東海也 民團自治事爲先。將結民團
爲自治制作素地故後口占而先突事也 隆熙改運歌止此。自此以往任人傳。唯彼黙操風雲者。尹始炳洪肯燮
尹定植俞鶴柱等皆黙操者也 心從漢水自悠然。

明治四十年九月九日

保寧山人範之敬識

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

隆熈改元秘事

緒言

韓國統監府の開くるや、予は先進諸家に薦められて、統監伊藤侯に従ひ、侯の爲めに犬馬の勞を取ることゝなれり、然れども予や一の官歴なく、又刀筆の吏事に慣れず、其侯に事ふる所以のものは、自ら常範常例の外にあり、知るものは之を知り、知らざるものは、固とに之を知らざるなり、是を以て予は其任に漢京に赴くに先だち、書を桂伯に上り、苦衷の存する所を具し、且つ曰く、良平積年同儕の諸人と此志を始終せむと欲し、毎に心を北辺の事に存せり、今や閣下の指引に依り、伊藤侯の知遇を辱くし宿志の萬一を實行するの期に及へり、其事素より良平一人の事にあらず、又統監一人の私事に非ず、假令嫌を招き禍を買ふと雖も真に天下に

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

酬ふるの志を以て、伊藤侯知遇の萬一に酬ひむと、而して其漢京に入るや、統監府の業は、雜錯として擧らず、王廷の陰謀は日に滋す甚しく、民乱吏乱は相踵で起れり、我僚吏の此間に疑懼渋滞すること、少女の阻澤を渉るの概あり、是に於て予は一進會の嘱を受けて其顧問となり、李容九、宋秉畯と相親しみ内外の情勢を察して、廢立を密議し、拮据十閲月にして、終に讓位委政の擧あるに至れり、李宋が此間に斡旋せるものと、山縣侯桂伯寺内男の我杉山茂丸を以して之を援護せられしは、實に此擧を完ふせしめし一大動機にして伊藤統監の功を無為の間に収められたるものは、統監泰山の隆望を負ひて、其職を愼重せられしに因る、予固より微功の知遇に報ゆるに足るものなし、然れども身此間にありて深謀密猷の原つく所を知れり、故に今其自身に関せる一分を録して後年の備忘に資し、私に題して隆熙改元秘事といふ、

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

百歳の後或は史氏の疑議を解くに足るものあらば、此著亦た徒為に屬せじ、

明治四十年九月八日

東京麻溪ノ寓居ニ於テ輯ス

内田良平

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

一進會の性質

天地を震撼するの怯風盲雨も、元來此寸膚の雲より起る、隆熙改元の大革新も、四十四年前に倡へられたる、一種の宗教的主張が、幾多の悲惨を經歴し、血を以て種々の因縁を買ひ來り、漸次堆積して大勢力を作り、以て今日を致したるものあり、故に革新の裏面には、一進會ある事を詳にせざるべからず、一進會の性質を詳にするには、其前身ある東學黨を詳にせざるべからず、所謂秘事は這會に於て潜在せり、

東學黨は秘密に結社せし宗教なり、其開祖崔濟愚は屹然たる自家の所見を立て陰に三教統一の下に國教を破り、生命財産保護なる人權主張の下に陽に階級制度を壞らむとする熱誠なる革命家なり、彼は平民のために濟世主とまで呼ばれたりしが、先皇李熙即位の歳、

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

即四十四年前、行年四十一歳、布教纔に四年にして、大邱府に於て斬罪に處せられたり、然れとも其高弟崔時亨は、秘密結社を継續して益すく布教に努め、日清開戰の頃には既に二十万の教徒を有せりと云ふ、明治二十四年、同人武田範之、全羅の海島に入り、其教徒と往来して、其密呪を聴くを得たり、範之後尚洲に往きて崔時亨を訪ひしに、文老秘して面會せしめさりしと云ふ然れとも東學の教義は、當時既に範之に因りて、同人間に傳へられたり、即ち悟性養氣を以て心を治め、布德濟衆を以て事に應じ輔國安民を目的とするものなり、換言すれは、佛仙の心を以て、儒の事を行ふと云ふにあれは、一日も民の疾苦を默忍すること能はざる教義にして、又實行せざるべからざる宗旨なり、故に閔族の暴虐を恣にせしや、訴願二十七ヶ條を王闕に致すかために動乱し、端なくも、日清開戰の動機となりたり、

予時に年二十一その閔族征伐の東學軍に投し、同人十四名と共に、備さに艱苦を嘗めたり、世に天佑俠或は韓山虎嘯録等を傳ふれとも、誤謬太た多く、又誇大に失せるものあり、大抵黨将全琫準と契心相許したることは掩ふべからざる事實たり

日清兵の京城に於て衝突せしや、同人半は京城にあり、半は忠清道鶏龍山に留まり、予は傷を裹みて鶏龍山を出てしか、加ふるに疾病を以てし遂に郷里に帰りたり、同志は多く我が征清軍に従ひ、遂に以て四散せり、全琫準は一たび兵を散ぜしが、再び兵を挙げて我軍に抗し、公州城の一戦に全琫準李容九共に傷き、琫準は淳昌に於て韓兵のために捕へられ、京城に押送せられて、部将数人と共に刑せらる、唯李容九のみ、瘡を裹みて、江原道に走り、名を萬植と改めて北辺に入り、大に布教に努めたり、而して東學の第二祖たる崔時亨は其家を焚かれ各處に流離困

頒せり、然れども秘密結社は益す固く、處在剿滅に遇ふも、尚ほ残
徒を糾合して陰に勢力を扶植せり
明治三十二年、東学党の大検挙あり、崔時亨は原州に於て捕へられ、
遂に京城の獄に下され七十六歳の高齢を以て絞刑に處せらる、而して
萬植なる李容九も崔時亨に先つこと一月にして獄に下りしが、李容
九は、拷に遇ひしも、終に其法兄孫秉熙の所在を語らず、孫秉熙は逃
れて満州に入り、上海に出て、日本に遊べり、李容九獄を出づるに及び、
其師崔時亨の死を聴き、孫秉熙を第三の教主に推し、教徒と共に力を
併せて、孫秉熙の遊履を肆にせしめ東學の名を忌みて天道教と命
名し、盛に各道に巡教して、終に教徒百万と称するに至らしめたり、
李容九本名は彌愚、老論派なる最高の貴族なるも、十八歳にして自
ら平民の名に改め、李祥玉と称して崔時亨の門に入りたり、日清戰役
後は李萬植にして進学会を組織するに及び容九と改めしなり、即ち現一進
會長にして今年四十一歳なり、
宋秉畯は宋尤庵の後なりしが、年甫めて十六にして父の命を承け債銭
を北青に督す、時歳暮に迫りて、債民百余人郡獄に繋がれ身も元旦の
嘉節に會することを得ざるを憐み悉く債団を召し数万両（凡そ我二千
円余なりしと云ふ）の債券を一括して之を焼く、曰く此嘉節に迫りて父母
兄弟慶を同くする能はざらしめしは銭の罪なり吾此罪物に用なし、
諸人皆家に帰れ、吾亦此れより辞せんと、此より宋家児なりと傳へ
らる、黒田公使の始めて韓に入るや、秉畯年甫めて二十、伴接使随
員に擢てられて、行中にあり、宋秉畯の日本人と交るは、既に此時
より始まる其日本人と交りし故を以て、死に陥りしも、前後十数回、花
房公使の変の如き、南大門外の民家に隠れ、溽暑中米櫃内に寝

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

食せしこと五十余日なりしといふ、閔妃の變に日本に走り、野田平次郎と称し、始めて人參を北海道に栽にしが、轉じて京都に移り染色織物を學ぶ、後その學校を山口に起せり、日露開戰に及び、大谷少將に從ひて韓に歸り、軍事通訳を以て機密に參畫し、終に獨立協會の殘徒、尹始炳、兪鶴柱、廉仲模、尹定植等をして一進會を組織せしむ、獨立協會とは昔時安駉壽の後援を以て、尹致昊を推して組織せし團體なり、宋秉畯今年五十有六、精力人に越ゆ

一進會の勃興

孫秉熙は日本にありて、天道教徒を指嗾し、日本軍に反抗せしめ、已れ日露兩軍の關鎖となりて、其勢を伸へむと欲し、書を李容九に致せり、李容九既に東學の蘊を吹き、地勢人種上、日本と相唇齒せざるべからざるの形勢を覺り、孫秉熙の意を疑ひ、以て宋秉畯に謀る、宋秉畯既に崔濟愚の教旨を奉せり、危地に陥るごとに、蠱呪を持して動かす、是に至りて李容九に語るに、日露開戰の由て起る所以を以てし、その滿腹の經綸を說く、李容九大に悟る所あり、断然孫秉熙の來書の意を卻け、十三府の教民に通告して進歩會を組織し、一進會の四大綱領に附加するに、日本軍隊を援助して、攻守同盟の實を擧くへき一項を以てし、断髪を以て會員章となし、十三府一齊に演說會を開くことを命したり、是に於て教徒等蹶然として起ち、風靡雷應したりしを以て、京には一進會と称し、郷には進歩會と称し、都鄙呼應して、互に其勢焔を鼓煽せり、韓政府大に驚き、訓勅を發して之を禁遏すれとも聽かす、次々に兵力を以てすれども散せず、李容九曰く、勢力は弱くることあるも、靈力は滅するの時なしと、孫秉熙か進歩會の成立を聽きて、日本より歸りし頃は、進歩會は既に一進會と合併し、尹始炳は會長なり、

李容九は地方総長となり、宋秉畯は評議員長となりて、孫秉熙を容るべき地なく、依然として天道教主を以て、李宋二人を教徒の任にあらしめたりしも、孫秉熙の志は、素と政権にありしを以て、一百万の教徒歓呼して之を迎ふるの機に乗し、一挙して一進会長たらむと欲し、諸種の詭策を用ひしが、望月竜太郎演説して、其私行を摘発し、教徒の信を奪ひ、氣勢を挫きたり、竜太郎は故神鞭知常翁に従ひて、一進会の組織を援助したるものなり、翁物故の後、佐瀬熊鉄と共に周旋する所ありしも、百事意の如くならず、熊鉄は鉄道を以て、僅かに信を宋秉畯に繋ぎしが竜太郎は機略に過ぎるを以て、稍や会員に忌まれ、復た何のなす所なく、宋秉畯が縦横の奇略を揮ひて、漢城政界を一手に左右せる李容翊と闘ひ、遂に容翊を漢城政界より駆逐して、浦汐斯徳克に客せしめしを傍観せしのみ

一進會の否運

一進会が明治三十七年の八月より、三十九年四月の宮禁粛清に至るまで、自由行動を取りしこと六回に及び、一回には国際を開き、学校を起し、殊に我軍の北韓に進むや、李容九は輸送隊を組織して長谷川大将の後援となし、又間諜を放ちて、屡奇効を奏し京義鉄道の工夫の如きも、韓民募集に応ずるもの少きが故に、会員を以て鉄道工夫隊を編成し、以て工事を速成せしめ、三十八年伊藤大使日韓協約を締結せらるゝに当りても、周旋尽力する所ありし等、其功績の記述すべきもの尠しとせず

朴斉純内閣の成立と、その内閣の事業たる、外交譲與等の新條約に對しては、一進會は、力を極めて之が後援たりしも、その韓廷に憎疾せ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

らるゝの極図するに賣國奴の名を以てせらるゝに至れり、又初め一進會が、我軍隊掩護の下に立りて、歩武を進め来りしにも関らず勢一變して稍軍隊に疎せらるゝの傾を生ずるに至る、此れ我軍隊の新勝に誇躍せると、多数の會員中には、軍隊の威を假りて、非違の行動を敢てするものを生し、其結果に外ならず、宋秉畯の機略も、之を避くるに由なく明治三十九年八月二十三日終に罪人隱匿罪を以て警務廳の獄に下さるゝに至れり蓋し禍源を原ぬるに宋秉畯嘗て謂らく、韓國の大改革を決行するに足るべき人物に、三人あり、曰く金允植、曰く李逸植曰く李完用是なり、姑く三人を品隲すれは、金允植は篤行の君子にして内外に信用せられしこと、開港以來比類少なし、明治二十九年外部大臣たりしとき、閔妃を廢する詔を草せしを以て配せられて濟州島にあり、今や年既に七十有三、且つ政界に遠かること

と十余年或は時事に疎あるの憾なき能はさるも、信用上よりすれは、此人に若くものなし、然れとも配所にあり、李逸植は我王の信頼李容翊の上にあり、嘗て洪鐘宇をして、金玉均を上海に誘殺せしめ、自ら朴泳孝を欺き、生ながら櫃にして之を韓國に致さむと計り、事露はれ遂逐放せられんとするや、急に韓國に帰り、再ひ日本に来り、馬関警察に迫りて、其退去命令の文證を求め、上海に走りて、露国領事を説き、領事の紹介を以て、駐韓露國公使パーベルに依り、遂に李完用を顧使して韓王を露国公使館に遷幸せしめ、日露開戦に及び飄然日本のために殊功を建て、従来の罪過を免れんと欲し、守部虎寿、巌本善治、押川方義等に對し、二十三件の利権を韓王より獲得せしめしも、却て日本政府の抗議を招き、御璽盗用の認定を以て、終身流刑に處せられ、未た配所に到らざるに、統監府の設立となり、其家に監視中にあり、

彼の手腕は實に天下其比を見ざるし、日本虎に深誼を結べるを如何せむ、李完用は狡猾にして膽略あり、往々猪突の行動を敢てす、露公館の遷幸は完用によりて行はれ、鴨緑豆満江流域の森林經營を露人に委せしも、亦た完用の調印せし結果たり、而して今現に學部大臣の職に在り、或は斯人を推さゞる可からざるものあらむと、宋秉畯は、小山憲兵隊長と親交あり、常に隊長を援護せしが是時に當りて

李逸植は、終に配所に押送せらるゝの期に迫れり逸植また策の施すべき所なし、即ち宋秉畯の腹心たる尹甲炳に頼りて、宋秉畯に就き、押送の期を緩ふするの運動を囑したり、秉畯勢既に回すべからざるものあるを見て諾せず時に逸植は、内官の斡旋によりて特赦の命を買はんとせし際なれば、更に秉畯に依りて其期を緩せむと欲して止まず、偶ま秉畯清華亭に飲す、逸植窃に往て之れに迫る、秉畯は其意外に驚きしも、窮鳥既に懷に入る、素より之を殺すに忍びず、竟に伴ひ來りて家に匿せり、蓋し平生逸植の秉畯に於けるは、共に其才を知るも、其情を一にせず、仇抗相持して相下らざるも、然かも克く秉畯の多情多血なるを知り、其身を委して之に托せるは、其逸植が變に處するに妙なるを知るべし

丸山顧問は逸植の家にあらざるを聽きて大に驚き百方搜索して、三日を經るも獲ること能はず、遂に夜に入りて宋秉畯を招き、窃に託するにその搜索を以てす、秉畯唯々として退き、歸りて逸植に告ぐるに事の急なるを以てし、且つ速かに配所たる濟州島に走るの利を説けり、逸植即夜束裝程を發し、途水原に至りて、遂に捕へらる、丸山顧問大に怒り、秉畯及び尹甲炳大明軾等を縛して、警務廳の獄に下す、越て一日、岡警務総長窃に秉畯を其私邸（統監府官舍）に招致

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

し饗するに酒食を以てし問ふに李逸植と小山憲兵隊長との関係を以てし、且つ曰く、若し其情を語らば、足下の罪を赦さむと秉畯素より何の関係あるを知らざれば、答ふるに知らざるを以てす、総長大喝して、再び獄に押送せしむ、夫れ二十三利権は、韓皇の許されし所にして王璽は固より手段を以て盗用し得べきものにあらず、故に韓皇の逸植を赦すの詔令は、当然下らざるべからず、而も事此に至りしものは、此れ憲兵部と警察部との各部属を異にせる、情相通じ難きを以て、此扞格を致せるなり、初め一進会の組織せられしや、専ら軍隊の後援を仮りて、其党勢を張りしを以て、公使館に排斥せられ、統監府は公使館の事務を継承せるを以て、猶ほ其態度を変せず伊藤統監は両者に對して適莫する所なし、故に警務顧問部は間に乗じて一進会を迫害するに至れり、唯た統監府にありては、一の木内農商工部総長のみありて、望を一進会に嘱せり、而して当時軍隊中、宋秉畯をして一進会を操縦せしめし参謀官多く転任して、司令官の幕中、一進会の経歴を知るものなきに至り、一進会が、軍隊の勢力を利用すとの嫌疑は、韓廷雑輩の乗する所となり、漸く之を沮作するに至りしなり、加之自強会青年会等の反對党は、流言浮説を放ちて百方陥擠を試み、孫秉熙は自ら一進会長たらむと欲し、李容九に峻拒せられしを以て憾を含みて容九以下六名を破門し、更に他の教徒を強ゐて一進会を脱せしめ、十月に入り五十余名の破門者を出し、会金の出處も漸く窮まり、幹部諸人の窮困は、終に名状すべからざるに至れり

予は任に京城にあるもの、既に七朔に亘り、官に分等なく職に常課なし、唯た官舎に起臥して、新政の布設を注視するに止まり

はト

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

平居新舊知己の友と談笑するのみ、而れとも、此間静に自ら所見を
確めしものなきにあらず、夫れ炎附寒離は、韓人の特色にして、残
忍酷薄の狼質を包むに、巧言令色の手皮を以てす、一暼憐れむ
べきが如くにし、之を憐れめは狎る、之を抱けは負へよと呼ふ、内獨立の心
なくして外獨立の名を礙く、金春秋の、外交政策は、永く韓性韓
習となりて、韓人を化生せり、其質其皮、其特色の韓人を操縦し
て、我德化に帰せしめんとす、統監府の治績を挙くるの困難なるは
固より其処なり、故に予自ら謂らく我保護の實績を挙げんと
するには、唯彼此相比して、我に好意を表せしの實証あるものを撰
み、之を（之れ）輔導するの外なかるべし、然れとも我に好意を表するもの
は、金玉均を首として、皆我が犠牲となりしに過ぎす、未た其死
後する恤みたることあらず、此れ我が識者の韓人の特性を解せし

によるべしと雖も、對韓策の前程に於て、我遠計なきを嘆せざるを
得ず、今や彼此の比量を主眼として、我の自ら引きて援け、又輔導
すべきものを撰ばゝ、一進会は最も我に好意を表せし實證を有
せるものなりと、然れとも予は曾て二三回木内総長の宅に於て宋秉畯
を見しことありしのみにして、素より求めて相往来せしことなし、
偶ま宋秉畯の獄に下るや、望月竜太郎頻りに丸山顧問を訪ひて
赦免を哀願し、并て予に請ふ所ありしも、予は他に企圖する
所ありしを以て、未た竜太郎のために手を假さゞりし、一日木内総長
は、石塚英蔵、朝比奈知泉、山田某を、請華亭に饗食せり、予
が総長と、親善なるを以て、予も又其饗に加はる、総長の食客に峯
岸繁太郎なるものあり、此日繁太郎は、総長に從ひ、座上を周旋せり、
宴未た闌けざるとき、繁太郎予に問ふに宋秉畯を救ふの計を以

てす、予曰く宋秉畯を救ふが如きは、極めて易事のみ、然れども宋秉畯を救ふには、宋秉畯を救ひて、我用を為さしむるの意に出てさるべからず、故に宋秉畯を救ふには、勢一進會を救はざるべからず、僕一進會の内情を調査せしに、内憂外患荐に臻り、殆んと将に解散の悲境に陥らむとせり、若し一進會を救はむとせは、先つ統監府をして一進會の我用となるに足るべき勢力あることを認めしめざるべからず、此れ難事なり、先つ大金を抱きて整理をなすを要すと、繁太郎曰く十万金内外ならば僕請ふ之を辨せむ、君其れ一進會を提げて起てと、明日予原金旅館に繁太郎を訪ひ、昨夜の言を確めしに繁太郎は自ら一進會の財務に任すべけれは、決心して一進會を提げて起てと慫慂したり、予乃ち寄生牛九友佐を李容九の許に遣し、今夜深更自宅に於て、窃に相見むと欲するの意を致さしめたり、李容九之を諾し、午後十時に及ひて、獨身予を叩きたり、予乃ち寒暄を叙するを省き、謂て曰く、若し一進會の方向にして、予の所見と一致せは、宋君を救ふこと叉掌の間にありと、李容九大に悦て曰く請ふ會を以て従はんと、予曰く會の目的は四大綱領に在るべしと雖も、天下の形勢は變幻極りなし、一旦日韓聯邦を作るの日あるに至るも、貴下は會員を率げて、非違の行動なからしむるを保するやと、李容九は、東學の目的が民に在りて君にあらず、且つ一進會は、東學の變形せしものなることを告げ、盡く其秘密を語りて、中心より、信頼の意を表し、午前一時を過ぎて別るゝに至りたり、予は會員より予を顧問として、信頼するの證を得んことを求めたれば、李容九は、總務員會を開き、後二三日にして左の證票を致したり

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

一進會에서總務員會의決議를依호야
貴下로本會顧問을推選홈

大韓光武十年十月四日

一進會長 李容九
副會長 俞鶴柱
評議員長 廉仲模

内田良平殿

此日予は李容九に短刀一口を贈る李容九は左の數句を自書して、受領の識を示せり

短劍受授萬事深可盟平常一片心 李容九 百拜

是より先き、予は宋秉畯か入獄の顛末と、一進會の現状とを調査し、九月二十六日附を以て、報告書を統監に上れり、而して顧問の資格を領するや、直ちに鶴原總務長官を訪ひて、其意見を叩かむとせしか、座客に妨けられて果さす、將に辭し去らむとす、長官曰く、必す明朝を期せむと、明日往て訪へは、統監邸に相見むとの辭を留めたり、予尾して統監邸に行き、之を候つこと少時、長官統監を見て退出し、予に謂て曰く、宋秉畯は赦さゞるべからす、貴意如何と、予曰く的矣、予の昨日伺候せしは此事なりと、長官曰く、請ふ審に統監に説けと、予乃ち統監を見て、曩の報告書を反復し、大に統監の意を動かすことを努めたり、唯た未た予は一進會の顧問となりしことを語らさりしのみ、其報告全文は左の如し

韓國に於ける唯一の勢力ある、政治的黨派として百万の會員を抱有すと稱せる一進會は如何にして其團体を維持し来り

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

しかも又如何にして今後存在せんとするかは某の注視を怠らざる所なりしが今同會の危機に際し從來研究せし所によりて報告すること左の如し

先づ同會の經濟方面を査察するに其成立以來費せし金額は廿五万円に上れるが此等の資源五万円は土地家屋即ち獨立舘演説場及敷地約十五万坪本部の建物並に敷地(二万円にて買入代金未拂)等會の所有財産を担保として起せる負債にして十万円弱は宋秉畯、李容九等總務員の徒が田畠家屋等私産を賣却して醵出せるもの殘部の十万円余は天道教よりの出金に係ると云ふ而して其費途は前金負債五万円以外の金は創立費及韓人の通弊たる不規則亂雜なる方法を以て消失し去られたり然れども彼等と雖も目的なく從に濫費せるには非ず例令は八道に於ける總ての會員が着用せる徽章附の制帽は本部より交附して代金を徴し更らに他の費途に充つる豫算なりしも殆んと之を納付するものなく終に其儘にして止めたりし

其他學校經營本部維持等何等一定の收入なくして之を持續發達せしむるは尋常の困難に非ざるを宋秉畯主として經營の任に當り李容九亦之を助勢し來れり而して是等の費用も地方支部より應分の出金をなさしむる計畫なりしも貧窮なる支部は其任に堪へざること明なるに至りしかは是亦本部の責任となり總て支部は之を独立せしむることゝせり而も各支部を統合總括するの便と費とは更に益々本部を窮境に陥らしめたり頃日に至りては從前の如き政治運動

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

を遂げ實業開發教育普及に轉ずるの方針に決したるを以て礦山荒蕪地を經營し其利益を以て其等の維持費に充當せんと欲し荒蕪地の如きは地方支部と計り農業會社の名義にて其開拓の權利を獲得し實際の經營に着手せんとしたるも遂各支部の無資本にして困難なる折角の計畫も畫餅に等しく既得の權利も一定の時期に着手せざるの故を以て空しく消失に歸せんとせり

金鑛は三ヶ所の試掘權を得て其の中二ヶ所を試掘せしに却て損耗を招くに至れり然れとも他に有望の事業なきを以て是非鑛業の成功によりて會の基礎を立てんとし鑛業條例に依り更に出願せるが其箇所は三郡に及び鑛區は十區に達せし其他石炭鑛二ヶ所の出願あり且つ開墾の名義を以て白馬山に於ける木材を伐採し負債の償却に充てんとせしも故障に會ひて中止の已むなきに至れり此外移民事業の計畫等經濟上の救濟に全力を傾注せしも未た一の成功を見る能はず加之窮困百出の際宋秉畯の捕縛せられしは一進會に對する一大打撃なりといふべし故に同會を利用せるゝも廢滅せしめんとするにも今や絶好の時期たるべしと思へ

最大なる此會の脆弱は財政の上に止り其内部にありては從來組織維持等に非常の苦心經營を要せしだけ團結力意外に鞏固なりしものあるを以て今俄に其全部を廢滅解體せしめんが大紛亂を誘致するに至るべきは豫め考覈を要すべき問題たらんが李容九は元來宋秉畯の門弟なるが故に宋の東京に在るとき李の一進會組織のことあるを聞き

之を助けて其事業を成功せしめ自ら帰韓の後は同会の牛耳を執らんとの心算を以て経費の支出をも許諾したるものなりし然るに李容九と宋秉畯との会見は料らず孫秉熙の計画に蹉跌を来さしめたりし、即ち李、宋の両人は一見意気相投合して終に離るべからざる関係を生ずるに至れり蓋し両者の性格を見るに宋の短は李の長にして李の短は宋の長彼等は両人にして始めて一個の人物たるべく之を分離せしめは終に何等の事業をもなすの能力なければなり故に彼等は孫の帰韓して之れに入り来るを好まず百方防止の策を講じたるを以て孫は不本意ながら天道教を標榜して立ち最初に際しては事々物々両者相衝突し相軋轢したり

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

然れども当時一進会は日本との関係を専にして基礎既に固く到底其根拠を覆すべからざるを看取するや孫も亦一箇の人物なれば其度量を広闊にして両人を包容し彼等を帷幄に参せしめて己の便宜に任せしめんと欲し之を財政上の顧問として相互扶擁せむことを約せり然るに今回宋秉畯捕縛の事あるや孫は好機逸すべからずとなし当初の目的たる一進会略取運動を開始せしが李容九は宗教と政治の別あるを主張し固く執りて動かず其結果天道教徒にして一進会の要地にあるもの八名ありしに六名は天道教を離るゝも会の為めに尽さんと曰ひ二名のみ一進会を脱したるを以て孫は終に六名を破門したり於是一進会は他の掣肘牽制を脱し愈完

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

金ある地歩を占得せしと同時に宋李の関係も亦離るべ
からざるに到れり孫秉熙の出資に依りて一進会の組織
を見るに到りしにも係らず羽翼既に成るに及びて翻然そ
の入会を拒むが如きは彼等孫秉熙を利用するものと云ふべし
然れとも之を一進会側より観るときは宋と李は素と相離
れて其活動をなす能はざるの関係あるを以て如此の処置は
勢止むを得ざるものと云ふべし
天道教は孫の日本在留中より屢ば教徒の膏血を絞りその
帰韓後も教会設立等の名義の下に巨額の財を蒐めた
るより人心漸く去らむとするに拘らず一進会は金銭の上
に於て却て私財を損ずる事帽子事件の如きあれは之を
總じ両者此に於て既に勢力の消長を生じたり

一進会の存在する限り孫秉熙の勢力は旺盛なる能はざ
れども一進会は其基礎既に確定し孫の行動によりて影響
せらるゝこと少なし
然るに今回の宋秉畯事件は同会の頭上に落下せる一
大鉄槌の如く其裁断の如何によりては同会の基礎を根底
より顛覆し去らむとせしに随て苦悶懊悩の極神経過
敏症に罹り種々の風説訛傳に惑はされつゝあり現に
去る廿二日国分書記官平理院卿に会し宋秉畯のヿ
彼決定し了れは公平の裁判を望むと言ひたりとの風説を
聞くや従来一進会は屢ば官人等の秕政を攻撃して
多数の敵を設け殊に平理院に對しては罪囚の処置に関
し論難詰責せること少からざるを以て今回の事件に際し

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

勉めて重科に處せんとするは自然の情と云ふべく公平
なる裁判とは嚴密と言ふに等しく腐敗せる韓官が法
權を借りて私怨を減らさんとするは火を睹るより明なりとて
會と宋とが爲めに非常の憂慮をなしつゝあり
本來宋は個人としても會員としても日本の爲めに盡せし
所少からず同會が徐々にして專横の擧動ありしは屢は
之を耳にせるも概して韓國唯一の進歩派として守旧固陋
なる韓官輩に對抗し其秕政改革の功績ありしは没す
べからず殊に其自然の結果として多数の公敵私敵を有
し彼等は機に乗じて同會を排擠せんとしたるを以て今
一朝にして孤塁援なきに到らば衆敵麕集して之を
壊滅するあるべく此外患と内憂とによりて艱苦百出し窮

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

勝

餘或は自暴自棄に陥り其極盗となり賊となり相率ゐて
擾乱を醸すに至らば復た我政策上の一大煩累たらざらむ
や
宋の罪科は素と自ら招く所自業自得にして如何ともすべ
からずと雖も其我韓の爲に盡せし功績を顧みれば又憐むべ
所なしとせず殊に此際彼の尨大なる一進會をして倚頼する
所を失はしめて擾乱操動せしめんよりは寧ろ彼が罪科を
輕くして韓国の秩序を維持せしめ我政策の一助たらし
めて向後の妄動を警戒するを可とせんか
事体重大なるを以て敢て輕しく進言せず今や物情益々不
穩なるものあるを以て去る二十二日其概要を口陳せしに関は
らず更に従来の調査に基き報告すること此の如し

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

明治三十九年九月二十六日　内田良平

統監伊藤侯爵閣下

此報告中李容九が政教の分を説きて天道教主たる孫秉熙
が一進會長たることを拒みしが如く記せるもそは表面の口實
を記述せるに過ぎず孫秉熙は李容九に迫り、吾を一進會
に迎ふる能はずは寧ろ政教の分を明かにし吾に従て一進會
を退けと威嚇したるより李容九勢ひ遂に宗教を以て
政治に關するは教旨に違ふとの口實を以て破門せりとい
ふこと、後侍天教の宣言書等によりて明白することを
得たり、而も東學の宗旨は、全然政治外に立つべき性質
のものにあらず又財計上に於て数字の差謬あることは後
會計を整理するの日に至りて之を發見したり

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

予は既に統監の意未だ定まらざるを疑ひ、十月六日を以て宴を清華閣
に開き、一進會の幹部四十余名を饗應して顧問たることを披露し、
席上生存競争の理と、日韓合併邦の利益とを演説したり、十一日
には一進會より之れが答禮として、予及び繁太郎等を明月館
に饗應す、是によりて世人予が一進會に顧問たるは、統監が予を
一進會に放ちて、陰に之を保護せらるゝかを疑ふに至れり、是れ竊
かに予の期せし所にして信に能く其鵠を逸せざりし即ち先きに統
監が國分秘書官を平理院に遣はし、宋秉畯の處分は公平に
判決せよと命ぜられし解釋を、善意に取らしめむとする所
以にして、早く宋秉畯を獄より救かむと欲するの手段に外ならう
ず、而して李容九は、予に他意なきを表するため左の書翰を致
すに至れり、これ一進會の起証文とも見るべきものなり

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

敬啓者、夫現之論世界形勢者、曰西勢東漸、亞洲團合、可以防洪水之決堤、勿論智愚、認稱滔々之說、而至若我韓之於貴國、車輪相輔、唇歯之相依、所以頃年丹方氏之著大東合邦論、意豈徒然哉、嗚呼東亞幅圓、醉夢尚酣、何幸貴國能作頽破之砥柱、揚清激濁、伸大義於宇宙、占霸權於東洋、懲暴濟弱、德義并照、以若死先生之高明、統察時局、實游敝邦、吾儕所冀望者、開牖啓蒙、指導其文明、發達振興其殖産富源、扶植民党、改善政治、貴敝兩國併心合力、則鷲懺不敢南下、東洋從以維支矣、惟願先生勿以人微而遐棄之、澄神採納而主張、則兩國之幸也、激切祈懇之至、惟希統亮　十月九日

内田良平　閣下

一進會長李容九　敬具

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

宋秉畯の出獄

かくて宋秉畯は十月二十日を以て形式上笞八十に處せられ、放免となりしを以て、一進會員は本部に雲集して之を迎へ、秉畯は一場の演説をなし、且つ評議員長たることを辞したり、そは菲德にして罪穢を帶ひしものが如何で諸大德の上に座すべきやといふにあり、一衆齊しく辞意を應し、強て復職を請せしもなかりし、蓋し丸山顧問等は其私心自ら制し得ざるものありて、任て秉畯を十年乃至十五年の流刑に處せむと擬したるものなりとの疑は、左の如き痕跡を印せり

三十八年の新協約に際し、憤慨の極遂に自殺したる閔泳煥は、當坪洞に若干の土地を有せしが、泳煥の一死後、之れを韓皇に請ひて、

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

奪はむとせしものあり、詠煥生前宋秉畯と親しかりしを以て、詠煥の未亡人は、計を秉畯に問ひたり、秉畯曰く、宜く他に對して、富坪の地は既に宋秉畯に賣れり、今は已に我家の有に非ず、請ふ宋秉畯に就きて談判せられよと言はれよと、未亡人教の如くす、既にして未亡人又來り謀りて曰く、喪儀已に數千金を費し、他に負債も生したれは、富平の地を賣りて、家政を整理せむと欲す、請ふ先人の爲めに之を買へと、其價を問へば四千円なり、宋秉畯一進會をして之を買はしめ、その荒蕪地には、人を派して墾拓せしむ、然るに秉畯の刑名轍く將に定まらむとするや、日人赤壁某、七千円を以て、未亡人に再賣を強ゆ、未亡人聽かず、竟に理事廳に未亡人を召喚し、幼児の名を署せしめて、證書と金員とを、理事官の面前に交換せしめたり、此暴を敢てせしめしは、日韓の吏員等が秉畯の必ず重く罪せられんことを豫期したるを以てなり、秉畯釋放せらるゝに及び其不當を責めしかば赤壁等は又て之を理事廳に訴へたれば、理事廳大に窘しみ、努めて醜態を塗糊せむとせり、秉畯の擢でられて農商工部大臣となるに及び、裁判忽ち決せしといふ、

宋秉畯既に災厄を免れたれば、予は秉畯に説くに、聯邦説を以てしたるが、秉畯も亦日韓の聯合は、韓民の利益なる所以を説き、その目的を遂行するには成立を行ふを最急務とするの意見を吐き、且つ合立の議は秉畯が十年以來の持論にして、閔妃の変に際して、既に提議せしことを語り、以て之れが目下の手段方法を密議したり

予は李容九、宋秉畯の意向を確めたるに由り財政を自任したる

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

嶺岸繁太郎に質すに十万円の事を以てせしも、要領を得ず
乃ち謂らく、繁太郎が内総長に頼れり、総長は三菱家の
女婿、財力に於て亦自ら恃む所あらん、而も逆襲の消息は、蓋し
に外し難きものあるべしと、故に之を追究することを輟めたり、
十月二十日叔父手岡洪太郎の訃至る、予は賜暇を乞ひ、二十七
日を以て京城を發するに決せり、時に嚢中一圓を告ぐ、繁太郎
之を見て、金二百円を齎らし餞す予即ち早忙發程せむ
とし、宋李につき後事を議して曰く、一進会の現時を以てす
れば、解散の悲運眼前に迫れり、速かに統監の決心を促かさゞ
るべからず、諸公自重せよと、葬を終りて東京に至る、繁太郎
書を寄せ、其情況を報せり
拜啓、其後は御無久しきこと、存候、扨て一進会も追々整

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

理の緒に就き居候間御安心被下度候、而るに一方よりは望
月等切しに運動して復帰せんことのみ計り居候為中々
五月蠅きこと数多有之候統監には三回ほど拜顔致候益
ゝ都合宜敷方に有之候
統監には来る二十一日頃帰朝せらるゝとの事あり就ては老兄
には其前当方に帰られ統監の帰られし後事に付指圖
を仰き置候事必要と被存候若し不得止老兄帰韓成難
けれは其他にて統監の指圖を仰くこと最必要と被存候
一来る十一日一進会は独立館にて日韓協約一周年紀年
會を開催することを昨夜決定致候只今招待状準備中なり
牛丸君来て手傳し居れり
・統監よりは酒肴料として三百円下付の恩命ありたり

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

地

右不取敢御報まて得貴意候以上

十一月十二日夜　　嶺岸生

内田老兄

繁太郎は此の如くにして、紀念祝賀会を開き、左の報告を送れり

拝復貴書一昨日拝讀仕候彌御健勝大賀々々亦々御親戚に御不幸ありしとの事同情の念に堪さる次第に御座候

一前書を以て申上候一進会日韓協約紀念会は非常の盛会にて（盛会の模様は新聞にて御承知被下度候）まつは成功と云つて宜敷かるべく何卒御安心被下度候

御不在中にあまり活動も如何と思ひ候得共御帰朝

前世界に向ひて協約を韓人が如何に祝するかを見するは必要と被存候まゝ今回の挙を成したる所以に御座候

一其地にて統監侯に拝顔被成候節は吾会の将来に付篤と御話可然と存候

李会長野田氏外一同無事御安心被下度候

先は右まで草々

十一月十八日夜　　嶺岸生

内田老台座下

牛丸友佐氏に左の報告をなせり

拝啓仕候

昨日一進会協約第一週紀念会は統監閣下来らず勅任官の三本筋は一人も来らず従て韓国側の参政も大

臣も来らす候へ共先つ日本側にては各階級を代表して諸
種の人間の参集したることは疑なし韓人の側にては鑛
山局長其他一二官邊の人来りしは聊か異とするに足る所
なり統監と各韓大臣の来らぬは一寸面白き事に御座候三
浦理事官か来賓一同を代表してなされたる演説は實に
同日第一の大演説にして之を飜訳してヨボに聞かし
能はざりしは實に遺憾の至に有之候同氏は實に官吏中
にては珍らしき頭脳を持たれたる人に有之候様存せられ
小生等一層信頼を増し申候
峰岸氏の両三日前よりの心配は實に多大のものありたり
老兄にしても御満足に思召されんことを奉希望候
昨日小生は老兄の代理として老兄よりの祝電を来衆の面前
に於て読上申候間事後承諾あられんことを奉希候之れは
一時景気附けにて一時の小策を弄したる段は他日御詫ひ
申上べく候
○金齋弘云々（以下本件と関係なければ略す）
先つは前条述早々頓首
十八日　牛丸友佐
内田良平様机下
右二通の書翰を以てすれは統監の景況を知るに足るべし此日
統監は特に臨會せられんとし日韓各大臣も臨會を擬せしか
宋秉畯統監に見へて曰く閣下の一進會を庇護せらるゝと否と
の衆論は此臨會如何に定まる生か見る所を以てすれは少
しく早きに似たり、請ふ再来の期を待ちたまはむことをと、

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

是に於て統監以下、皆竜山本願寺の上棟式に臨みたり、宋秉畯か一進会の利益をも顧みずして、統監を阻止せしことは、次章に至りて、事実明瞭なるべきか今茲に繁太郎か左の長文の報告を掲く。

過日の御書正に拝誦仕候、當方よりの書面も御披見相成たることゝ存候、扨て藤侯には彌御帰朝相成候、政界の義ハ李根澤軍部を止めたるため一時に小康を得候、併し計られざるは漢城の天気何時慶雲宮邊より妖雲の露れ出つるやも不知、此處十分の警戒を要し候

一、お互か会の顧問となりたる為め一面目を失したる某等は其後非常に運動をなし、野田氏を脅迫するのみならず統監府内某々大官を説き彼等をしてお互の顧問を解く様せられたしと藤公に進言するに至り候、藤侯の思ハ某大官の進言を納れられず候、併し藤侯御発程後は藤侯の曾て言はれざりしことを捻じ言はれたる如く講ひ、仮令は統監府嘱托員か一進会の顧問となりたるては世間に向て悪し、(杉)如何にもして老兄と会との関係を絶たしめんと骨折居られ候之偏に……に係る詳細は御面晤に譲る

藤侯発する前日野田氏藤侯に謁し談偏顧問の件に及し時明かに左の如く申上置きたりと申候

成程統監府嘱托員か一進会の顧問と公然なりて居ることとは世間の思惑も如何あらんか就ては今後は内田氏より右の用書をとり単に一進会の顧問として居らるゝ様

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

御取計き願たしと
野田氏の言には統監にも大に意を諒せられしもの、如しと
就ては老兄其地にて藤侯に謁せられ候節は右之件御
取定被成度候
某大官は揚言して曰く内田は元の如く囑托員として置
き會の顧問は止めさすべしと老兄の進退が某大官の意
見に依て決せざることは小生の知ることなり而れとも此地に某
大官の揚言の奇貨措くべしもなし切りに會へ復帰運動を
なす輩もあり某等今回の疑獄事件に関し味噌を付け
たる先生等の後援するあるを以て今回は會の顧問は一
問題と相成居候願はくは老兄本書の次第をよく御承
知の上藤侯の思召を確め囑托員を止むるも藤侯の関係

は其傍として顧問として一日も早く御帰韓相成候様致度
希望致候
一先日の悃約紀念會は不及なから小生の案出にてまつは落
度もなく挙行致候、其後漢江保船事件ありし之も會の
面目を維持して落着せり何かかんの面倒不尠御不在
中の代理御苦労と云はるゝの外なし
一財政の事は中々紛雑整理するには氣永くせされは不能
只今日までに知り得しことは會の借金乃ち債務は五万と六
万との間にあることなり常識にては迚も不解のこと多し
今五千や一万の金を入れても焼石に水なり
一今迄の本部家屋は代金を払はざりしため近々立退か
ざるべからざることゝなれり依て若干の金を調へ他に一家屋

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

を購入目下修繕中なり
會の財政の紊乱不可解なるは豫想外にて今日の儘ならば政
治どころの話に無之候
先は右まで得貴意候頓首
十二月二十二日　繁太郎
内田老臺

統監帰朝の前三日宋秉畯は統監に見えて曰く、願くは内田良平をして、一進會顧問を専任せしめよと、此れこの通信の報する如く某大官とは鶴原長官を指すものにて長官は丸山顧問等と共に統監府員として、一進會顧問を兼ぬるは統監府の体面に関すとの意見を持せしに由るものゝ如し、而して報告中の復帰運動者とは望月竜太郎にして竜太郎は丸山顧

問に附托せるものなし、然るに統監は宋秉畯の乞を斥けしのみならず、鶴原長官の送りて水原に至るの汽車中に於て、命ずるに内田を喩して、一進會顧問たることを辞せしむべきを以てせられたりと云ふ、

又宋秉畯は、統監に請ひて曰く、統監のあらざるを利し、一進會を以て奏上を行ひ、新内閣を組織し、而る後、弊政を釐革せしむ、一進會をして奏上を行ふには、地方會員数万人を京城に召集し、以て宮廷に迫らざれば、軍隊と警察とが傍観して、會の自由行動を阻止せられざるを要す、もしこの黙許を得は、一日本人を煩はさずして、且つ外国人の日本に對する指目を避けて、弊源を一掃し得べし、願くはこの議を容れ給はんことをと、秉畯は此時豫め朴齊純と内外相應ずるの約をなせりと云ふ、是

に於て、統監は朴斉純を召して、其意を質されしに、果して宋秉畯の言の如かりしかは統監は他に向て其帰朝中万事を朴斉純に問ふへきを命し、停車場に於て、別を長谷川大将に告けらるしに臨み大将に謂て曰く、一進会余か去らさるの間に於て、或は事端を啓かむ、請ふ宜しく之を討られよと、大将その何の意たるを解せず、唯々諾々せられしと云ふ、統監去りて、朴斉純一万事意の如くなるを悦び、終に変心して、却て秉畯を大将に誣ふ、秉畯之を知らず、数日を経て大将を大観亭に訪ひ、前議を禀けむとせしに、大将激怒烈火の如し、喝して曰く、吾を三浦世に、擬せんと欲するかと

十二月の帰任

予は福岡の葬儀を終り、直ちに東京に着し、秉畯の書を得た

り、曰く事を挙ぐるに際せば、急電を発すべし、宜しく直に馳せ還られよと、予は其書を焚き、杉山茂丸を隅田村に訪ひ、又二三の同人に謀り、略其意を決し、統監の帰京を俟ちて之に倍し、説くに大事の速に決せざるべからざるを以てせり、統監温言慰諭して曰く、暫く時を俟つに如かずと且つ曰く万事を鶴原に領めしを以て、帰りて鶴原に図れと、而して宋秉畯の電報は遂に来らず道友武田範之を伴ひ十二月十九日を以て東京を発し、二十六日京城に帰任したり、南大門停車場に着するや、李容九、宋秉畯一進会員数十人を率ゐて之を迎にしか繁太郎は余を待合エーテーに誘ひたり其語るところをきくに掩庇陰駁して要を尽さず、予をして頗る奇怪の念を生せしめたり

予の不在中は一進会本部に隣接せしか二十七日に至り新築せら

れたる大和町二丁目四号官舎に移れり
この日予鶴原長官を訪ふ、長官統監の内旨を傳へ一進會顧問を辭するの可なるを説かる、是れ丸山等の運動に動かされられしか、或は予をして一進會にあらしむれば事を急ぐべきを慮られしか、抑も府員が一進會にあるは事を擧ぐるの日、統監の使嗾なるを疑はるゝを恐れられしか今に至りて揣摩に苦しむ、轉宅未た居を安むせさるに際し宋秉畯と繁太郎と相前後して来り訪ふ、予は特に秉畯に約するに明日の會見を以てせり
二十八日秉畯来り告ぐるに、統監に約せし大事は、長谷川大將の激怒に遇ひて、彷徨迷悶の中に埋沒し、朴参政には賣られ峯岸繁太郎には虐せられしを以てせり朴が変心せしは

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

前に記せし繁太郎の虐とは、初め秉畯の獄にあるや、繁太郎は當時一進會副會長たりし愈鶴樵をして李容九に説かしめ、宋秉畯をして獄より出さしむるの運動費として、千三百円を要すと迫りたり李容九は大に窘み、秉畯の兒某に謀る、某は秉畯が生活費として僅かに銀行に托せる三千金を割きて、繁太郎に與へたりと云ふ、予は意外の事實に驚きたり、乃ち秉畯と相議し陽に一進會顧問を辭し、並せて繁太郎を趕出し、陰に奮りて力を致して、統監に嚮するの密計を定め三十日には、鶴原長官を問ひ顧問を辭するの意を致し、且つ金三百円を貸されむことを請ひたりこれ向きに予に餞したる二百円と予が不在中牛丸友佐が、繁太郎より借りしといふ百円は他の厄に秉じて之を詐取したる汙穢の金なれば、

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

一日も早く償還せむと欲したるに由る、長官は既に篠太郎の
非行を知られ快く三百金を償還されしを以て直ちに篠太郎に
與へたるに篠太郎は直ちに之を受けたり此日統監に左の書を
上る

不肖良平謹テ上言ス日者良平カ皇城ヲ拜辭スルヤ
閣下ノ少間ヲ得テ内議ヲ稟ケ而ル後途ニ上ラムト欲セシ
モ醫診ニ聽キテ敢テ候セス鄙意ノ在ル所ハ粗ホ村田
將軍ニ告ケ以テ　閣下ノ聽ニ達セムコトヲ請ヒタリ既ニ
聰聞ニ達セシヤ否ヤ區々ノ誠自ラ已ム能ハス敢テ書ヲ
作リテ親批ヲ乞フ夫レ晃々タル燈台ハ其下却テ暗ク明
々タル敎勢ハ達者卻テ迷フ方今我皇國ノ上下戰勝
ノ餘威ヲ振ヒテ百工競ヒ起リ扶韓保清ノ名ハ全ク

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

之レカ經營ノ實トナリ發達ノ勢殆ト將ニ苗ヲ拔クノ觀アラン
トス人心ノ傾向スル所ヲ察スルニ實ニ皞々トシテ行キ驩虞
トシテ愉メリト謂フヘシ然レトモ不肖良平カ見ル所ヲ以テスレハ
猶人ノ手ニ蠻器ヲ執リテ頗ル躁シ唯蠻ノミヲ見テ深坑ヲ見サル
カ如シ閣下高處ニ立チテ國民ノ蝡飛ニ蠢動スルヲ觀タマフニ
是ノ如キノ觀ナキヲ得ンヤ戰勝ハ豈蠻器ニ非スヤ百工ノ競起
ハ豈唯蠻ノミヲ見ルノ徒ニ非スヤ何ソ料ラン清國ノ現狀ハ実ニ
是レ我深坑ナルコトヲ何トナレハ競起セル百工ハ誰ヲ華客トシテ
奮振セルカ華客ノ繁スルハ我一鄙ノ繁スルナリ華客若シ悉
ク死セハ我一鄙自ラ閑チサルヲ得ス支那四億ノ民一タヒ其秩
序ヲ紊リテ其購買力ヲ喪ハヽ我百工万業ノ清韓ヲ職トシ
テ起レルモノ自ラ雲散スルニ非サレハ斷盡センノミ而ルニ良平カ

聞ク所ヲ以テスレハ清國ノ破壊ハ實ニ目前ニ迫レリ華客ハ導ニ
棺槨ヲ購ハントセリト此豈我商工ノ大深坑ニ非ズヤ是レヲ之レ
察セズシテ孜孜矻々唯經營シノミ旋頭スルハ奥ニ蜜ノミヲ見
テ頭蹤スルノ狂人ニ類スルナキヲ得ンヤ且夫レ一波微カニ動ケハ万
波之ニ從フ對岸ノ大災ハ當ニ必ス我池魚ニ及フ何トナレハ其關
聯スル所固ク列國ニ在リト雖モ我独リ扶保ノ名ト経營ノ實
トヲ荷ヒテ我競起セル商工業ヲ傾蹟セシムヘキハ必然辭避スヘカ
ラサル勢ナレハナリ此時ニ當リテハ自救スラ且ツ足ラザラントス況
ンヤ他ヲ扶保セシヲヤ此レ不肖良平カ衆人ノ黙々トシテ春台ニ
上レルカ如キノ時ニ當リ獨リ自ラ萬ス所以ナリ是ヲ以テ
敢テ内議ヲ稟ケテ自ラ探清ノ重任ニ當ラムト欲ス廟廊
明良ノ此趨勢ニ處セラル、固ヨリ當ニ遺算ナカルベシ然レモ

旋党或ハ腑下ヨリ追流ヲ意セサル保スルナキ能ハス何トナレハ
百聞ハ一見ニ若カサレハナリ廟廊ノ精緻ナル想フニ既ニ人ヲ派
シテ一日方實究セラルヽナラン然レモ彼カ形跡ハ詭秘ニシテ彼カ
實窺スク晴討シテ得ヘキ蓋虎穴ニスラ遇ヒ難シ況ンヤ虎子ヲ
獲シヤ唯良平ハ特殊ノ識通ノ術アルニ非スト雖モ蹤スヘキ
ノ因探ルヘキノ縁アリ一遊シテ因縁ヲ攀援セハ必ス奥相ヲ知ルヲ
得シ良平ナルモノ他ノ技アルニ非ズ唯因縁ナルノ良平カ一過シテ
ア他人ノ百往千還ニ勝サラシム今聞ク所ニ據レハ清國ノ破壊
ハ明年ヲ出テサルベシト然レモ邦家大計ノ関スル所其地ヲ実識
シテ実究スルニ非サレハ軽シク断言スベキニアラス閣下請フ良
平ヲシテ一タヒ清國ニ遊ヒ彼ノ実情ヲ探ラシメタマヘ願クハ
遅速緩急ノ度ヲ切スルヲ得テ廟算ニ資スル所アラシ 柳良平

閣下ノ殊遇ヲ叨リニシ現ニ位ニ韓國ニ在リ韓國ヲ以テ己レノ憂ト爲スハ以テ足レリ更ニ探請ノ任ヲ乞フハ巫祝越俎ノ誅アラン然レトモ良平素ヨリ功名ニ意アルニ非ス衷心ニ邦家ノ憂ヲ分チテ閣下ノ殊遇ニ報ヒント欲スルノミ故ニ横議シテ憚ラス請托スル所モ亦磊磈トシテ次ヲナサス唯閣下之ヲ裁シタマヘ良平カ此請ヲナスモノ天下ノ急詢ニ已ムヲ得サルニ出ツ然シ愛親覺羅氏ニシテ一タヒ主權ヲ失ヒ四百余洲ヲ内外人ノ魚肉ニ委セシカ我レ先ツ韓國ヲ根本トシテ豫ノ我素地ヲ作ルニアラサレハ我中興無前ノ鴻業ハ中道ニシテ瓦解セン此レ良平カ最モ寒心スル所ナリ故ニ探請ヲ乞フト雖モ先ツ閣下ノ韓國ヲ定メ給フヲ觀テ然ル後敢テ上達ヲ擬セント欲ス韓國ノ近事モ亦實ニ慷慨ニ堪ヘサルモノアリ請フ少シク之ヲ陳セン夫レ韓來ノ積弊ヲ掃蕩スルニハ一進會ヲ措キテ他ナシ一進會ヲシテ其レ一進會タラシメ更ニ閣下ノ神謀遠猷ニ出ツ然ルニ我長谷川大將ハ宋秉畯ヲ叱責シ之ヲ怒ルコト烈火ノ如シ良平大將ノ言動ニ於テ甚タ惑フ大將ハ一進會ヲ以テ爲スニ足ラズト謂ヘルカ大將ハ露軍ニ對抗シテ糧餉給セス赴キタル武夫ヲシテ戰ハスシテ屈セシメントセシノ日ニ際シ一進會カ我レノタメニ周旋シテ獻誠ノ効アラシメタルハ大將ノ躬践目睹セラレタル所ニシテ大將ハ既ニ其貢力ヲ認メ其周旋ニ感動セラレ大將ハ決シテ一進會ヲ以テ爲スアルニ足ラズトシテ怒ラル、モノニアラズ然ルニ敵ヲ宋秉畯カ進言ニ怒ラレシモノハ別ニ必ズ故アラン不肖良平竊ニ以ラク大將ハ韓皇ノ術中ニ陥レルナリ曰ク足ヲ繫ク

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

ノ赤縄ハ大将ヲシテ徒ラニ傀儡タラシムルナリ良平帰任ノ後
此地ノ情勢ヲ探討シテ之レヲ東京ニ在リテ聞キシ所ノ所謂商
討（東京ニ在リテ二派アリ一ハ李俊鎔派ニシテ一ハ朴泳孝派ナ
リ商計トハ当時李根沢カ統監ニ卻ケラレシヲ以テ朴泳孝
ニ通シ以テ勢力ヲ回復センコトヲ計レリ而シテ大将ハ根沢ノ
タメニ惑ハサレシトセリ）ナルモノニ照量スルニ寔ニ符節ニ
合スルカ如シ言フテ此ニ至レハ閣下必ズ思半ハニ過グルモノアラン
私ヲ以テ公ヲ憤リ閣下ノ神謀遠猷ヲシテ夢幻泡影ニ
帰セシメムトス不肖黄口ナリト雖モ豈邦家ノタメニ黙
忍スルノ秋ナランヤ請国ノ危機彼レカ如ク斯上ノ形勢此
ノ如シ此レ実ニ志士元ヲ喪フヲ忘レザルノ秋ナリ不肖年少ヲ
以テ鋭進シ毎ニ不遜ナルヲ以テ或ハ卻ケラレ衷情遂ニ疎通ス

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

ルコト能ハザルヲ恐ル故ニ抑損シテ敢テ言ハス然レ氏知リテ
言ハザルハ不忠ナリ願クハ微衷ヲ諒シ聴ヲ盡言ニ垂レタマヘ
大将近時李根沢ヲ用ユルニ意アルガ如シ或ハ傳フ根沢カ為
メニ韓皇ニ移奏セラルト彼レ根沢ナルモノハ佞邪姦悪ニシ
テ韓皇ヲ掌上ニ弄スルノ妖術ヲ有セリ彼カ始メテ出身ス
ルヤ暗夜ニ李容翊ノ門ヲ叩キ賄スルニ万金ヲ以テシテ容翊
ガ奴トナリ以テ北境観察ノ職ニ居リ露韓連衡ノ負任ニ当
リ容翊カ為メニ殊功ヲ立テシコトヲ以テ容翊喜ヒテ韓皇ニ奏請
シ援クルニ観察ノ職ヲ以テス彼レ一タヒ仲謁ノ地位ヲ得ルヤ荏苒
トシテ任ニ就カス滞京ノ間終ニ韓皇ヲ籠弄シテ警務使ノ権
職ヲ援ケラル彼レ一タヒ此要路ニ登ルヤ却テ容翊ト頡頏シテ
権勢ヲ当世ニ擅ニスルニ至レリ今ヤ根沢カ衷ヲ大将ニ乞ヒテ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

其門ニ出入スル所以ノモノハ一タビ韓皇ヲ見ルヲ獲ント欲スルニアルノミ一タビ韓皇ヲ見ハ必ス言ハン一進會ハ大將ニ善カラス大將ハ統監ニ善カラズト韓皇ノ此言ヲ聽キタマフハ蜜ヲ舐ムルヨリモ甘シ嗜ソトシテ必ズ動ラン曰ク朕カ計成レリト韓皇ノ術策ハ必ズ其揆ヲ一ニス曰ク離間ナル此レ閣下ノ夙ニ熟知シタマフ所思フニ大將ハ何事ヲカ夢ミラル、ヤ往時大院君ヲ井上伯ノ擠セラル、ヤ韓皇實ニ苦肉ノ策ヲ施シタマヘリ其策ニ曰ク僞書幾通ヲ作リテ大院君カ東學黨ニ煽亂セシメ以テ釐革ヲ阻隔セシムルノ檄書ニ擬シ當路大臣ヲシテ佯リテ之ヲ密藏スルノ爲ヲナサシメ陰ニ金嘉鎭ヲシテ井上伯ニ密告セシメテ曰ク大院君陰謀アリ檄書ヲ東學黨ニ下セリ其書數通國務大臣ノ手ニ密押セリト井上伯之ヲ信シ當路大臣ヲ召シ

テ之ヲ詰ル大臣百方浮說流言ニ過キサルヲ辨疏ス伯色ヲ正シテ曰ク事邦家ノ臧否ニ屬ス大院君ト雖モ何ソ憚ラン須ラク告クルニ其實ヲ以テスヘシト大臣頓首シテ曰ク賢慮此ニ至ル請フ盡ク之ヲ陳セント遂ニ大院君ヲ羅織シテ遣ス所ナシ是ヨリ伯ハ大ニ大院君ヲ疑フ大院君憤テ伯ヲ嘲リ良平カ友ニ語リテ曰ク井上有馨海上無馨ト韓皇ノ慣用手段此ニ在ルアリ今ヤ大將ノ根澤ヲ用イントセラル、ハ危イ哉若シ斷事ヲシテ甚シ平時ニアラシメハ大將他日責ヲ引テ大戒ハ足ル然レモ今ノ時ハ勲臣優遊偃息スヘキノ秋ニ非ズ火ハ既ニ積薪ノ下ニ起リ先ヅ急ニ韓國救本ノ計ヲ定ムルニアラザレバ何ヲ以テ皇德ヲ四方ニ光被セシメン故ヲ以テ敢テ状ヲ具ス但東畯ハ閣下ヲ仰ク了神ノ如シ冀ニ身ヲ以テ閣

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

下ト韓民トニ許セリ閣下ノ往日台命アリ曰ク良平ハ宜シク一
進會ト絶ツベシト良平ハ台命ノ深旨ノ在ル所ヲ領シ謹テ
台命ヲ奉セリ然ルニ台命ハ今ヤ大將ノ為ニ徒為ニ屬ス竟
然リト雖モ良平カ一進會ニ於ケル陽絶陰續シテ偷ルコトナシ
宋晙若九等カ不肖良平ヲ以テ性命トスルカ如キノ情ハ加
ハルコトアリテ減スルコトナシ此レ偏ニ閣下威靈ノ庇蔭スル所
ナリ然レトモ早ク之レカ処ヲナサヽレハ一進會ハ背叛滅裂シテ
韓國ノ事復タ收拾スヘカラサルニ至ラン故ニ鶴原長官モ台命
ヲ奉シテ計議ヲ不肖良平ニ授ケ以テ纔ニ今日ニ至レリ
人或ハ疑フ宋晙等何事ヲカナサン財ニ窮シテ椅子ヲ戀フ
ニ過キサルノミト輕擧徒ラニ亂動センノミト韓人ノ資格ハ
固ヨリ此ノ如キモノアリ然レトモ義ヲ唱ヘ死ヲ輕ンズルコトハ往
々邦人ノ上ニ出ツルモノアリ近時ニアリテハ金琫準等ノ東學ノ亂ニ
於ケル李周會禹範善等ノ閔妃ノ變ニ於ケル良平カ目覩
スル所ヲ以テ之レハ決シテ其有ノ疑ヲ容ルヽノ地ナシ其遲疑ス
ルハ遲疑スルモノヽ遲疑スルノミ嗚呼清國ノ勢彼レカ如ク韓
土ノ情此ノ如シ即シテ書ノ言フ令スコト能ハサルコト是ノ如シ何ヲ
以テカ速カニ此大事ヲ斷シテ三岸ヲ長汁ノ河上ニ擒ヘ斯ノ憶定ノ
暗ナ破リテ明ニノ數勢ニ順フヲ得ンヤ若シ下閣ヲ賜ハヽ週
日ニ往返シテ親シク尊旨ヲ受ケ之ニ依リテ願クハ今進止ヲ裁シタ
マハンコトヲ懇悃ノ至リニ任ヘルナシ

十二月三十日　内田良平

伊藤老侯閣下

一月一日杉山茂丸にたの書を致す

拝啓當國政界の状態は統監帰朝の際當時の閣員中にて第一の陰謀家たる軍部大臣李根澤を罷め内閣一部の改造を行ひ朴参政大臣と一進會の領袖たる宋秉畯をを容擁せしめ将に韓國問題を解決せしめんと欲しそれ〳〵手筈を定めて長谷川大将に中間せられ候処大将は他に如何なる神算を有せらるゝにや統監の議に反對せられしを以て統監はソレジヤー後の事は君の所置に任ずるよふきに計らつてくれ給へと申残して出発せられ候由此根本問題を解決する謀はもと統監の意中より出でしにあらず宋秉畯か統監の帰朝近きに在るときゝ往訪して窃かに謂て曰く如何なる術を以て韓國の革新を計らむとせらるゝか御就任以来既に一年の経験に顧みて他の方法なきことを覺悟せられしならむ

不肖等は夙に大事を断行するの外他に術なきを知れり今閣下幸に感を同しくせらるゝあらば不肖一味のもの身命を賭し地方の會員中にて有力のもの数万人を京城に招集し議政府に迫り同會議を以て廃立を行ひ根本的改革を断行せん此時に當り日本の默許なきときは地方より上京するもののき遮り又京城に雲集する数万のものに對し武力を用ひて解散を命し鎮壓せらるゝなどのことあらは遂に目的を達する能はさる故軍司令部と警務部に命し吾人のなす所を傍観せしめられたし然らは閣下帰朝安臥の中に於て大事を行ひ決して累を閣下に及ぼさゞらしやむ此の準備として今回李軍相を罷め内閣一部の改造せらるゝを機とし不肖など部下の俊秀を抜きて大臣協辦局長

又は地方官に任し事を挙ぐるに當つて内外相呼應するの便宜を設けられたし参政は當初吾黨の掩護推選によつて今日の位置を得しものなれば党人の入閣を拒まざるべく閣下莫に意を決せられて可ならむと大に説き立てしを以て統監も今日まで隠忍して誠心誠意を韓皇に捧け奉き補翼して革新を計るに務められしと雖とも韓皇の人となり到底常識を以て律すへからざれば侯の如き温和主義の人も今は最早堪忍袋の緒を切らむとせられし頃の事とて遂に宋の言を含みし朴参政を召して宋との結托を堅くせしや極て長谷川大將に右の状を示されし次第に候へ然るに大將の反對に遇ひて有邪無邪の間に帰朝せられ大將は統監代理として宮中府中の別を明にすべしとな

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

と實行不可能なる事を宣布し公使時代より幾回か失敗したる合事蹟を再演せむと試み居られ又加之大將は一層賤愿にして韓人に向ひ統監への悪声さへ放さるゝ位なれは此れ等の機を利用するに巧みなる韓人は最早伊藤統監を忘れたるか如く欣舞して陰謀悪策を弄し居り又右の有様なれは朴参政は統監及び宋との約束は一も履行せず排日党なる自強會中より勝手に官吏を任用し公然として一進會を踏み落しにかゝりたり是に於て宋は大に朴に責められしを憤ると雖ども大事の前の小事なれはとて忍て尚ほ党人を就任せしむるの道を講じやかて長谷川大將に見ゆて大事を挙ぐることを默許せられんことを乞ひしに大將は怒髮冠を衝くの勢にて宋を罵り我を三輔

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

にせんとするか左様の馬鹿なことは決してさせぬと意氣
捲かれ散々の体なれは宋は退て大將の為すなきを歎じ
偶然野生か帰韓を待ち得たるものに之人是より先き統監
は長谷川大將か表面大事に賛成せざるも陰に為す所あ
らむと思はれてか或は一進會がはかりて事を擧げはせぬ
かと思慮せられしものか若し左様のことあるに當り統監不在
負たる野生か表面彼等の顧問とあり居りては別國に
對して不都合あらばにや汽車中にて鶴原長官に内田
か一進會顧問たるを罷めしめよと語られて帰朝せられ
たる由東京にて野生か統監に謁見せしときも右の御話
ありたれば大事実行の件につき言を承けむと欲せしも
東部の外客ありしと概略は一進會よりの通知とによりて

知り居たるとの故を以て直接て問ふなくしあるましと存し命を
啣みて帰任したれは事全く前述の始末に相成り居り案
外至極に存し之長谷川大將の統監に對し陰に面白か
らざる言を発し一進會を疎むして却て陰険讒詐極まり
なき輩を信し曩きに統監か免罷せられたる李根澤を
参謀官に擧げられしにや又は何の意あるを解するに苦し
み候是は畢竟するに皇帝の慣用手段たる離間策に
罹られたるものならむと推せられ又大將は戰時中も
韓人の雜輩に惑はされ常に失態を醸されしを以て落
合参謀長は大に之を憂ひ宮中の粛清を計るよりも
先つ大觀亭（大將の居所）の粛清を行はざるべからずと思料し
韓人が大將の門に出入するを取締らしむるに至りたれ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

ば参謀長と大將との間に鉄拳を奮ふの大活劇を生じ落
合参謀長は他に轉任し大谷少將代り来つて参謀長とな
られたれども矢張り落合少將と同じく大將の軽信を憂ひ
大將を諫めて意の如くせしめざるを以て大將憤懣に堪
へず東京に帰り大谷参謀長を更迭せしめ現時の参謀
長舟田氏を迎へられたる始末に候如此大將は浅慮に
して政治的頭脳なき人なれは能き補佐の人物なけれ
は統監代理を勉め得らるべくもあらず加ふるに丸山警
務顧問なども宋秉畯捕縛の失態以来已れの失策を蔽
はむがため極力一進會の勢力を殺がむと企て居候是に
因りて其部下たる地方の警務補佐官は上官の意を
迎へんと欲し地方に於ける一進會員の悪事をのみ有

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

ることなきことゞ報告し果は海賊が頭髪を切り居たれば彼
は一進會員に相違なしなど一笑にも値せざることまで吹聴して
丸山顧問へ一進會に對する誹謗の材料を供給を致し居
り而丸山は是れ等の報告を以て統監大將長官等に疑惑
の念を生せしめ就中大將をして益す一進会に對する
嫌惡の情を増進せしめ韓國經營の本を誤らむと致居
候要するに當國の事は天に三日あるの觀ありて不統一は
益す不統一に陥り經營難は益す經營難に陥りつゝ有る
現状に候而して幸に某氏一人千百の誘惑に迷はされず
統監を補翼せらるゝ所あれは僅に吾人の意を強うするに
足るもの有之候當國の状態は大略如斯に御座候
共若し本書を以て韓國の事情に通せざる人に示され

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

なは或は野生の偏見となすものゝ有るやも計られざれども実際韓人の性質は陰険極りなく日本党露西亜党其他の党別あれとも主義思想の上より来りしものにあらず自己の利害に依て変するものなれば危険至極なりと相手とするに足るもの無之候されは野生か考にては彼等の内に於て実際日本のために尽せし経歴あるものを挙げて相手とする外政府無之と存候此の点より推せは一進会は他に比類なき勢力を有し日本のために幾多の功労を現はしたるのみならず彼等は韓国宿弊の根源を知り畧ぼ世界の大勢を見るの識ありて韓国は根本の改革を行ふにあらざれば二千万の同胞を救済するに途なしと確信せる一種毛色の変りたる連中に候故に野生は此会を他の韓人に比して頼もしく認め居候此一進会の目的は彼等一部の思想のみに止まらず此会以外の人士中にも往々帝を廃して日韓聯邦を組織せさるへからずとか共和政にせざる可からずとか申居るもの有之候これ等は彼等が数十年来の経験により漸次進歩し来りたる思想にして其例証を摘挙すれば我明治二十七年頃に在つては当時の暴政を閔族の専横より生するものとなし以て彼の東学党の大乱を起せし為めに閔妃倒れ全族屏息するに至りたるも暴政は尚ほ依然たれは今回は暴政を以て凡ての官人の悪しきに帰し或は外国の力を借り種々の手段を用ゐて改革せむと苦心せしも暴政は唯依然たるのみならず益す其度を重ぬるのみなれは一進会を首めとして始めて元凶は上に在り

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

下に在るに非らずといふことを覚り識者は極端の方針を
執らむとするの意向を示し来りしものに候此の現象は
日本の兼して以て我皇の徳を韓民に仰がしむるの好機会
に候はずや如何ぞ逡巡狐疑して時機を失するの愚を学
ぶことをあきむ是れ野生が一進会を極力庇護し彼等
の樞軸を握りて動かさる所以に候韓国の状態上述の如
くなれは野生の清国視察一件も備更急がさる可からさる
必要有之候へ共先ら自己の大責任たる当国の事より始末
を付け而る後発程致候に付右の御含みにて統監へ御
話し願上候

目賀田顧問の財政改革も御話し致候通り我儘突飛
にして政府乃能主義なれは韓民の信用なく成効覚束
なく事々物々憂慮に堪えず候に付元老諸公とも可然御
熟議下され統監の断然たる所置に對し御助勢被成下度候
也

明治四十年一月元旦　硬石良平拝

其日庵玄機閣下

二日武田範之を李容九に會せしめたり、八日には予嶺岸繁
太郎と控して、一進會本部に至り、公式に顧問を辞す是より
先き予が三百金を返還せしも其受けざるを恐れしに繁太郎
は直に之を受けて言なし、乃ち面責するに千五百金の事を以てし、
且つ木内総長に告ぐるに実を以てしたり後数日にして東京に
帰りたり
十四日再び書を杉山茂丸に致す

敬テ愚考ヲ陳シ敢テ心事ヲ我賢兄様下ニ訴ウ夫レ一利
ヲ興スハ一害ヲ除クニ若カストハ改革者ノ心法タリト雖トモ未
タ之レヲ利害ノ上ニ算スルニ過キス古ヨリ云フ其本乱レテ
末治ルモノアラズト韓國ノ改革ハ未タ其源ヲ渫セスシテ徒ラ
ニ其流ヲ清マサント欲ス万害ヲ除キ億利ヲ興スト雖モ反テ
益ス濁流ヲ激セシノミ語ニ曰ク天ニ二日ナク國ニ二王ナシト
今韓土ハ三日並ヒ出ツ二月ヲ射リテ一日ノ位ヲ正シ以テ先
ツ天ヲ定ムルニアラザレバ三千里疆ノ焦土ニ帰フルコト将サニ
久シキニアラザラントス此レ最モ明較ナル道理ニシテ天下ノ至愚
ト雖モ之ヲ知レリ統監閣下ノ至賢ニシテ之ヲ断シタマフコト
能ハサルハ獨リ何ソヤ今ヤ韓民ノ我顧問等ヲ視ルコト乳
虎ノ如ク蒼鷹ノ如シ其排日党ト親日黨トヲ問ハズ僉睊

ミトシテ猜疾視シテ曰ク彼レ改善ミミト称スルモ悉ク改悪ノミ
ト民生日ニ苦シミ人心日ニ離レ我統監府ハ獨リ怨望ノ府ト
ナレリ夫レ各顧問カ施設スル所ハ韓政府ノ施設ナリ統監府ハ
唯注告ノ權アルノミ然レモ韓民カ其施設ヲ視ル一齊ニ謂ラク
各ク統監ノ嚴令スル所ナリト故ニ統監府獨リ怨ヲ買ヒテ韓
政府ハ却テ譏ヲ免カレ萬目我ニ瞬ミトシテ頽勢日ニ蹙ナリ事此
ニ至ル不肖請フ盡ク其情ヲ言ハン夫レ改革ナルモノハ其初メ
必ス言アリ鄭ノ子産ノ賢ナルスラ其始政ノ時ニ當リテハ民
誦テ曰ク誰カ子産ヲ殺サン吾レ其之ニ與セント顧問等ノ
乳虎蒼鷹視セラルヽハ固ヨリ其所ナリト雖トモ財政計ヲ
過リ民乱ヲシテ蹶起セシムルニ至リテハ我罪明白ニシテ掩フ
ヘカラザルモノアリ其事例ノ大ナルモノニ就キテ之ヲ論スレバ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

前キハ幣制整理ノ敗アリ今ハ徴税整革ノ失アリ夫レ
良貨ハ去リ悪貨ハ留ルコトハ蓋シ貨制ノ原則ナリ然ルニ
ニ目賀田顧問ノ交換ヲ計畫セルヤ官鑄ヲ甲種トシ
私鑄ヲ乙トシ濫鑄ヲ丙トシ甲ハ擇ユルニ二銭五厘乙ハ一銭
丙ハ無償ノ率ヲ執ル今其各種ノ流通セシ額ヲ算スレハ
乙ハ甲ヨリ多ク丙ハ乙ヨリ多シ其比例甲乙ヲ合セテ三分ノ一
ニ居リ丙ハ三分ノ二ニ居レリ故ニ政府ハ一千万元ヲ以テ三千万元
ノ流通貨ニ換ヘシコトヲ擬スルカ如キノ感アリ是ヲ以テ若シ
流通額ヲ三千万元トスレハ二千万元ハ換ユヘキ資格ヲ失ヒ
韓民ハ直ニ二千万元ノ大損害ヲ受ケルノ已ムヲ得サルニ至リタリ
其交換ノ時ニ當リテヤ通貨ハ收縮シテ大恐慌ヲ起シ加フルニ
於音(旧慣セル信用手形)ヲ禁止シ代ユルニ手形組合ヲ以

テセシヲ以テ京城ニアリテハ於音又ハ担保貸金ノ償還ヲ受クル
コト能ハサルモノ三十万元以上ノモノ十人二十万元以上ノモノ二十人
以上十万元以上ノモノ三十人以上五万元以上ノモノ百人以上一万元
以上ノモノ五百人以上ニ及ヒタリ殊ニ地方ニアリテハ交換資
格ヲ備ヘサル濫貨ノミヲ流通セシモノ多キヲ以テ咸鏡慶尚
ノ二道ヲ除キ全ク市場ヲ閉鎖スルノ已ムヲ得サルニ至リシモノ
多シ大恐慌ノ窮状ハ実ニ筆紙ノ盡ス所ニアラサリシナリ
然ルニ目賀田顧問ハ報告シテ曰ク旧白銅貨ノ交換ハ良好
ナル経過ヲ以テ多額ノ引上ケヲナスヲ得テ京城仁川平壌ノ
如キ市場ニ於テハ唯韓人ノ日常ニ供スルモノヲ剰スニ過キ
ストト嗚呼顧問ノ所謂良好ナル経過トハ此大恐慌ノ窮状
ヲ指スモノニアラスヤ韓民カ改革ヲ改悪ナリト非笑スル亦

宜ナル哉顧問又報告シテ曰ク白銅貨交換請求者ハ日本人四百八十七人清韓人三百八十二人欧米人十人ト然シ此韓人ハ一人ノ交換ヲ請求セシモノナシ韓商ハ実ニ新貨ノ影ヲタモ見ズシテ終ハレリ此レ何ヲ以テ然ルヲ致セシカ是ヨリ先キ顧問ハ旧貨ノ市価ノ暴落ヲ防止スルヲ名トシテ第一銀行ニ命シ之カ買收ヲ行ハシメタリ然ルニ第一銀行ノ買收手段タル先ツ十数万元ヲ買收スレハ悪貨良貨ヲ混合シテ二三万元ヲ抜売シ其下落ノ期ニ乗シテ又之ヲ買收シ転々トシテ終ニ正貨ヲ以テ吸收スルニ至リタリ故ニ第一銀行買收ノ手段ハ其目的ト相反シ暴落ヲ防止スルニ非スシテ下落ヲ促シ以テ人民ニ不安ノ念ヲ増セシメ経済界ヲ混乱セシメシニ過キス韓民ハ第一銀行ノ手段ニ誘惑セラレ心ヲ

シテ旧貨ニ安ンズルコト能ハズ人々一斉ニ放出シ争ヒテ動産又ハ不動ノ産ニ換エタリ是ヲ以テ物貨ハ益ス騰リ旧貨ハ愈ヨ下落シ以テ交換期日ニ至リテハ正貨ハ悉ク日清商民ノ手ニ帰シテ韓商民ハ高価ヲ以テ買得シタル動産又ハ不動産ト乙丙二種ノ不正貨ト多額ノ於音ノミヲ有スルノ己ムヲ得サルニ至リタリ顧問ハ清韓人ト論セラルヽモ韓人安クニ在リシヤ韓人ハ實ニ正貨ノ影タモ逐フコト能ハサリシナリ此第一銀行ノ壟断ト顧問ノ命令蓋シ悪意ニ出タルニ非サルベキモ此效果カ独リ韓人ノミヲ窘スルコト此ノ如ク甚シキハ嗚呼亦誰ガ罪ソヤ況ヤ電報ニ新聞ニ皆命令ヲ下シテ官言ニ非サレハ通信セシメス韓民ハ喉ヲ呑ミ口ヲ緘シ冤ヲ訴エテ同情ヲ乞ハントスルモ昊天ニ號泣スルノ外[illegible]

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

逢ナカラシム夫レ政府ハ人民ノ影ナリ其本形ヲ恤マズシテ
啻ニ其影ノミヲ捉ヘント欲ス保護ノ完安ナランカ左ル厄境
愈〻逼ルヤ京城商業會議所議長郭泰鉉統監閣
下ニ情願シテ曰ク目賀田顧問閣下ノ學識經歷ハ某等
ノ深ク欽仰セル所ナリト雖モ國各習慣歷史アリ況シヤ
世界ノ現勢ニ遲ルヽ數百年秩序整ハズ人皆幼穉ナル
吾國狀ニ處シ啻ニ學説ノミヲ固守セラレ某等再三
再四ノ愁訴ハ毎ニ斥ケラレテ復タ顧意暢達ノ餘地
ヲ見ズ仰キ願クハ閣下明判ヲ垂レタマハンコトヲト是
時ニ當リ若シ統監閣下カ目賀田顧問ニ無限延
期ヲ注告シタマフコトナクンハ目賀田顧問ハ何ヲ以
テカ敗業ヲ糊塗スルヲ得ン況シヤ罷ヲ統監閣下

ニ嫁シ苟モ以テ自ラ免ル抑何ノ心ソヤ目賀田顧問ハ宜シ
ク此敗ニ懲忌シテ其綜ヲ更張スベシ然ルニ今テ又遲行シ
テ前轍ヲ再覆シ將ニ自ラ無底ノ谿谷ニ顛墜セントス
夫レ韓國徵税ノ旧慣ハ轉運御史ニ保障セラレシコトア
リ近時ハ全ク郡守ノ下ニ保障セラレ而シテ其郡守ト人
民トノ間ニハ商人アリ故ニ郡守ハ商人ノ手ニ保障セラレ商
人ハ農民納税ノ五穀ヲ買ヒ以テ自ラ利シ以テ漕租ヲ少
ナカラシメ因ツテ以テ地方融通唯一ノ機関トナレリ此因襲
ナル習慣ハ固ヨリ早晩改革セザルベカラザルハ言フヲ俟タ
ズ然ルニ顧問ハ此徵税法カ地方金融機関トナレル
コトニ想到セズ代ルベキ金融機関ヲ設ケズ直ニ徵税
シテ直ニ中央ニ郵遞セシム是ニ於テ商民ハ金ヲ懷キ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

テ租米ヲ買收スルノ便アリ農民ハ一時ニ機関ヲ失ヒシヲ以テ米苞ク桃ニシテ饑ニ泣クニ至レリ加之向キニ財界恐慌ノ時ニ當リ政府ハ八十五万円ヲ下附シテ救濟費ニ充テシメタルニ目賀田顧問ハ度支部ノ流用金ト強制ノ株金トヲ合セ十八万十五円ヲ以テ金庫會社ヲ起シ名シテ救濟施設ト云フ名ハ救濟施設ト雖モ其實ヲ按ズレバ動產担保ニ對シテ期限ヲ二ケ月以内トシ日歩ヲ四錢五厘トシテ不動產担保ハ三ケ月以内日歩五錢五厘トセリ而シテ地方支庫ナルモノハ本社ト連絡アルヲコトナリ救濟資金四十万円以上ハ既ニ駐在財務補佐官ノ下ニ在リテ補佐官ハ一種ノ官營金或貸下ヲ營ムノミナラズ本國商民ハ韓民ノ名

ヲ借リテ之レヲ己レカ商業ノ資ニ供セルモノ多シ其貪婪ニシテ姦ヲ逞シウスルコト迥カニ韓官ノ右ニ出ツ我邦人ハ何ヲ以テカ狐ノ如キ此狡黠ヲ敢テスルや韓民ハ何ヲ以テカ羊ノ如ク柔順ナルや嗚呼韓民モ亦人ニ非ズや若シ適マ義憤胸ニ交ハリ自ラ慷慨ヲシテ措ク能ハス赤手ヲ奮ヒテ蹶起スルモノアレハ曰ク排日党ノ使嗾セルノミ曰ク火賊ノ剽竊ヲ行フモノミト其衣ヲ剝キ其食ヲ奪ヒ其手足ヲ枷鎖シテ窈々冥々タル曠野ノ中ニ呻吟セシム噫生レテ喪家ノ狗トナルモ寧ロ韓人トナル勿レ之ヲ君主ニ訴ヘンカ君主ハ權勢アルヲ知リテ國民アルコトヲ知リタマハス之レヲ隣人ニ訴ヘンカ命仇ト謀ル人面アリテ人語スルヿ能ハス人心アリテ人為スルヿ能ハス真ニ憐ムベカラズや郭泰鉉

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

悲シテ曰ク我政府ノ救済施設ハ某等ノ輿望ト相距ルコ
ト千万里ナリト況ヤ今ヤ徴税ノ法ヲ更メ突如トシテ地方金
融機関ヲ奪フニ於テヲヤ顧問ニ在リテハ卯ヲ見テ時夜
ヲ求ムルノ切望ニ出テシナラシモ代用機関（即チ文明式金融
機関）ヲ設備セズシテ直ニ旧機関ヲ破壊セラレシノミニ止リ
タレハ韓民ノ感スル所ハ曰ク愈ヨ出テヽ愈ヨ虐ト大シ
目賀田顧問ハ豈好ンテ民ヲ虐ストモノナランヤ然ルニ郭
泰鉉カ所謂千万里ナルヲ致スコト事々皆然ル所以ノ
モノハ亦郭泰鉉カ所謂世界ノ現状ニ遅ルヽコト数百年秩序
整正ハズ人智幼稚ナル国状ニ処シ唯儒学説ノミヲ固守セラルヽ
ニ依ルノミ顧問ハ焦慮シテ一日モ早ク緒ニ就カシコトヲ欲シ
韓民モ呼號シテ瞬時モ水火ヲ適レシコトヲ欲ス顧問ノ期

スル所ト韓民ノ望ム所ハ肝膽モ啻ナラス而ルニ顧問ノ施設
スル所ト韓民ノ受クル所ハ毎ニ相氷炭ニシテ保護ノ名ハ虐民ノ
實トナリ改善ノ声ハ怨讟ノ府ヲ築ク之ヲ以テ我　天
皇陛下ノ徳澤ヲ韓民ニ被ラシメント欲シ統監閣下独リ子
撫ノ情念ヲ深クシタマフモ適〻ニ以テ乖離ノ因ヲ側テ向隅
ノ歎ヲ切モシムルニ過キス況ヤ統監府ノ注告スル所駐屯軍ノ
命令スル所顧問ノ陰ニ在リテ韓皇ヲ救シタマフ所或ハ重
複シ或ハ矛盾シ支離滅裂シテ一モ統率スル所ナキヲヤ我
對韓ノ方略ハ将ニ空シク禍根ヲ百歳ノ後ニ結フノ豊
公ノ役後ノ如ク井伯浦子ノ敗後ノ如クニシテ止ミトスル丈シ
所謂改革ナルモノハ子産ノ敏才ヲ以テスルモ三年ノ後始メ
テ其徳ヲ謳フ故ニ或ハ十年ノ計畫ヲ立テ或ハ畢生ノ

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

効果ヲ期シ深ク謀リ遠ク慮リ深象家ニトシテ科ニ
盈チテ而ル後進ムベシ今奇功ヲ一夕ニ徼メント欲シ
テ徒ラニ韓民ヲ敺ル　陛下堯天ノ仁日ヲ仰キ帝都テ
栄日ノ昌ナヲ霓望セシム嗚呼此レ誰ノ罪ソヤ嗚呼此レ
誰ノ責ソヤ此ノ如クニシテ朝令暮改シ此ノ如クニシテ
矛盾枘鑿シ無主ノ舟ノ流タルカ如キノ間列強ノ氣
運忽チ變シ一波萬波ヲ徼シ龍驤虎嘯スルノアルニ
至テハ何ヲ以テカ宜ク斯国ヲ處スヘキ此レ不肖カ夙夜
寝寐タル所統監閣下ニ批閲スルノ已ムヲ得サル所以
ナリ惟フニ夫レ統監閣下ノ聖敕ヲ奉シテ茲土ニ涖マ
レタマフ所以ノモノハ誠ニ皇徳ヲ韓民ニ布キテ保護
ノ實ヲ全クスルニ在ルヤ言ヲ俟タス然ルニ徒ラニ民怨

ヲ購ヒ禍根ヲ結ヒ志業ハ三千里ノ阻隔ヲ致シ其肝膽ヲ秦越
ニシテ以テ万一不諱ニ至ラハ唯タ　皇上ノ聖徳ヲ傷ケ國
威ヲ損スルノミナラズ侯カ無前ノ鴻烈ハ一簣ヲ九仞ニ虧キ職
ヲ後代ニ類セシ不肖侯ノ殊恩ヲ蒙ル豈細心ニ稟議シテ報效
スル所ナカルヘケンヤ請フ更ニ密事ヲ具陳シテ我兄ノ斡旋
ヲ請ハン彼ノ一進會ナルモノハ民衆ノ政社タリト雖モ其根ノ
存スル所ハ宗教ニアリ今ヲ距ルコト八十四年前崔濟愚ナルモノ
アリテ尚州ニ生レ儒佛仙三道ノ蘊ヲ究メ更ニ歐洲百科ノ
學ヲ博捜シ天道大元經ヲ著シテ四十余年前始メテ之レカ宣傳ニ
從事ス名ケテ天道教ト云フ其言ニ曰ク無極ノ大道ハ徳ヲ天下ニ
布キ廣ク蒼生ヲ濟ヒ國ヲ輔ケ民ヲ安ンスルトモノナリト李朝ノ
終ニ末魯縞ヲ穿タス其國状ハ豐年上ニ結ヒテ解クル時ナク

末

大共ハ空シク紫塵ニ薙マレ貪官汚吏獨リ殘羹ヲ恣ニシテ八道赤
子ノ肉ヲ俎ニシ青燐權門ニ燃エ氣ハ稷宮城ヲ鎖サシ山河灑
ニトシテ生靈復生氣ナリ財アレハ夷人ニ奪ハレ身危クスルヲ以テ
財ヲ不祥ノ物トシテ蓄エス智アレハ吏ニ惡マルヽヲ以テ愚ニ若カス
トシテ學ハス萎靡敗隳既ニ其極ニ至ルニ當リ崔先生獨リ浩
然ノ氣ヲ吐キテ萬姓遊離ノ魂ヲ招ケリ詰ニ曰ク飢タルモノハ食
ヲナシ易ク渇セルモノハ飲ヲナシ易シト昏々タル衆民ハ始メテ
天樂ヲ聽キシカ如ク我濟生主ナリ我慈父ナリト呼ヒテ其下
ニ麕集スルニ至レリ事遂ニ朝廷ニ聽ク朝廷大ニ驚ト邪說
ヲナシテ民ヲ惑ハスノ罪名ヲ以テ太郎府ニ緝捕セシム遂ニ以テ
力解セリ是ヲ天道教第一祖トシ民衆ヲ標榜シテ暴吏
ニ抗スルノ氣運ヲ醸セリ其上足人崔時亨モ亦尚州ニ生ル師ノ

憤死ヲ見テ益々其志ヲ勵マシ教徒ニ擁立セラレテ第二祖トナル
時亨ハ八道ヲ巡化シ死生ノ涯ニ出入シ終ニ教徒二十万ヲ得タリ
然レトモ京城ニ押送セラレテ死刑ニ處セラル事纔カニ十余年
前ニ屬ス東亞ノ巴爾幹半島ニ爆藥ヲ吹キ日清戰役ヲ媒シ
タルモノハ實ニ時亨カ高弟金琫準金明淑孫秉熙等是ナリ
而シテ弱年ヲ以テ時亨カ後ヲ繼キタルモノハ即チ今ノ一進會
長李容九ニシテ實ニ一百万ノ教徒ヲ有セリ容九ハ幼時崔
夫子ニ親炙シ夙ニ麒麟兒ヲ以テ目セラル第三祖ノ立ツニ及
ビ三祖ヲ助ケテ心力ヲ傳教ニ竭スモノ十五星霜又日本ニ遊ビ
テ文物ヲ探レリ今ヤ彼カ颯爽タル英姿ハ一百万ノ信徒ヲ
渇仰セシメ教名ヲ侍天ト改メ教長ノ名ヲ以テ第三祖位
三祖ニハ孫秉熙ヲ推セシモ故アリテ分裂シタレハ李容九ハ侍天

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

教トシテ第三祖位ニ薦メラレタリ ニ薦メラル誰カ期セン此第
三祖ハ即チ百万ノ民団タル一進会長ナリ彼レ入リテハ侍
天教長トシテ人心ヲ団結セシメ出テハ一進会長トシテ政府ト健
闘シ二年有余ノ暴壓ニ堪エ数千人ノ會員ノ虐殺ヲ忍ヒ
終ニ今ハ内閣ヲシテ彼カ一言一行ニ従動セシムルニ至レリ
李容翊カ梟雄ノ才ヲ以テ韓国無比ノ財富ヲ有シ韓皇
無上ノ寵倖ヲ荷ナヘルスラ彼カ辞職勧告ニ對シテハ終ニ解
却シテ国外ニ遁逃スルノ已ムヲ得サルニ至レリ此レ其根深ク
帯国ノ宗旨ト政見トノ命スル所ハ奮身ヲ以テ之ヲ奉ス
ルニ由ル今李寛容九ノ策スル所ハ曰ク韓ノ民衆ヲ済フニ
ハ唯一策アルノミ今ノ一進会内閣ヲ組織シ心ヲ統監府ニ
戮セ以テ漸次革弊スルコト上策ニ似タリ然レ氏今ノ上位

ニアヒハ革新ノ効果ハ決シテ收ムヘカラサルコト火ヲ観ルヨリモ明
ナリ故ニ以テ上策トスヘキニアラスト雖氏今上ヲ廃シ奉リテ
日韓聯邦ヲ組織シ以テ秕本ノ革弊ヲナスコト下策タリト
雖氏寧ロ上策タラント不肖曰ク所謂上策ノ行ハレシハ古ヨリ
其例罕ナリ所謂下策最モ妙ナラン然レ氏下策ヲ行ハハ民
心ヲ動カス哉　天皇陛下ハ特ニ韓民ニ二年ノ租税ヲ免除
シタマフヲ要スト李容九曰ク誠ニ此ノ如クナラハ民情自ラ
定マラサルヲ得サルナリ韓民ニアリテハ有史以来未タ曾テ有
ラサルノ仁政ヲ目覩ス韓民ノ聖恩ヲ仰クコト蓋シ嘗ニ如
何ナルヘキ誠ニ是ノ如クナラハ聯邦ノ実ニ永ク其慶ニ頼
ラン若シ此事ナシト雖トモ果シテ貴邦ノ同情ヲ得ハ盟
ノ自由行動ヲ傍観セラレシハ容九ハ一ノ日本人ヲ煩ハサスシ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

テ東リ定メンコト不肖曰ク幸ニシテ聯邦成リ免税モ亦行ハレ、
ヲ得ハ此免税期間ニ於テ毎戸六人ノ徭ヲ起シ以テ全国ノ
道路ヲ拓カニ亦其期間内ニ於テ地券ヲ発給シ以テ徴税ノ
根本ヲ立テン百年ノ大計ハ此二大事業ニ基キテ糾紛タル
積弊ハ刃ヲ迎ヘテ解ケン今ヤ我統監閣下ハ既ニ宋秉畯
ノ言ヲ容レラレシト雖モ未タ軍司令部ニ移牒セラレス警
察部モ亦怒リ貴下ノ決心既ニ此ノ如シ不肖請フ身ヲ以テ
統監閣下ノ英断ヲ乞ヒ一百万衆ノ輿望ニ副ヒ二千万人ノ
倒懸ヲ解カシメンコト李容九大ニ喜フ是レ去ル九日夜言議
セシ所ナリ不肖敢テ言フ韓土三千里疆一百年ノ大計ハ二
千万円ノ借款ヲ以テ定メラルト夫レ異常ノ事アレハ必ス異
常ノ効アリ異常ノ効アラハ必ス異常ノ應アリ在昔

仁徳天皇ノ位ヲ弟王ニ避ケタマヒ遂ニ弟王ノ登遐ニ遇ヒテ
寶祚ニ上ラセタマヒシヤ天下ニ三年ノ租ヲ賜ヒ宮室ヲ修メス
シテ高台ノ御詠アラセタマヘリ歴世聖風ヲ慕ハセラレ或ハ全
賜シ或ハ減賜シタマフモノ汗青ノ上枚挙ニ遑アラス今韓
民カ其主ヲ弃テ、併合ヲ我ニ乞フニ至リシモノハ抑モ亦何カ故
ソ誠ニ苛税ニ斃サレテ民自立スル事能ハサルニ至リシニ由ルナリ
故ニ宜ク先ツ其税ヲ賜ヒテ之ヲ慰藉シ之ヲ休養セシメ
陛下日月ノ慈光ヲ假リテ誠ヲ新附ノ民心ニ捕ス
ヘシ事或ハ千載ノ古典ニ屬シテ當世者流ニ笑ハルヘシト雖
トモ 天皇ノ邦ハ欧米人ノ掠奪ノ如ク然ルヘカラス新
ニ 天皇ノ赤子トナルモノ必ス異常ノ恩典ニ浴セシムルヲ要
ス萬国無類ノ恩典ヲ以テ之ヲ新附ノ民ニ加フ萬国必ス

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

驚歎シテ曰ハク美ヲ盡クセリ善ヲ盡クセリ仁至リ徳至レリト
而シテ此異常ノ事ハ必ス異常ノ大効ト妙應トアリ二千万円
ノ借款ハ責キニ似タルモ利スル所ハ幾十億ナルヲ算スヘカラス
今ノ韓政府ノ歳出ハ一千三百九十六万三千三十五円ニシテ歳
入ハ一千三百十八万九千三百三十六円ナリ而シテ其韓民ニ賜フベ
キモノハ地税戸税驛堵税漁塩税船ノ七目トス港税礦
税等ノ如キハ韓民ニ課スルニアラスシテ外人ノ負担スル所ナリ
又官業ヲ以テ収利セルモノハ固ヨリ今ノ撰ニ非ス故ニ七目ノ
額ニ年ヲ通算スルニ一千二百五十四万三千三百六円ニ過キス
之レヲ賜額ノ全分トス租ヲ賜ハルノ日ハ聖詔ヲ傳発シテ新
民ヲ勞来シ且ツ嚴令ヲ発シテ曰ハク今ヨリ以往官吏ハ一切
民物ヲ受クルヲ得ス若シ一毫タリト雖民受ルモノハ重刑ニ

處セント又民ヨリシテ取リシモノヲ訴ヘシメン此ノ如クスルコト二年ナ
ラバ貪官汚吏屏息シテ倉民ノ積習常ニ得ル弊ノ諸ヲ
除クベシ凡ソ民ニ害キモノハ租税ニ若クモノナシ故ニ官吏ハ
行ク所トシテ屏息セザルヲ得ズ而シテ山ニ蟄スルノ翁媼ヨリ
櫂ヲ挾ムノ舟子ニ至ルマデ亦必ス聖恩ニ感泣セザルヲ得ス豈
新興国ノ盛事ニ非ズヤ然レ氏此レ異常ノ事ニシテ未タ
異常ノ大効ヲ舉ケタリト謂フヘカラス不肖カ計ル所ハ
此異常ノ機ヲ利シテ韓土ノ二大根本ヲ定ムルニ在リ一ハ地
券ヲ発給シテ籍田ノ古制ヲ摸シ以テ量地ノ弊ヲ豫備シ
一ハ新道ヲ開キテ交通ヲ便ニシ且ツ以テ堤坊ニ代ヘ以テ築
堤治水ノ舉ヲ節成スルコト是ナリ今ノ度支部百五十万円
ヲ投シテ四道ヲ開通スルノ算アリ今年ノ豫算ニ上レル

モノ四十五万四千円ナリトス此レ總ニ四道ノ計ノミ不肖ハ更ニ此機ヲ利シテ両年間ハ毎戸六人ノ徭ヲ発シテ免税期間ニ於テ盡ク各道ノ通路ヲ開カント欲ス毎戸六人ノ徭人歓呼欣舞ノ時ニアリテハ殆ント其労ヲ知ラサラン然レトモ毎戸六人ヲ餘セハ千二百万人以上ノ徭夫ヲ得ベシ若シ毎人五十銭ヲ給ストセハ両歳ノ計ハ一千二百五十万円ナリ此レ皆無給ナリトスルモ技師ノ量地傭夫ノ器械買収スベキ路盤ノ費橋梁砂石ノ用ヲ合併セバ少ナカラス想フニ毎道三十万円ヲ豫備セハ修理費ニ剩ヌヲ得ン故ニ此機ヲ利シテ此大土工ヲ完全セシメ以テ交通ヲ利スルノミナラズ以テ洪水ヲ防止シテ他年ノ築堤ヲ促カサン全道ヲ通算スレハ三百九十万円ニシテ足ル而ルニ総ヲ合スレハ文ニ千六百四十万円ナリ此大事業ハ万歳聲裡

ニアラサレハ容易ナラザルモノアリ故ニ賜租金外三百九十万円ヲ要スルナリ復タ次ギニ最急ナルモノハ地券ナリ韓国ニ難レズル所ノモノハ地籍ノ紛籍ヲ理スルヨリ難キモノナシ今日賀田顧問ノ徴税法ヲ整革セラルヽヤ未タ其本ヲ究メラレス故ニ常ニ多農商ノ之ニ苦ムノミナラス地方官吏ハ率ネ反抗ノ色ヲ現ハシ流言ヲ放チテ曰ク郡衙ニ納税セシメスシテ日本郵便事務所ニ徴税スルハ此レ日本カ直ニ韓民ノ税金ヲ収納セントス愚民何ヲカ知ラン直チニ以テ信然ナリトシ義憤巷ニ填チ處々ニ乱ヲ起スニ至レリ東吏モ亦或ハ官簿ヲ盗ミテ逃遁スルアリ郡守モ亦擾吏ニ窮シテ掛冠セシモノアリ而シテ我カ郵便局員モ亦襲撃ニ遭ヒ身ヲ以テ纔ニ脱レシモノアリ三百四十三郡ハ混々訛々トシテ徴税難ノ窮境ニ陥リ官民倶ニ沸騰シテ徴税

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

釐革ハ竟ニ不測ノ禍ヲ蒙ヒタリ 察スルニ夫レ韓國ノ習慣
ニハ各郡隱田隱戸アルモノアリ甚シキ大郡ニアリテハ隱戸三四
百戸隱田二千結小郡ト雖トモ隱戸四五十戸隱田四百結此
レ皆地方吏員ノ世襲セルモノト郡守ノ秘密收入ニ充ツベキ
モノトニシテ觀察使ヨリ内務大臣ニ至ルマテ其恩ニ霑ヒタリ
今一令ヲ以テ此沈痼ニ毒セントス 目賀田顧問ハ所謂吏
乱タルモノヲ知ラザリシカ民乱ハ靖スベキモ吏乱ハ靖スベカラ
ザルヿ韓國ノ古事即チ然リシヲ知ラザルカ顧問或ハ曰ハン
我法ハ正シ詳悉ハ至レリ靖乱ハ吾事ニ非サルヲ如何セント悪事ノ
出ツル所ハ必ス宮中府中ナリ悪声ノ入ル所ハ唯一ノ統監府ノミ
統監府ナルモノ其レ亦病マザランヤ此レ我レ民影ヲ逐フヲ以テ
民亦官影ヲ逐フニ非サルナキヲ得ンヤ抑モ吏乱ハ民乱ト併発

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

セリ結税ノ官簿ハ必ス焼カレ或ハ盗マレシ釐革華總ニ端ヲ啓キ
テ原簿既ニ烏有ス將タ安クニカ税ヲ検セン顧問ハ且サニ此
歳計ヲ如何セントスル幣制ノ失ハ交換ヲ遅期スルノ名アリシモ國
計ハ延縮シ得ベキニアラズ抑モ何ノ理由ニ據リテカ我威信ヲ
墜サスシテ國民ノ義務ヲ延縮セシメシ勢此ニ至ル唯威壓シテ
之ヲ強行スルノ一途アルノミ 今年ノ徴税ハ已ニ業ニ三分ノ一ヲ係ス
ベカラズ若シ吏乱益ス甚シキニ至ラハ悉ク官簿ヲ失ヒテ奪
曲スル所ヲ知ラサルニ至ラン故ニ急ニ應之ノ計ヲ定メテ家同
ヲ聯邦成立ノ大事ニ轉セシメ事成ルニ及ヒ直ナニ賜租ノ名
ノ下ニ徴税釐革ノ擧ハ名實俱ニ自滅セシメ代フルニ地券
ノ発給ヲ以テセシ然ラハ則チ前一年ノ賜租ハ租スルヿ能ハサ
ルノ租ヲ賜フノ已ムヲ得サル賜ニシテ而明年ニ亘ルノ賜モ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

今年ノ賜ヲシテ烽燧ノ賜タラシメテ烽燧ノ効ヲ奏セシムベ
キ賜ノミ地券ヲ発給スルノ日ニハ令シテ曰ハン夫レ人ハ土地ニ
養ハル人アレハ之レ土地ナリ故ニ耕主アルノ土地ニハ地券ヲ発給
シテ耕主ノ主権ヲ確保セシ国民宜シク地券ヲ受ケテ紛争ノ
根ヲ絶チ耕作ノ安固ニ永享スベシ夫レ韓国ノ土地ハ韓
国ノ有ナリ故ニ地券ニ據リテ耕主ノ主権ヲ証スルヿ能ハザルノ
土地ハ前キニ耕シタリト雖圧今ハ耕主カ自ラ主権ヲ棄テタルモ
ノナリ是ヲ以テ三千里疆ヲ挙ケテ地券ナキノ土地ハ何處ヲ問ハ
ズ願人ノ請ニ任セテ其情ヲ察ネテ地券ヲ発給セシ若シ夫レ
隠田隠戸アラハ此時ヲ以テ其家産権ト耕主権ヲ確保セヨ然
ラザレバ他人ニ主権ヲ獲ラレテ後遽ニ自ラ悔ユトモ国ハ其自
棄セル権ヲ保スルノ義務ナシト此令一タビ出テナハ賜租ヲ敵テ

ミタマフ至聖至仁ノ　皇上ニ新附セシ良民ハ更ニ開闢無
前ノ恩典タル財産ノ保障（韓民ノ生命財産ハ国王ノ所
有ナリシ）ヲ獲テ始メテ其家屋ヲ家住トシ其田園ヲ田園トシ
之ヲ子孫ニ永享セシムルノ快楽ハ覚エス万歳ヲ呼フベリ隠
蔽セル姦吏モ他人ニ地券ヲ受ケラルヽヲ懼レ且ツ永享ノ利
タルヲ慮リ争ヒテ隠田隠戸ヲ籍スベク而シテ外人ノ土
地ヲ買ヒテ屢ハ詐術ニ隠レルモノモ始メテ意ヲ地券ニ安ン
セシ此地券発給費ヲ一郡一万円トスレバ三百四十二万円ニシテ足
ル此法太タ簡陳ナリト雖圧文明ニ後ルヽコト数百年ナル国
状ニ照セハ却テ要ヲ得タリト謂フベシ亦唯タ文運ノ進ムニ
従ヒ主務地ヲ測量シ地質ヲ考覈シ以テ地価ノ等級スルノ
業ヲ作ルニアルノミ然レ圧此地券ヲ発給スルニハ毎券五十銭

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

ヲ收納スルヲ至当トス何トナレハ政府ハ免税ニテ政費ノ過半ヲ
失ヒシ時ニ當リ此大事業ヲ起シテ二千万人ニ財産所有ノ
大權利ヲ與ヘ二年後ニ於ケル監税ナカラシムルノ準備ヲ
ナスヲ以テナリ其監理者カ地券ヲ發給スルニ一券二円ノ
率ナルニ比スレハ廉ノ又廉ナルモノトスヘシ然トモ其利ヲ
算スレハ全國田園結数ノ表記セラルヽモノ約五十万結
ナリ一結一券ヲ附スルト假定スルモ二十九万円象位ヲ二百
万戸トスレハ百万円之レニ隠田ヲ加フレハ隠田ノ数モ亦決シ
テ三千万結ヲ下ルコトナケン其受券料又十五万円ナリ
且ツ争フテ地券ヲ受ケ年々權利ヲ確カメント欲シテ爭至
スルニ至ラハ禾ヲ山嶺ニ植ヒ耜ヲ水濱ニ毀チ以テ
相争フニ至ラン況ヤ四民平等両国一民ナルニ於テ

ヲヤ其土地ノ籍ニ入ルモノ將ニ今日ニ幾倍スルヤヲ測ラレザラ
ントス嗚呼二大根本ノ立ツハ賜租ノ効ナリ而シテ其應変ニ此
ノ如キモノアリ其二千万円ノ借款ヲ償フコト亦何ソ本國ヲ煩ハサン
ニ以上列挙スル所ノ賜租金額事業費ヲ合計スレハ一千九百
八十六万三千三百六円トス借款二千万円ニ於テ十三万六千七百円
ヲ剰ス又願クハ以テ聯邦組織費ノ缺ヲ補フヲ得ルニ不可ナカラン
略ハ大要此ノ如シ此全國ニ脉リテ一條ノ血路ヲ啟開シ以テ凱
歌ヲ奏スルハ唯此一門アルノミ統監閣下誠ニ前議ヲ采用シ
ニ重ンジ李容九ガ赤心ヲ貫シ彼等ニ廃立ノ挙ヲ自由ニセシメ
我ハ新附ノ民ヲ慰藉シテ二年ノ租ヲ賜ヒ聯邦新立歓呼ノ下
ニ二大事効ヲ挙ケテ韓土千秋ノ基ヲ開キタマハヽ統監閣下
ハ実ニ韓民ニ神事セラレン韓民ハ民ヲ重シトシテ君ヲ軽シ

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

トセンノ風アレトモ愛国ノ情ハ下民ニ冷ネウシテ諭ルコトナシ彼ノ決スル所ニシテ我之ヲ決スル能ハズンバ天下ノ事已ミヌト謂フベシ然レドモ統監閣下ノ深図遠計機ヲ制シテ霊応妙用シタマフコトハ毎ニ神龍ノ巻舒スルカ如シ一タビ此計ヲ決セラレナバ貴ニ何ゾ言ヲ容レン然レドモ統監閣下或ハ独断シタマフコト能ハザルノ情ナキヲ保シ難シ我先ヅ請フ元老諸公ノ間ニ周旋シ統監閣下ヲシテ此大事断行セシメタマヘ統監閣下ニシテ若シ許サザルノ事情ヲ生スルコトアラハ請フ元老諸公ノ内ヨリ必ズ一元老ヲ強ヒ急ニ起チテ敝邦成立ノ重任ヲ佩ハシメタマヘ今日ノ事ハ天下ノ大事ナリ敢テ我カ私ニ非ス我ガ請フ斯ノ大難ニ當リ自ラ其責ニ任シ以テ廟堂諸公ノ機宜ニ應シ編纂ヲ空前ノ快事ニ轉ゼラレンコトヲ切ニ願フ逡巡ノ間大事ヲ逸セシメタマフコト勿レ書ハ言ヲ盡サズ統監閣下ノ召電ニ接スルヲ得ハ不肖當ニ倒履シテ明教ヲ面稟セン

頓首謹言

明治四十年一月十四日　硬石良平拝疏

墨坡我兄梧下

時に一進会の財政、愈よ窮迫して、殆ど支ふべからず、宋秉畯は切に朴泳孝を迎へて、一進会総裁に戴かむと欲し、十二月末、前一進会長尹始炳を日本に遣せり、此れ望月竜太郎の画策する所なりしといふ、予は始めより之を知らず、上京中統監より旨を受けたる事を以て、鶴原長官に謀り、半載間毎月二千円を、一進会に、補給することゝなしたり

統監の召電

鶴原長官、統監の召電を傳ふ、即ち二十四日を以て発程すべきを豫期し、倉皇補給金支出の方法を立てたり、又宋秉畯は十二月中、既に李始炳を東京に遣はし、朴泳孝を迎へしめたれは遂に之を予に謀る、予は遂事を諫めずして其言に従ひ、又心窃かに之を疑ひたりし、当時再ひ統監に上る書をも草せしか、召電に接するに及ひ、之を撤して発程したり、

予は二十四日を以て京城を発せり、此日皇太子嘉禮の式を挙ける水田中宮内大臣、勅使として之に臨み、上下雜沓を極む、此時に際し一進會評議員百名は二十二に對する八十の大多数を以て、意外の大事件を決したり、其要一進會の心願状今日に及へる以上は、最早尋常手段の、能く之を救濟すべきにあらず、而して一進會の名を以て、直律して之に備るときは、更に韓政府及

統監府の迫害を蒙ふるに至り、所謂角を切りて牛を殺すの編を免かれと、然かも其主張の下に、各自激烈なる活動をなすには　　　き、總務員に迫るに　　　、而して此補給金ある

予　　　報して曰く

直ク柏屋ニ御出ラセフ

乃ち築地柏屋に往きて、杉山を見しに杉山の意見は、統監の其職を重せらるゝ、或は持重に過ぎて、機を逸するの虞あり、統監をして勇断せしむるには、先つ山縣、桂の諸老を説き之か後援たらしむるに若かすと、而して杉山は、二十九日を以て発程して釜山に赴けり二十八日、予統監を霊南坂に訪ひ其後の京城政

左の端から3行目。
毎月2000円
64円

鶴原長官、統監の召電を傳ふ、即ち二十四日を以て発程すべき
を豫期し、倉皇補給金支出の方法を立てたり、又宋秉畯は十二月
中、既に尹始炳を東京に遣はし、朴泳孝を迎はしめたれは遂に
之を予に謀る、予は遂事を諌めずして其言に從ひ、又心竊に之
を疑ひたりし、當時再ひ統監に上る書をも草せしか、召電に接する
に及ひ、之を撤して発程したりし、
予は二十四日を以て京城を発せり、此日皇太子嘉禮の式を挙げら
れ、田中宮内大臣、勅使として之に臨み、上下雑沓を極む、此時に際
し一進會評議員百名は二十二に對する八十の大多數を以て、
意外の大事件を決したり、其要一進會の心膓状今日に及べる
以上は、最早尋常手段の、能く之を救済すべきにあらず、而して
一進會の名を以て、直往して之に當るときは、更に韓政府及

統監府の迎害を蒙むるに至り、所謂角を矯めて牛を殺すの禍
を免かれし、然かも其主張の下に、各自激烈なる活動をなすに
はと、乃ち其評議員は、袂を聯ねて其默認を、總務員に迫る
に至れり、李容九等百方慰諭する所あり、而して此補給金あ
るに及ひて、僅に小康を保つを得たり
予二十五日東京に着す、二十七日杉山茂丸電報して曰く
直ク柏屋ニ御出ヲ乞フ
乃ち築地柏屋に往きて、杉山を見しに杉山の意見は、統監の其
職を去らるゝ或は持重に過ぎて、機を逸するの虞あり、統監を
して勇断せしむるには、先つ山縣、桂の諸老を説き之か後援た
らしむるに若かすと、而して杉山は、二十九日を以て発程して釜山
に赴けり、二十八日、予統監を靈南阪に訪ひ其後の京城政

況を報告し、將に條後の事に及はむとす、偶ま村田少將來る
乃ち翌日午後四時を約し、直に杉山を見て統監訪問の顛末
を告く
翌日午後四時、又統監を見て、朴泳孝を歸朝せしむるの非を
説き、進むて、宋秉畯が長谷川大將の激怒に遇ひし顛末に及
ひ、更に大改革の件めに及ふ、統監曰く、鶴原將に上京せんとす
其來るを待ちて熟議せむと、乃ち之を杉山に報す、杉山大阪より
返電して曰く
長官ノ上京ヲ利用シ顧問制度ノ改革ト共ニ一進會ノ計
畫遂行ヲ祈ル（三十一日大阪局）
三十日書を木内總長に寄す其書に曰く
拝啓歸來統監と兩度懇談を遂けたる結果は長官の歸

着を待て熟議すへしと申され候に付、只今鶴原長官着京の
期を待ち居候、野生今回統監に對し建言せし所の要旨は
韓國の事一昨年締結せられたる日韓協約の範圍に於て、
我保護國たるの實を擧けむとするは恰も木に縁て魚を
求むるの觀あり、如何となれは外交權のみは我か手に收むるを得
しと雖も内政は指導すに任すと云ふ空漠たるものなれは韓
皇及ひ韓官か指導の命に從はさるときは如何ともすへき權
利なく、加ふるに韓皇の人と爲り韓官の狡猾譎詐なる到
底指導して命の儘に頤使せらるへきものに非すされは顧
問を置き屋上屋を架きて徒に統監府の不統一を來さし
むる不便を生しあり之を以て百尺竿頭一歩を進め大政委任の
權を握り内閣は統監府に移し皇帝には宮内府のみ

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

を直属せしめ全く政権と皇帝とを分離せしめ政令一途に出づるの道を作らされは我保護国とせる実蹟は扨て置き今の儘の政事経済と革新する能はず却て災目睫の間に起らむとする形勢あれは此際統監の専断を仰ぐ而して大権委任の協約を締結するに就て国内人民の紛擾列国の異議を招く畏れあるを以て決行の手段方法は頗る研究を要すべき事にして野生か企図する所は一進会をして大皇帝に向って政事の改革を迫らしめ一波瀾起るに乗し統監府は其仲裁の位置に立ち陰に皇帝大臣等を壓して委任権を取るを以て上策とし昨年の如き手段にて取るを下策とす今二策何れか最も可なるべきを考慮するに内外の形勢に鑑み我より進んで求むるは頗る可ならさるものあれば大権を収むるの餘義なき所以の理由を作らざるべからず斯くするには一進会を使嗾して事を醸さしむるを以て萬全の策とす況や韓民一般の動揺を衛くに於て一進会の便利なるに於てをや愈此策を用て実行の時機に臨まは尚ほ云ふあらんと一切の所思を披瀝仕置候統監は既に或は決してせらるる所あるか帰任を急がれ居り本月中旬渡韓する筈なれは良平は亦之れ迄帯並して余に随行致し度と仰せられ候長官帰着の上は進んで統監の鬱慮も拝聴すると得べけれは何れ其節再報仕可く候也

一月三十一日　　内田良平

二月一日山座政務局長を訪ひ京城の情況と統監の意向と支那の情況とを語り午後外務省に至り山座局長又倉知

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

参事官を見て朴泳孝か帰韓の非を論し、共に凝議する所あり

二日書を統監に上る、

良平曩キニ書ヲ上リ、頻ニ其罪ヲ知ヲセラレ、教ヲ示クスルヲ得タリ、良平即チ服膺シテ、僅ク自ラ急躁ヲ戒メ、心ヲ平ニシ、情ヲ陰ニシ、更ニ内外ノ形勢ヲ察シ、此ニ危機ノ伏在スル所ヲ付リ、安居シテ命ヲ俟ツニ堪ヘス、再ヒ書ヲ裁シ、此ニ敢テ請フ所アラントス、閣下宜シク微衷ノ存スル所ヲ察シ、更ニ垂教ヲ玉ハヽ、良平一死モ亦憾ミナシ

今ヤ韓国ノ状勢タルヤ之ヲ一般農商業ノ情況ニ察スルシハ、貨幣改革ノ失敗ヲ以テ徴税改革ノ難渋ヲ来タシ民心信ヲ新政ノ上ニ措カス、民乱吏乱、得ニ此間ニ乗シテ以テ雑生シ、不抜ノ禍根ヲ疑帯セシメシトシ、之ヲ宮廷部内ノ

総

政権争奪ノ情況ニ察スルモ、貴戚親臣ノ陰謀権変更ニ一層ノ険悪ヲ加ヘ、韓家五百年ノ積弊ヲ助長セントスルノ傾アリ、是ヲ以テ之ヲ我顧問諸員ノ措置ニ考フレハ、其一止一動ハ枝ヲ前アリ葉ヲ摘ミ或ハ変シテ死文空令ノ雨下トナリ、或ハ変シテ地方小吏ノ更迭トナリ、紛然雑然トシテ、殆ト帰一スル所ヲ知ラス、良平窃カニ以為ラク是レ　閣下ノ韓国ヲ保護指導セラルヽノ高旨ニ乖戻スルノ甚シキモノニシテ、列邦視目ノ傾注スル所、一日ノ小康ヲ以テ、欺テ免カルヘカラサル一大禍根トス

閣下ノ初メ日韓定約ヲ締結セラルヽヤ、実ニ韓国ヲシテ皇国ノ保護ニ附スルノ名義ヲ明ラカニセラレタリキ、其外交通信ニ大権ノ全部ヲ収メ得テ、他ノ枢要諸権ヲ緩フセラレタルモノ、意フニ正サニ執カノ已ムヲ得サルニ出テタルモノニアラサルナ

キカ、良平細思深考、略ホ　閣下高旨ノ存スル所ヲ窺知シ、當時既ニ後圖ノ術ヲ忖度シテ、半島、治道ノ至難ナルヲ嘆嗟シ、其後　閣下統監ノ大任ヲ負ヒ、統監府ノ官制ヲ編セラルヽヤ、心窃カニ謂ヘラク、其事職ト相背カサルカ、其職權ト相當ラサルカ、其權ヲ以テ其職ヲ行フ、有司其人ヲ得ルノ人任ニシテ専ナラシムベシ、然レ氏彼ノ事毎ニアリテ存スルモノハ、韓朝顧問ノ諸官、外務通信以外ハ、統監府ノ吏員、或ハ是レ笠上ニ笠ヲ戴キ、山上ノ山ヲ探クルノ観ヲナサヾルナキカト、未タ幾クナラズ、良平ノ之ヲ承テ　閣下ノ知遇ヲ辱フシ、命ヲ拝スルニ及ヒ、之ヲ二三ノ友儕ニ質セリ、皆曰ク、子其レ行テ随フベシ、死馬ノ骨ヲ拾フモノハ、當代獨リ斯公アルノミ、子惟タ知遇ノ恩ニ報フルニ平生ノ志ヲ以テシ、公ニ其身ヲ

致シテ惑フコト勿レト、爾来友儕ノ良平カ為メニ責メ且ツ圖ルモノ、精剣慎密殆ト相逼ス所ナシ、而シテ良平素餐ノ責ヲ負フモノ数閲月、曩ニ叔父平岡浩太郎ヲ喪ヒ、郷ニ歸リ、更ニ東京ニ來リ、留マルモノ五旬、外空職ノ嘲ヲ忍ビ内遠衷ノ消息ヲ考ヘ、客冬韓京ニ帰職セシニ、心ノ亀鑑符節ヲ合スルカ如ク、縮メタル頽運漢京ノ天地ニ満テリ、良平豈身ヲ吝ニシテ口ヲ緘スルノ時ナランヤ

聞ク流ニ沿テ源ヲ討ネ、級ヲ踏ンテ楷ヲ見レハ、事皆ナ其本ヲ察スルニ足ルト、良平今ノ韓國敝紕ノ本源ヲ討ネ、茲ニ其二大要素アルヲ確認ス、曰ク内政ノ実権、猶ホ韓王ノ手ニ残存セル其一ナリ、曰ク皇國ノ保護ノ実権、太タ薄弱ナル其二ナリ、之ヲ一ニセサル以上ハ、聖智アルモノト雖トモ統治ノ

實ヲナス能ハズ、良平日韓締約ノ保護名義ノ下ニ、閣下ノ其初ニ當リ、既ニ此事ヲ豫期セラレタルヲ測知シ、而シテ今次ニ處スル劃策ノ甚タ至要至難ニシテ、微末モ之ヲ苟モスベカラザルベキヲ知ラレ韓王ノ庸劣ニシテ迷私多キ、素ヨリ國事ノ一片タリモ托スベカラズ加フルニ世子天質ノ暗愚ヲ以テシ、假令讓位ノ事アルモ、宮廷ノ状態ハ百害ノ府タルヲ改メシムベカラス、又執力權ノ一片タリモ韓王ノ手ニ殘存スル以上ハ、貴戚親臣ノ私爭陰謀決シテ其跡ヲ絶タシムベカラズ、私爭陰謀其跡ヲ絶タザル以上ハ自他朝野小官細吏ノ統御素ヨリ望ムベカラズ、乃チ是ヲ措テ韓國ノ保護ヲ全フセント擬スルハ、是レ實ニ木ニ縁テ魚ヲ求ムルノ類ニシテ第一弊源ノ結果ニ今日アル素ヨリ疑フベカラス

小康以テ一時ノ静ヲ貪リ、苟且以テ一日ノ安ヲ取リ、椽ヲ去リ葉ツル塵芥ヲ捨ツルカ如ク、民ヲ見ル犬豚ヲ見ルカ如ク、教ヘズシテ導カント欲シ、懐ケスシテ服セシメント欲ス、是レ李家三百年來ノ政策ニシテ我顧問諸員亦之ヲ襲用シテ、革ムルヲ知ラザル所タラズンバアラズ、蓋シ民ナクシテ國ナク、國ナクシテ政ナシ、二千万ノ生民ヲ棄テ、一李家ヲ保護スルハ、盗ヲ悪ミテ贓ヲ營ムノ為ニシテ、第二弊源ノ結果ニ今日アル素ヨリ疑フベカラズ

乃チ現在ノ施設ト權能トヲ以テ、保護ノ實ヲ成ス能ハザル所以ノモノハ、良平能ク 閣下高旨ノ存スル所ニ依リテ之ヲ其初ニ知レリ而シテ閣下ノ明識自ラ行フベカラザルノ施設ヲナスヲ黙過セラレ以テ行ハザルベカラザルノ職責ヲ負ヒ、半島君臣ノ頭ニ臨坐セラル、其今日アルハ良平素ヨリ閣下ノ明カニ前

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

知ラシテ、期待セラレシ所タルヲ窺知スルト共ニ　閣下ニアラザル以上ハ、決シテ此局ヲ轉シテ、我保護ノ実権ヲ鞏固ナラシムル其人ナキヲ信ス、而シテ閣下ノ一止一動ハ、東洋全局ノ成敗ニ係レルヲ以テ、閣下ノ此事ヲ決行セラルヽニ於テ、内ニ諸元老ノ可否アリ、外ニ列強ノ視目アリテ、寛容易ニ企圖シ得ベカラザルヲ知ルナリ、然レトモ今其擾々タル瑣事ニ拘リテ、一日ヲ緩フスルトキハ、根葉四面ニ盤結シ、又タ拔クベカザルニ至ルハ、火ヲ觀ルヨリ明カナリ、良平心既ニ決ス、閣下須ラク一死馬ノ骨タル此良平ヲ罪シテ、國家百年ノ長計ヲ定メラレヨ

乃チ眼前ニ起ルベキ禍乱ハ、実ニ免カルベカラザルノ数ニシテ、之ヲ方面ノ責ニ托シ、隨テ起レハ隨テ鎮メ、徒ラニ陽乱ヲ化シテ陰乱ニ変セシメ、更ニ在留外人ヲシテ、此機ニ乗セシムルモノ　閣下統治ノ上ニ難障ヲ陪蓰セシムルノ凡策タリ、閣下ノ明達素ヨリ断シテ此ニ左袒セラレザルコト明ナリト雖氏、是レ國家ノ常例常範ニ屬シ、衆論ノ帰スル所ト、元老諸賢ノ閣下ヲ重シ、事務ヲ局セサル結果ハ、憾ヲ呑テ手ヲ束ネ、　閣下ノ茲ニ期待セラレタル、妙機ヲ逸散セシメ、國家百年ノ長計ヲ曠フスルニ至ルモ、亦計ルベカラザルナリ、然レトモ　閣下ノ其薄弱ナル保護権能ヲ以テ、至大至重ナル職責ヲ負ハレ、此ノ難衝ニ臨マレタル所以ノモノハ、一機一変勢ノ移ル處ニ従テ、其保護権能ヲ層進シ、韓國統治ノ基礎根底ヲ鞏固ナラシメント擬セラルヽモノタル、良平ノ早ク既ニ知ル所、良平カ同僑諸人知テ而シテ待ツ所ニシテ、良平同僑ト深ク閣下ノ一止

一動閣下ト共ニ甚タ重キヲ察シテ、閣下ノ躬ラ此事ヲ手ニ
セラレサルコトヲ祈リ、茲ニ良平敢テ請ハント欲スル所以ナリ此ノ
避ク可カラサル禍乱ヲ利用シテ保護権能ノ全綱ヲ收メラルヽハ如何
ナル動機ノ存スルモノアリテ爾ルカ、良平幸ニ陰ニ一進会ノ信ヲ
繫キ居レリ、一進会素ヨリ言動亜希ヲ敢テセス然[illegible]レトモ良平
ニシテ一タヒ其機ヲ誘発セシメシカ、漢都ニ数万人ヲ招集シ、韓皇
ニ迫リテ、新政ノ刷正ヲ促サシムル、寧ロ掌ヲ翻スヨリモ易シ、閣下之
ヲ處スルニ平和ノ大声ヲ以テシ、敢テ兵力ヲ以テ備ヘシメス、懇ロ
ニ政務諸員ニ命シテ諭セシメ、百ノ一乃至ハ二百ノ一ヲ選シテ、韓
廷ニ入ルヲ得セシメハ、韓国宮中ノ親臣ト、政務ノ諸員ハ、色ヲ失
フテ 閣下ニ到リ其鎮定ヲ請フ所アラン、是時ニ及ンテ、
閣下ハ韓王ノ陰謀ヲ責ムルニ洪州事件、全外交事件等幾多

ノ證左、既ニ閣下ノ手中ニアルモノヲ以テシ、随テ政務諸臣ノ過怠ニ
及ヒ、彼ヲシテ大権ノ全部ヲ挙テ、之ヲ 閣下ニ委任センコトヲ請
ハシムル、良平自ラ手段アリ、閣下徐ロニ大権ノ委任ヲ收メテ之ヲ
已ムヲ得サルカ如クニシ、集民ヲ諭スニ民庶ノ本分ヲ以テセラレ、
韓王ヲ政権ノ外ニ逐ヒ、政務諸官ヲ 閣下ノ幕下ニ直隷セシメ
ハ、始メテ保護ノ実権一途ニ帰セシ、是レ世ノ避ク可カラサル禍乱ニ
先タチ、特ニ一種ノ狂劇ヲ 閣下ノ掌裡ニ演セシメ、以テ 閣下
ノ取捨ニ便スル所アランナリ、良平敢テ其要概ヲ陳セシ
第一韓王ヲシテ責ヲ引キ位ヲ世子ニ譲ラシメ、宮内府ノ権限ヲ確
定スル事、第二官制ノ改革ヲ図リテ顧問制度ヲ廃シ、日韓
両官人ノ職責ヲ確定シ大ニ人才ヲ採用スル事、第二
大日本 天皇陛下ノ特旨ニ依リ、若干万円ノ借款ヲ起シ、二年ノ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

免祖ニ布告シ、地券ヲ発給シ、徭役ヲ課シ大ニ道路ヲ開通スル
ヿ是ナリ
第一韓王ヲシテ責ヲ引キ位ヲ世子ニ譲ラシムルハ、其罪名ヲ明ラカニ
スル所以ナリ、宮廷既ニ政権ノ外ニアレハ、如何ナル庸主悪主モ太タ
シキ関係ヲ保護上ニ及ホサヽルハ論ヲ俟タサルモ、外面ノ視同ニ對シ
従来ノ陰謀カ一ニ韓王ノ使嗾ニ依リ、雑出セリトノ名実ヲ、明カニ
セシメタリ、而シテ宮内府ノ権限ヲ確定スルハ、王室費ニ限度ヲ立テ、
宮内府ヲ韓王ニ直隷セシメ、今ノ親衛兵ノ名称ヲ変更シテ、又
之ヲ宮廷ニ直轄セシムルニアリ、現在ニ於ケル宮室費ハ壱百三十万九
千円ニシテ軍部費ハ一百五十三万二千二百九四十七八、合セテ二百八十
三万一千二百九四ト七ヲ以テハ、二百万円前後ノ宮室費ヲ附與シ、宮
室護衛ヲ名トセル一種ノ兵権ヲ許シ置クトキハ、現在ノ政争ノ

陰謀ハ、自ラ宮内府ニ集マリ、自ラ多数ノ文武官ヲ養ナヒ、随
テ韓王ノ富力ノ増進ヲ防阻シ、順次ニ勢力ヲ消盡スルニ至ルハ数
ノ免レサル処ナリ、之ヲ常規ニ考ヘ、全ク兵権ヲ附與セサルトキハ
宮内府ニ使用シ得ヘキ吏員ノ数僅少ニシテ、匪害ノ徒ヲ四面ニ散
布スルノ恐アリ、殊ニ斯クノ如クニシテ放置シテ問ハサルトキハ、数年ヲ
出テスシテ、内禍王廷ノ中ヨリ起リ、始メテ五百年ノ民患ヲ一
掃シ我保護国ノ外藩ヲ一掃スルノ期ヲ生セン
第二顧問制策ヲ絶廃スルハ統監府ノ権能ヲ正シ、民心ヲシテ
我新政ノ上ニ信ヲ措カシメ、民乱吏乱ヲ根本的ニ阻歇シ　閣下
ノ高名ヲ内外ニ観メス所以ナリ、而シテ韓国諸官ヲ　閣下
ニ直属セシメ、日本官人ト同シク其職責ヲ確定セルニ至ラ
ハ、擾々タル無能ノ輩、素ヨリ其功ヲ共ニスルニ堪ヘス、茲ニ

更ニ朝野ノ人才ヲ登用セシ、一進會ト言ハス、自強會ト言ハス、敵我ノ念ヲ空シフシ、唯タ之ヲ其材ニ求メラレナハ、自然ニ彼ノ交抗私争ノ弊ヲ滅絶シ、地方情況亦随テ齎明ナルヲ得ヘシ。是レ此ノ大決断後ニ於ケル人心ノ動揺ヲ慶シテ欲スヘカラサル要務トス

第三 大日本 天皇陛下ノ特旨ニ依リ、若干万円ノ借款ヲ起シ、二年ノ免租ヲ布告シ、徭役ヲ課シ、大ニ道路ヲ開通スルハ、善後処分ノ、一擧ニシテ弊源ヲ一掃スル所以ニシテ先ツ此二年ノ免租ハ韓國一般人民ヲシテ我 天皇陛下ヲ堯舜ノ再生タルヲ感セシメ、始メテ其帰来ノ念ヲ起スニ至ラシムル方法ニシテ之ニ代ルニ一年毎戸一人六月ノ徭役ヲ課スルハ、一ハ不識不知ノ間ニ、二年ノ租額ヲ労ニ代ヘテ收ムル所以ナリ、一ハ之テ若干万円ノ借款ハ、免租ニ依ル欠陥ニ充当シテ、政費ニ地方発給費ニ、道路開通費ニ、兼テ其前後處分ニ費スナリ、韓國ニシテ道路開通セサル以上ハ物資ノ出入ヲ齎フシ難シ、這般貨幣改革ノ難識、其帰因スル處全ク此ニアリ、故ニ其二年間ニ於テ、粗ホ道路ノ開通ヲナシ、随テ地方ノ発給ヲ了シ、豫メ交通金融両機関ヲ具備シテ、税権ノ規劃ヲ定メ、二年後ニ於テ之ヲ実施スル中ハ蓋シ今日ノ難局ハ即チ夢前ノ酔ニ帰シ、醒人面ニ掩フテ、笑テ辞シ去ルモノ、先ツ目賀田顧問ヨリ始ムルヘシ

叙上ノ三要ハ、別案ヲ具スル所アルヲ以テ茲ニ屡カニ其綱ヲ述ブルニ止メ更ニ此擧ノ成敗ニ對スル、良平四罪ヲ負フヘキ所以ヲ陳セン、乃チ此擧是ニ成ルアラシカ、良平ハ実ニ一進會ヲシテ此挙ヲ敢テセシメタル四罪ハ、決シテ免ルヘカラス、閣下ハ宜シク是

ヲ以テ些ノ寛假スル所ナク法ヲ按シテ斯ノ死馬ノ骨ヲ刑セシキ、
又不幸ニシテ此等万中ノ一敗ヲ招カハ些ノ寛假スル所ナク法ヲ按
シテ、一死馬ノ骨ヲ刑セシヨ、其將サニ来ラントスル禍乱ハ實ニ免
カルヘカラザル数ナリ、此ニ良平アリテ其機ヲ附リ、其時ヲ考ヘ、約
ニ坐シテ死生ヲ決シ、國家百年ノ長計ニ貢献スルモノ、寔ニ閣
下ノ知遇ニ依ルニアラズンバ用ヲナス能ハズ、而ルヲ況ヤ其必ス起ルベ
キノ禍乱ニ對スル、外人ノ視目ハ其閣裏ニ良平アルト否ト
ニ関シテ、軽重スル所ナキニ於テヲヤ、則チ良平ヲ以テ國家
百年ノ事ニ換ヘル、輸贏ノ等知ルベキ而已、懇ニテ捨ツルモノハ
閣下ノ良平ヲ優遇セラル所以ニアラス

今我國防上ニ於ケル半島ノ經營ハ如何、良平切ニ之ヲ露國
ノ西比利亜北満経営ノ上ニ察シ、清國ノ内擾ニ考ヘ一日モ其

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

緩フス可カラザルヲ知リ、我經濟上ニ於ケル、半島ノ經營ハ如何、良平
細ニ之ヲ内國產業ノ勃興ニ依ル、國計ノ膨脹ヲ以テ、生產過
剩ノ遅緩ニ照シ、一日モ其緩フスベカラザルヲ知リ、而シテ其列邦ノ
視目ニ至リテハ、其統治ノ急ヲ要スル日一日ヨリ急ナルモノアリ、平
和言下猶ホ尚ホ常例常範ヲ襲踏シ拘々焉トシテ故ニ躊躇
シ、今日ノ非ニ遷ヒテ、明日ノ非ヲ俟タハ　閣下ノ深首ニ乖
戻スルノミナラス　皇國ハ之ヲ鏡トシ業盡ク休セシノミ、良平今
日ヲ以テ再ヒ来ラザルノ好機トナシ敢テ此事ヲ請フモノ、閣下
冀クハ明鑑ヲ垂レ給ラレヨ、狂暴ノ言自ラ揣ル所ヲ知ラス、

内田良平　恐惶頓首　白ス、

明治四十年一月十九日

裏　日此封事ヲ草シ將ニ郵遞ニ附セントスルニ際シ俄ニ上京

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

ノ命アリ即帰京謁ヲ得テ粗ホ大要ヲ口述セリ尋テ良平前
後綱要ヲ筆シ附シテ之ヲ上ラント欲シ草ヲ起セシモ事ヲ
機密ニ属シ物自紛雑シテ筆ヲ終フ丁能ハス止ムヲ得ス之
ヲ散日ノ後ニ譲リ今唯タ此本ヲ上リ而シテ良平敢日若
[illegible]ニ先タチ之ヲ上ル
[illegible]句
尋て武[illegible]
西[illegible]
一．木参政[illegible]官ヲ更迭シタルハ
自覚ヲ扶植スルノ策タルニ止マラス一進会ヲ一壓迫セント擬スル
・モノナリ何トナレハ選ニ當リシモノハ皆青年会ノ秀才ト自
強会トニシテ西教ヲ以テ侍天教ヲ一壓スルノ陰計ヲ帯ヒテ

右の一行目
『政府は人民の影なり』
内田良平

発達シタルモノナレハナリ今ヤ嘉禮ノ為メニ事迎接ノ忙ニ蔽ハルル大
使去ラハ李ハ必ス朴ヲ劾セン而シテ一進会ハ李朴ヲ併セテ之レヲ攻
メン
一韓皇新條約ハ朕カ意ニ非ズトシ御スルニ國璽ヲ以テシテ列
強ニ通シタリトハ官報ハ其事ナシト辯疏スルモ実際ハ宋カ手ニ
在リ故ニ宋ハ内閣ヲ責ムルニ国王ノ意ニ非サル計約ヲ敢テシタ
ルノ大罪ヲ以テセントス今ヤ大韓毎日ノ記スル所国民紙ノ論争ス
ル所是ナリ宋ハ此問題ヲ重視セリ故ニ大ニ之ヲ慫慂シテ
其好機会ヲ得タルヲ祝シタリ新聞ヲ款贈セント欲スルモ忙ニ
シテ暇アラス
武田は弾劾文の批評と日譯とを托されて既に之を譯し之を韓
景派の手に委せしか帝の内閣攻撃を待てとの電報に依り宋

ノ年アリ即帰京詔ヲ得テ粗ホ大要ヲ口述セリ尋テ良平二兩
後綱要ヲ筆シ附シテ之ヲ上ラント欲シ草ヲ起セシモ事多ク
機密ニ屬シ物目紛雜シテ事ヲ終フ丁能ハス止ムヲ得ス之
ヲ散日ノ後ニ讓リ今唯タ此本ヲ上リ而シテ良平数日客
ヲ避ケ晦處ニ入リ草ヲ終ヘ長官ノ帰京ニ先タチ之ヲ上ル
所アラン幸ニ緩情ヲ恕セラレヨ良平恐惶再白

尋て武田範之の書を得たり

再昨夜宋ヲ訪フ二件ノ報スヘキモノヲ得タリ
一朴參政カ李内部ノ使トシテ五ろサんニ業シ地方官ヲ更迭シタルハ
自覺ヲ扶植スルノ策タルニ止マラス一進會ヲ壓迫セント擬スル
モノナリ何トナレハ選ニ當リシモノハ皆青年會ノ秀才ト自
強會トニシテ一進會ヲ以テ侍天教ヲ壓スルノ陰計ヲ帶ヒテ
發達シタルモノナレハナリ今ヤ嘉禮ノ爲メニ專迎接ノ忙ニ藉ル人大
使去ラハ李ハ必ス朴ヲ劾セシ而シテ一進會ハ李朴ヲ係セテ之ヲ攻
メン
一韓皇新條約ハ朕カ意ニ非ズトシ喞スルニ國璽ヲ以テ之ヲ列
強ニ通シタリト官報ハ其事ナシト辨疏スレ氏實議ハ宋カ手ニ
在リ故ニ宋ハ内閣ヲ責ムルニ國王ノ意ニ非サル計約ヲ敢テシタ
ルノ大罪ヲ以テセントス今ノ大韓毎日ノ記スル所國民紙ノ論爭ス
ル所是ナリ宋ハ此問題ヲ重視セリ故ニ大ニ之ヲ慫慂シテ
其好機會ヲ得タルヲ祝シタリ新聞ヲ訳贈セント欲スレ氏忙ニ
シテ暇アラス

武田は彈劾文の批評と日譯とを挑されて既に之を譯し之を韓
景孫の手に委せしか予の内閣攻撃を待てとの電報に依り宋

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

秉畯を見て之を告けたれは宋秉畯は大に怒り強て憤懣の色
を蔽ひたり――と其武田の報告左の如し
先書ヲ亟スノ後宋公ニ會見シ約シ今正ニ帰房セリ宋公納ニ
拒ミニ此書ヲ裁シテ兄ノ電答ヲ獲ンコトヲ收以テセリ兄此書
ヲ見ハ直ニ答一電ヲ発セラレンコトヲ乞フ
宋曰ク閣下書ハ既ニ之ヲ提出シタリ然レ圧諸公此家トシテ意ニ
介スルモノニ非ス故ニ三日ニ一回四日ニ一回頻々督促書ヲ提出シ以テ
漸ク破壊大攻撃ノ機ヲ熟セシムルニ在レハ兄ノ電文ニ依リテ督促
ヲ緩漫ニシタリ惟封書ノ到ルヲ鶴首セルモ封書未タ到ラサルハ
甚タ惑フ所ナリト又統監閣下ニ請ニテ帰リシモノヽ言フ所ヲ
聴クニ閣下ハ獨語数次曰ク野田ハ忙シカラ未来ンヲ得ルヤ
否ヤト閣下ノ心事未タ測量スヘカラスト雖トモ閣下ノ萬事ヲ
決シタマフハ東京ニ於テシタマハサル可カラス然ルニ閣下ハ十五日ヲ以
テ京ヲ発シ入城ハ来月ノ末ニ在ルベシ其間大磯三嚴島等ヲ巡リ
定ヘ尚ホ甚シクハ馬山浦ニ滞留シテ事務ヲ見タマフベシト然ラハ事
ヲ決スルハ十五日以前ニ在リ手段ハ行カサルモ萬望ヲ達シ得ハ幸慶
之ニ過キサルモ脆弱ニシテ再議ヲ要スルカ如キノ策ヲ等閑ニシ帰シ
ナハ此地ニ於テハ雑輩ノ為メニ雑談ノ弊ヲ生セン故ニ手段ハ東京ニ於
テ必ス閣下ニ面稟スルコトヲ得ニ止トヲ希フ閣下ノ心事如何果
シテ手段カ上京ヲ要スルヤ否ヤ此レ我兄ノ電答ヲ乞フ所以
ナリト云々
宋ハ俊才ナリ然レ圧狐疑心ニ富ミ不平ノ氣習ヲ慣成セリ
其話鋒ニ露ハル所ヲ以テ其心事ヲ察スルニ問罪ノ件ハ嘗テ
長谷川等ニ抑留セラレシヲ聴カズシテ発セルモノナレハ今兄カ電文

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

ヲ以テ政府政毀手ヲ中止セヨト命スルハ宋以為ク此レ統監閣下ノ
意ヲ承ケタルモノニシテ穆稜ニ附セシメントスル閣下ノ心事ニ非サ
ルカトノ疑ヲ懐キ加フルニ兄ノ電ナキヲ以テ益ス前程ヲ危ミ納ヲシ
テ兄カ答電ヲ促サシムルニ至リタルモノナルカ如シ始メハ電報ヲ以テ
之レヲ促カサンコトヲ求メタリ蓋シ此書ナ十一日ノ朝始メテ兄カ手ニ接シ
而ル後兄ノ打電ヲ待チ結束シテ上達スルニ至ラハ十四日ニアラサレ
バ到京スルコト能ハズ然ルトキハ事定マリテノ後ニ在リテ行ク
モ益ナキニ至ルベシトノ慮アルヲ以テナリ納ヨリ十五日必期スベカラ
ス時日ノ豫期ニ後ルヽハ毎時皆然リ必ス数日ノ延滞アラン
ト宋公モ亦之ヲ聞キ遂ニ此書ニ對シテ兄ノ答電ヲ求ムルニ至リタリ
計畫意ノ如クニシテ宋カ上京ヲ要セスハ此書到ルノ日明カニ
直ニ宋ニ打電シ別ニ書ヲ裁シテ綱領ヲ宋ニ告ケ以テ宋カ意

ヲ安ンセシメラレヨ納ハ兄カ宋ニ致ス書ト此書ト必ス相交加センコト
ヲ告ゲタルモ兎角ノ念此書ノ意ヲ兄ニ開通セシコトヲ約シタリ今
朝ノ書意ヲ以テスレハ疑フベキモノナキカ如キモ事固ヨリ重大ニ屬ス
レハ宋カ疑慮恐惶セタルハ蓋シ怪ムニ足ラサルナリ兄カ書ノ宋ノ手
ニ接セラレシコロニ更ニ宋ヲ再訪セシ（此書ハ前書ト日子を記せざれは
他の家信に封入せられしを以て存り話動電伸に関せるを以てこゝに連記
することゝせり）

五日同人梅藤善太郎川崎三郎と起上曙樓に遊ひ善後綱要を
起草す 六日曙樓に在りて山座圓次両官の書翰を得たり

舌代

一昨日前朴泳孝小生ヲ訪問セラ右ニ付色々御話アリ今日デモ明
日デモ御序ノ節一寸御立寄アラハ幸甚

六日　　寅知生

内田定侍史

七日洋天山座員長を訪ひ孫文に関する件を議し午後外務省に
寅知君事官を訪ふ朴孫君は帰韓せしむることに決す八日
の寅知の書には

拝啓陳者昨日ハ御枉駕被下奉深謝候昨夕彼来リ候間篤
ト不解口口候處無論親父ノ御意見ニ係リ進退決シタキ考ニヘ
韓帝ノ意向ヲ惜ムル等必要ノ手續ヲ取リテ貫ヒ度由申候右
ノミ申上度早々敬具

二月八日　　寅知生

内田老臺侍史

又杉山福岡より打電して曰く

其後ノ模様聴キ度多数三與社喜多川ニ言フヲ以テ返サセヨ

と此日前後綱要を統監に上る

善後綱要

第一章　王廷ノ處分

第一節　讓位ノ目的

今王カ洪州事件金升文事件等諸種ノ陰謀ヲ企タテタルハ信ニ掩フベカラザル事実ニシテ其証左素ヨリ一二ニシテ足ラス
今王ニ迫リテ其責ヲ引カシムルハ位ヲ世子ニ讓ラシムルノ妥當ナルヲ認ム讓位乃チ成ラハ先ツ今王ヲ尊ンテ太上院君ノ號ヲ奉リ兼テ新王ニ虚器ヲ擁セシメ全ク政治中枢機関と隔離セシムルノ要ス

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

今王ノ性質陰私多クシテ詐謀ニ富ミ加フルニ其親臣ノ梳吏ハ竟ニ今王ヲシテ太上院君ニ安ンゼシメザルハ勢ノ免レザル所ナルノミナラズ世子庸愚ニシテ宮中ノ實権ハ今王ニ依然タルモノ亀筮ニ問ハサルモ明瞭ナリ其事後ノ計ヲ立ツル豫メ之ニ備フルノ施設ナカルベカラズ

第二節 宮内府ヲ王廷ニ直隷セシムルノ目的

宮内府ヲ全然王廷ニ直隷セシムルハ表面日韓定約ニ所謂皇室ノ尊嚴ヲ維持保有スルノ名實ヲ明ラカニスルモノナルヲ以テ可成的其外観ヲ華嚴ナラシムベシ其結果ハ宮内府ニ無数ノ空官ヲ置キ之ニ充セル幾多ノ貪官汚吏ヲ擧ゲテ王廷ノ恒産ニ寄食セシムルニ至ルハ必然ノ勢ナリ今王ノ性質ト貴戚一般ノ慣行ヨリ見ルモ放置シテ之ニ其宮内ノ節制ヲ締セシムルニ至ラハ決シテ簡約ナル條規ヲ編成スルコトナカ乃チ束ニシテ耆老院等ヲ宮内ニ移サシメ更ニ其孔祭祀ノ諸官ヲ作リ其文飾ヲ従サハ李家ノ財産比較的大ナリト雖モ遂ニ消耗ヲ免カレザルベシ若シ之ニ反シ李家ニシテ簡約ヲ守リ益ス財力ノ増加ヲ策スルアラハ其後患ヲ遺スモ随テ大ナルモノアリ是レ當初ニ於テ深ク戒メザルベカラザルナリ

第三節 衛府ヲ開キ儀仗ヲ置クヲ許ス目的

韓國カ現在我カ十分ナル駐劄軍隊アルニ拘ハラス一面國防警備ニ寸効ナキ軍備ニ壱百五十二万円餘ノ國費ヲ拋チ又其日韓締約ノ當初ニ於テ之ヲ默諾シアルモノハ之ヲ以テ韓王ノ自衛ニ供セシメ眼前多少ノ安慰ヲ與フル所以ニシテ這ノ一大刷新ノ曉ヲ以テノ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

全然之ヲ撤廃セシムヘキハ極メテ常則ノ方法トナス然レ氏現在ノ
情勢ニ就キ審察ニ考査シ遂ル件ハ一挙ニ之ヲ撤廃セシム
ハ甚タ策ノ得タルモノニアラス何トナレハ韓王ハ自衛自利ノ外別ニ
些ノ観念ヲ有タサルモノナレハ其王室費ノ一半ヲ以テ其宮殿苑
囿ヲ護衛セシムル兵丁ヲ養フヲ許シ王室ノ富力ノ増進ヲ防阻
セシメ李氏ノ世臣タル全国十五万人ニ及フ両班ノ一部ヲシテ此ニ衣
食セシメ宮中ニシテ其吏胥陰計ノ集ル所トナシ置ク件ハ数年
ヲ出テスシテ王廷ハ百鬼夜行ノ観ヲ呈シ一種ノ私争ハ禍乱ヲ発
スルニ及フ素ヨリ避クヘカラス此時ニ至リ更ニ一歩ヲ進メテ之レカ制
搏ヲ講セハ其功翻テ著大ナルヲ知ルヘシ故ニ現在兵権ノ大
部ヲ擧ケテ之ヲ王廷衛府ニ移シ儀仗ノ名義トナシ而シテ
其兵額ヲ改正セシメ単独ナル王府ノ護衛ニ當テシメハ外国

人ノ視目モ亦自ラ戢ムルニ寛ニシテ彼ニ密ナルニ至ラン

第四節 王廷費ノ限度及ヒ王廷財産ノ處理目的

現在ニ於ケル王廷費即チ皇室費ト称スルモノハ壱百三十万九千円軍部
費壱百五拾貳萬餘円耆老所費壱万七千餘円共計約参百萬円
ナリ之ニ對シ王廷費ニ於テ雑然タル国務ノ諸費ヲ削ルトキハ之ヲ八
拾萬円ニ減シ得ヘク軍部費ニ於テ地方諸兵ヲ撤廃スル件ハ
之ヲ九十万円ニ減シ得ヘシ多少耆老所ヲ擴張シ棲官ヲ
収用セシムルト見テ王廷費ハ貳百万円トナスニ決シテ過之トナス可
カラス乃チ王廷ヲシテ其貳百万円費目限度ニ依リ王家ノ老臣
ヲ耆老所ニ集メ警衛ノ兵丁ヲ養ヒ禮官典掌ヲシテ故事ヲ
上下セシメ悠々タル別區ヲ人間ノ外ニ造ラシメ全ク我干渉ヲ避
メナハ其吏員官人ハ陰謀ト私争トニ眩瞑シ兵丁ニ對シテハ

アレハ殊ニ審詳ナル遠図ヲ要ス然レトモ現在ノ王廷財産ニ封シ強テ経理ヲ明ラカニセシムル等ハ信ニ無用ノ計算ニ属ス何トナレハ紊乱セルモ審明ナルモ徒ラニ薄面ノ粉飾ニ属シ貪官汚吏ノ乗ル所ハ素ヨリ同一ナレハナリ

第五節　離宮造営ヲ亟ニスル目的

今王カ太上院君ノ蹕ヲ延リ京城ニ留マルト否トハ其国政ニ関与セサル以上ハ素ヨリ丁傍ヲ試ムヘキ価値ナキモ新王ト院君ヲ二ツニスルトキハ親臣ノ陰謀其勢力ヲ二分セシムルハ之ヲ今日ニ予期スルニ難カラス其勢力ノ二分ニ生スル私争ハ好機好柄ヲ我ニ贈ルモノニシテ我カ今日此間ニ処スルノ措置ハ寧ロ励ケテ此一事アラシムルニ利ナルモノアリ故ニ離宮造営ヲ亟カニセサルヘカラス春川ニ離宮造営ノ議アルヤ久シ王廷ニ於テ地ヲ春川ニトシタルモノハ習俗ノ天形地象ニ禍福ヲ劃シテノ

其積弊久シタル俸給ノ下渡ヲ生シ分合離集常ナキニ至リ以テ李朝数百年ノ弊秕ヲ束ネテ之ヲ王廷内ニ蒐メ得シ韓国ノ貧瘠ヲ以テ貳百六万円ノ王廷費ヲ征ルハ素ヨリ太タ過大ナリ然レトモ之ヲ剰下ノ大勢帝国ノ国防経済ニ参シ以テ韓国保護ノ上ニ及ヒ此ノ貳百万円ヲ以テ全国ニ散布セル擾々タル弊害ヲ一局ニ鎖シ随テ一掃スルノ便ヲ買フモノトスルハ極メテ至廉ナルヲ認メスンハアラス

今ヤ王家ノ私蔵スル財物ノ額数ハ素ヨリ其詳ヲ探リ難シト雖モ意フニ巨大ト謂フニ足ラサルヘシ又国内ニアル不動産及鑛山ハ現在ニアリテコソ収利ノ見ルヘキモノナキモ邦人ノ企業術ヲ加ヘ経済ノ施設術ヨリ進ムニ及ハ又意外ナル収利ヲ見ルニ至ルヘシ故ニ向後王ニ對スル措置ハ其財産ヲ決定スルニ可成的根底ヨリナシ難キモヲ撰ヒテ取ラシムルヲ可トス山林鑛山等ノ王廷財産ニ編入スヘキモノ

負土ナト称スル所ノミナラズ地勢険絶一區ヲナセルヲ以テ今王ヨリ以下其臣妾皆ナ一夫路ニ當テ萬夫モ之ヲ越ユル能ハサルノ天険ト恃メリ當今ノ戦術ヨリ見レハ素ヨリ些ノ恐ルヽニ足ラサルノ處ナルモ李氏ヲシテ険ニ據リ亡ヲ待タシムルノ地矣トシテハ此地ニ向テ稍ヤ壮大ナル離宮ヲ造営セシメ随テ彼レノ求ムルニ任セ警固ノ兵舎ヲ築クヲ許シ機宜其費用ノ一部ヲモ補助シテ該成ヲ促カシヽハ新王ニシテ此ニ移ラズンハ太上院君必ス此ニ移リ爲ニテ其勢力二分ノ素亦自カラ此ニ生スルニ至ルハ免カレシト欲スルモ得ヘカラサルナリ

第二章 各部各府院ノ處分

第一節 内部、度支部、法部、學部

農商工部ヲ統監府ニ直隷セシメ顧ヽ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

閣制度ヲ廃止スル方法

今王ヲ責メ以テ其大権ノ委任ヲ得ハ第一着ニ内部、度支部、法部、學部、農商工部ヲ廃シテ我統監府ノ事務ト合併セシメ其各部大臣ト我総長ト合議ニ国事ヲ決セザルベカラス假令ハ我ガ総務長官ハ彼ノ参政大臣ト合議シ、農商工部総長ハ兼務シテ彼ノ農商工部度支部二大臣ト合議シ我レ更ニ内務ノ一総長ヲ新補シ兼務シテ彼ノ内部、法部學部ノ三大臣ト合議セシメ随テ警務ヲ独立セシメ又タ諸局諸課ノ事務ヲ一途ニ收メ極メテ簡純ナル方法ヲ挙ケハ庁ハ稍ヤ其要ヲ得ル端ヲ啓カム現在ニアリテハ各部各府院ニ顧問アリ顧問ハ大ナル日韓定約庇護ノ下ニ其各部各府院ノ事務ニ参畫シ是ヲ以テ之ヲ我統監府ニ質シ可否取捨ヲ決スルナリ故ニ我カ統監府ハ屋上ノ屋モ啻ニ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

ナラス事務煩縟ナル吏匿流行スルモノ擬シテ知ルベキナリ唯タ一タビ
大権ノ委任ヲ收メ得ハ渾行直截ニシテ進ムニ何ノ障碍ヲ止メザルヲ
以テ一挙シテ顧問ヲ絶廃シ日韓冗吏ノ結托セル根源タル大小
ノ顧問ヲ駆逐スルモノ蓋シ最急要務トス
顧フニ統監府現在ノ政度ハ稍ヤ適箇ノ整革ニ適合セルモノア
ルハ已ムヲ得サルノ點ナレ圧機宜應急ノ處分ヲ以テ全局ヲ收攬
シ而シテ後着々改正ヲ施スモ晩シト言フヘカラス従来ニ於ケル
我對韓施設ハ多ク朧明文ノ方法ヲ先ニシ現實ノ處理ヲ後
ニセルヲ以テ澁滯アルヲ免カレス寧ロ其支離紛乱セル韓国ノ
如キニ對シテ一槌打開シテ其結果ヲ見而シテ結果ニ生スル衝
ヲ正ニ以テ其節制ヲ布キ要ヲ摘ミ綱ヲ引キ煩ヲ避ケ
簡ニ就キ直進シテ大体ノ政化ヲ普及セシメンニハ一刹ヲ挙ク

ル件ハ一害後ニ随ヒ一善ヲ興ス件ハ一弊前ニ横ハリ可否相尅シテ
遂ニ一手ヲ染ムル能ハザルニ至ル之ヲ征清役後今日ニ至ル韓国ニ徴
セハ思半ハニ過クルモノアラン

第二節 軍部ヲ廃シ其一部ヲ宮内府ニ移ス目的

韓国ニ軍隊アルハ信ニ無用ノ長物ニシテ害アリテ益ナキハ世
既ニ定論アリ第一章第三節ニ於テ述ヘタル所ノ如シ之ヲ徹廃シ
テ其一部ヲ王廷ノ衛府ニ移スハ其原軍隊中将校以上ノモノヲ
挙ケテ之ヲ王廷ニ托シ数大砒ノ一手ヲ駆リテ其帰リ處ニ帰ラシメン
モノニシテ一時ニ之ヲ徹廃シテ多数ノ廃官ヲ造リ諸種ノ陰謀
ヲ助成スルヲ豫防スルモノナリ
従来韓国軍隊ノ内部ニ於ケル其兵丁給養ノ情況ハ尋リ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

既ニ腐敗ノ極ニ達シ兵丁ハ給養費ヲ武器ノ購入費ニ至ル
近武官等ノ私スル所ニ任セ常ニ給養ニ缺陥ヲ生シ定額ノ俸銀ヲ
支拂ハサルハ殆ント普通ノ観ヲナセリ統監府開始以来表面
此種ノ弊既ニ矯正セシト擬シ幸フニシテ兵丁ノ俸銀等ニ對シ甚タシ
キ滞ナキニ至ラシメシモ是未園ノ悪弊ヲ掃蕩スルト等シク却テ
幾多武員ノ怨憤ヲ買ヒ治適ノ防碍ヲ招キシニ過キス本来韓
国軍隊カ有害無益ナルニ拘ハラス一時ニ之ヲ徹底シ難キ事情
アルモノナレハ當初ヨリ其費額ニ限度ヲ設ケ放置シテ問
フ處ナキコリ煩ヲ避クル所以ナルニ枝葉ニ渉ル干渉ニ依リ
煩ヲ招クニ至リシモノハ亦前者ノ輕蔑スル者ニ對スル措置上ニ
考察シテ之ヲ王廷ニ移シテモ其為ルカ從ニ放置スルハ豈其
害ヲ避クル妙訣ニアラサルナキヲ知ランヤ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

第三節 耆老所ヲ宮内府ニ移ス目的

耆老所ハ宿老ノ府ト称スヘキカ括倡ノ策ト名ツクヘキカ韓
國ナラサル諸国ニモ自ラ此種ノ設アリ況ヤ韓国ナルニ於テ
ヲヤ而シテ其耆老所アルトナキトニヨリ国政ノ上ニ影響
ナキモノナレハ亦之ヲ移シテ王廷ニ屬セシメ并テ多少ノ擴張
ヲ許シ韓王ヲシテ虚器ヲ擁セシムルノ機関トナサハ彼ノ撥
ムタル頑蒙ノ者類ハ相集リテ典禮ヲ上下シ文藉ヲ詮索シ
其一世ノ能事此ニ盡キシ悉ク殊ニ我統監ニ大権ノ委任アル典礼
祭祀ノ事ハ実権ノ外ニ屬スルヲ以テ猶ホ尚ホ之ヲ韓王ノ上ニ置カ
サルヲ得ス乃チ耆老ノ任ニテ高フスルノ餘地ハ唯タ此ニ在リ因聯ヲ托テモツ空
城ニ俟タシムルモノ獨リ李氏ノ臣隷ノミナラス今古ノ史上其例甚タ多シ

第四節 議政府中樞院ヲ廃シテ新タニ大政討

議機関ヲ起ス目的

従来ノ議政府ハ我カ内閣ニ擬セシモノニシテ各大臣等カ国務ヲ討議シ
又中枢院ハ枢密ノ議府ニシテ其国務ノ諮問討議ノ府タル設タリシモ
實ノ相伴ハザルハ韓国ノ常情ナルハ共ニ今其部内ノ実況ヲ
以テ名義ヲ正シ改革ヲ定ルシ難シ況ヤ大権委任ノ暁ニハ根本
的ニ改革ヲ要スルヲ以テ議政府中枢院共ニ之ヲ廃絶シ新タニ
其中央大政討議機関ヲ擧ケザルベカラズ
カクテ之ヲ擧ケムトスルハ統監ハ大権ノ委任ニ依リ其大本ヲ握リ総務
長官議長トナリ参政大臣副議長トナリ自他ノ大臣総長ト要
務ニ参画セン諸官吏ヲ以テ之ヲ組織シ別ニ勅議員若干名ヲ
置クヲ許シ必要ナル場合ニ限リ統監ヨリ其参席ヲ請ヒ又宮内
府ノ提出ニ係ル問題ノ討議ニ與ラシメ其所謂宮内府ノ
提議ハ素ヨリ委任権ヲ侵スコトヲ許サズ其王廷財産ノ
處分若クハ位記勲章ノ叙授若クハ外国王室ニ對スル賀弔
應酬ノ遣使文章ノ発送等ナリ要スルニ従来ノ慣行ニ遵ヒ
無能ノ韓国大官ヲ其俸還之大国費ニ衣食セシムルハ頗ル煩
ヲ免カレザルコトナレトモ一挙ニシテ之ヲ芟除スル時ハ各部府院ノ文
籍ヲ隠匿スルノ恐レアルト情状ノ審明ヲ欠クノ恐レアルト乃至ハ不平
ノ結果其権詐ノ増加ヲ招クノ恐レアルトヲ以テ初期ノ手段トシテハ政
府ノ要職ニ在ル諸輩ハ之ヲ懐ケテ安ンセシメ其非隊ニ挙クルヲ
俟チ拓展ニ至ルニ及ヒ順次ニ刈除シテ其数ヲ減セシムルノ法ニ憑
ルヲ可トス

第三章 地方處分

第一節 借款ヲ起ス目的

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

韓国財界ノ現状ハ今新タニ之ヲ喋々スルヲ須ヒス貨幣
改革徴税改革ノ為メニ金融閉塞シ民乱吏乱随テ續
出スルニ至リ之レカ善後ノ處分ヲ為サヽコト頗ル難事ニ
屬スルヲ以テ一挙シテ這ノ一大英断ヲ以テ今王ヲ責
メ新王ヲ立テ大権ノ委任ヲ收メテ根本的ノ釐革ヲ決行
セハ一時国内民論ノ湧起天地ヲ震撼スルニ至ルモ素ヨリ其處
ナリ即チ漢城宜ヲ見テ二年免租ノ命ヲ発シ一命ノ下ニ民
心ヲ悦ハシメ其善後ノ動ハ之ニ充當スル為メ我カ
天皇陛下ノ御名ノ下ニ貳千万円ノ備款ヲ起シ徐ロニ後圖ヲ
正タサハ真ニ五百年ノ積弊ヲ一掃スルニ足ラン
蓋シ韓国光武十一年度ノ歳入一百二十万円ハ其ノ全
部ノ徴收ヲ豫期シ難カラン地税戸税駅賭税漁税塩税
雪税船税七目共計六百二十万零六百五十参円モ其徴税改
革ノ結果ハ全收素ヨリ望ミ難ク而シテ臨時部参百大
十二万四千三百三十三円ニ至リテハ諸種ノ繰入金ニ屬シ全
抹彌縫唐戸ニ其歳出ニ照シテ項目ヲ飾ルノミ爾タ
然ルノ現状ハ這ノ大英断ヲ敢行セサルモ借款ノ已ムヲ得
サルニ至ルヤ明カナリ欵隨ニ随テ国債ヲ起シ悠々閑々
裏ニ醜ヲ掩フテ前ヲ忘ルヽハ統治ノ實ヲ挙ル所以
ニアラス此ヲ以テ其役ス避クヘカラサルノ借款ヲ起シ之ヲ
根本的ニ救済セント擬スル所以ナリ

第二節　二年免租ノ目的

二年免租ノ恩典ニ對シテハ第一民生一般ノ歡喜極度ニ達シ
我天皇陛下ノ鴻徳ヲ洽カラシメ得ル了第二如何ナ悪吏ト雖

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

モ可否ノ加フベキノ點ナキヲ以テ険乱ヲ挑発スルノ恐ナキ事第三吏匿ハ利ノアル處ニ伏在スルモノナルヲ以テ全部ノ免租ニ對シテハ姦詐ノ加フベキ餘地ナク為メニ下層人民ニ苛虐ヲ免カレシムル事第四人民ノ富力ニヨリ購買力ヲ増加シ自然ニ金融機関ヲ円滑ナラシムル事第五此間ニ於テ地券ノ発給ヲナシ地主ノ權限ヲ確定セシメ得ル事第六道路開通ノ結果交通機関ヲ大成セシメ得ル事第七以上ノ結果ニ依リ隠田以外ニ屬スル大ナル田籍ノ剰餘ヲ生シ歳入ヲ増加スル事以上ノ七目ハ眞ニ其大目ニシテ間接ニ生スル諸種ノ善結果素ヨリ之ヲ喋々スルヲ須ヒス要ハ疲廃セル民力ヲ養フテ腐敗セル吏員ヲ一掃スルニアリ民力茲ニ起シ悪吏漸ク疲ルレハ其姦詐ノ術自ラ施シ難キニ至ルハ之ヲ泰西ノ實例ニ徴スルモ明カナリ若シ此ニ及ヘハ其韓民カ我ニ對スル憤怨ハ從來ノ悪吏ニ移リ其一種ノ愛國観念ハ我 天皇陛下ニ帰来シ何ニテ我カ韓國ヲ保護スル所以ハ眞ニ韓民ヲ保護撫育スルモノナルヲ知ルニ至ラン

第三節 地券ヲ発給スル目的

地券発給ノ業タル韓國稅制ノ根本ヲ正スモノニシテ其方法ニ對シ諸說一定ナラス現下梅博士カ其調査ニ任スルモノ亦多トスルニ足レリ唯タ之ヲ発給シテ準據ヲ正サヽルヘカラサルハ何人モ首肯スル所ナレモ一般習慣ト内部ノ事情ハ容易ニ其著手ヲ許サヽルモノアリテ存セリ

韓國ハ麗朝ヨリ制ヲ籍田ニ取リ李朝ニ至リ改訂スル所アリシモ其籍田ノ古制ヲ変セス籍田ノ性質ハ自ラ其土

地ヲ国有トシ農民ニ對シテ耕作権ヲ附與シ随テ其耕
作権ノ売買譲與乃至ハ貸借等ヲナスヲ允可セルモノニシテ
所謂所有権ナルモノト自ラ其趣ヲ異ニセリ乃チ其制度ノ
目的ト名義トハ大ニ可ナルモノアレド前朝以来ノ弊害ハ
竟ニ刈除スルニ至ラス累積シテ今日ヲ致セシナリ其今日ノ
情況ニ至リテハ各郡各邑其田面租額相均シカラ
スカフルニ隠田ナルモノアリテ吏胥此ニ伏シ州郡ノ簿冊
殆ント準據ナク又タ撿察ノ端ヲ得ルニ由ナキ故ニ假ニ其
田籍ヲ明瞭ナラシムル時ハ吏員一般ノ違利ヲ逞フスルヲ以
テ吏乱ヲ醸成シ其手ヲ下スノ地ナキニ至ル勢ノ免カレサ
ル所ナリ
蓋シ細密ナル方法ニ就ク時ハ煩瑣ナル事故ヲ惹起スルニ至

ル素ヨリ蹟ノ少カラス例ヘハ量丈ニ依リテ其広狭饒瘠
経界ノ如何ヲ正タシ而シテ租額ヲ定メ地券ヲ発給スルト
スレハ従来トノ差違甚シキ懸隔ヲ生シ随テ多クノ手間
ヲ費ヤシ幾多ノ事故ヲ生シ吏乱此ニ業シ民乱此ニ発シ
殆ント底止スルトコロナク国費ノ消耗亦意外ノ多額トナ
ルニ故ニ蓋ニ二ヶ年免租ノ命ヲ下シ一般ニ地券ヲ発給セシ
ト擬スルナリ
所謂簡單ナル方法トハ即チ落法其儘ニ地券ヲ発給スルモノ
ニシテ其目的ハ先ツ籍田ノ舊制ニ遵ヒ租額ヲ定メ権利
者ヲ確ムルニアリテ其地券所持者（ノ者）ヲ以テ地上使用権者トナ
スモノナリ免租期間ハ吏胥ノ私欲ナキヲ以テ隠田ト奸民従
来慣行ノ耕作者若クハ管理者カ其名義ニ発給ヲ

請ヒ末ニハ即チ其名義ト定メ之カ裁定ハ寧ロ他日ノコトナスナリ是ノ如クニシテ一般納税義務者ノ簿冊ヲ調製スル時ハ二年後ニ至リ其隠田更遁ノ租額ハ自然国庫ノ収入ニ変スルヲ得ルナリ其貴額ノ略算ハ一郡平均一万円トシテ全国参百四十三万円ナリ

第四章 徭役ヲ課シ道路ヲ開通スルノ目的

徴税改革ニ大失敗ヲ来タセシモノハ金融機関ノ不備ニ基ツキ金融機関ノ不備ハ一ニ交通機関ノ不備ニ基ツケリ其交通機関ノ不備何ソ一ニ徴税改革ノ失敗ノミナランヤ韓国ノ開発意ノ如クナラサルモノ多ク交通機関ノ不備ニ帰因スト云フモ誣言ニアラサルナリ

今ヤ其免租ノ恩典ニ酬ヒシムルニ戸口ニ率シテ平均一年六人

ヲ課スルモノトスルモ一千二百五十万夫ヲ得ベシ一夫ノ賃一日五拾銭ト見做セハ其両年ノ役賃高ニ壱千弐百五十万円也恩ヲ荷ヒテ以テ二千五百万夫ヲ無給ニ役シ一挙ニシテ交通機関ヲ大成セシメ兼セテ其民力ヲ富裕ナラシメ我帝国居民ノ移住ヲ進メ更ニ我商業物品ノ販路ヲ擴張ス弐千万円ノ備欵微ナルニアラサルモ其功ノ大ナルニ比スレハ素ヨリ云フニ足ラス

其道路開通ノ費ハ一道平均三十万円ナレハ全国共ニ計参百九十万円ヲ要スルニシテ韓民ハ徭役ヲ以テ其労ニ任スルヲ以テ橋梁石堰等技能ヲ要スルモノハ内国人ノ収得ニ帰シ其後ニ随テ商買物品ヲ供給シ識ラス知ラスノ間ニ物産ノ出入ヲ疏一均一ナラシムルニ至リ現今ニ於ケル韓国商業ノ不振ヲ挽回スルヲ得シ是其二年免租ニ依リ韓民ニ購買力ヲ増進セシ

メ而シテ需用供給ヲ交互スルニ至便ノ捷路ヲ開クヲ以テナリ

第五節　一進會處分ノ件

一進會ヲ驅リテ這般事件決行ノ端ヲ啓クヲ得タレハ其勞ニ酬ユル善法ヲ講セサルヘカラス然レモ同會ノ本質一種ノ宗教的團結ニヨリテ政社ヲ成セシモノナルヲ以テ普通集合團隊ニ對スル處分ヲ以テ完キヲ期シ難シ是其所信ニ向テ強大ナル威力アル反面ハ所謂ニ向テモ更ニ強大ナル威力アルヲ以テ彼等ヲ利用シテ顧ミル所ナキ時ハ勃然トシテ反抗シ我ニ試ムルニ至ルハ又避クヘカラサル情勢ナリ況ンヤ我既ニ二年來組ヲ以テ韓國統治ノ端緒ヲ啓クニ至ラハ此ノ如キ多數團体ノ主力ヲ中央部ニ遷ラセシムルハ却テ一種ノ障碍タルヲ免レサルニ於テヲヤ乃チ三目ヲ設ケテ

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

其處分ニ對スル大綱ヲ償スヿ爾リ

第一　北漢ヲ撰ミテ間島ニ移住セシムルヿ　第二　海外出稼リ獎勵スルヿ　第三　荒蕪地ヲ開墾セシムルヿ　第一ハ今日間島ノ問題ハ北鎮上ノ一大急務ナルモ日本人素ヨリ之ニ適セス北韓各地ノ一進會員ヲ驅リテ之ニ當ラシメ其端緒ヲ啓カシムルハ大ナル縦貫ヲ要セサルノミナラス上ニ隣國ノ視線ヲ避クル所以ナリ第二ハ韓人ノ海外出稼ニ適當ナル性質ナルハ一般確認スル所ナルヲ以テ一進會員ヲシテ其移住ヲ奨勵セシメ韓民ノ貧瘠ヲ一匡セシメ并セテ國内ニ於ケル事端ヲナカラシメント欲スル所以ナリ第三ハ適當ノ荒蕪地ヲ撰ミ其協同一致ノ結果ヲ利用シテ此種事業ノ先驅タラシメ以テ一般韓國ノ協同一致ナキ悪弊ヲ一掃セシム

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

一進會ノ處分ヲ上述ノ目的範圍ニ完カラシメハ地方韓民ノ停末ヲ亟カニスルト同時ニ一般韓人ノ我ニ對スル心頭ノ牆壁衛ヲ以テ撤廃スルノ機ヲ致カシ殊ニ韓國内ニ於ケル政社ノ簇起ト政論ノ紛擾トハ我統治ノ上ニ有害無益ナルヲ以テ之ヲ制スルニハ一黨ノ勢力ヲ強カラシメ自然ニ其沈靜ヲ従カシ殆ント声ナキニ至ラシムルモノ又此策ニ依ル外ナキヲ信ス

明治四十年二月

八日鶴原長官入京したれは、直ちに之を訪ひ、前後の統監に上りし書を示して、この運動に従事せる顛末を詳かにして長官の決心を促す、長官賛否を表せしも、事の行ふへからさるを難す、

是より先き六日には杉山より

此際離縁ニイヤカラレスシテ彼等ノ死命ヲ制スルコトニ注意アリタシ

との電報ありしか、八日の夜には宋秉畯より

手紙待ツ直ク返

との電報あり、九日返電及書翰を宋秉畯に贈りて、其上京を促したり、而して杉山よりは

君ノ苦心ヲ察ス僕明日立チ釜山ニ往ク、着イタラ信ス

と言ひ越したりしか、十日には

今此處ニ今夜渡韓スル其後ノ模様釜山大池ニ電セヨ

と

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

十一日京城に長文電報二通を発し、（詔勅件）又朴に関する韓皇と義和宮との密事を分明にするを得たり（新門閣成之井上生の書来の一節参照を要す）十二日統監を訪ふ、伏見宮殿下の出発を送らるゝを以て、明日の会見を約す、十三日統監邸に到ること約の如くす、統監食堂に引きて、極めて緩話し、上書に関しては、暫く時機を待てと喩さる、又此時慶親王より、孫文を逐ふことを内嘱するの密書ありしことを告げられ、之を山座局長と共議して、孫文一行を逐ふこととを嘱せらる、後数日宮崎滔天等と往復し、十八日之れか処分方法と統監に報告し、統監の唯諾を得て、孫文に旅費を給し、二十三日孫文以下を新嘉坡に走らしむ、而るに京城の政界は、安昌鎬米国より帰りて、西教徒を煽動するあり、大邱の徐相龍、国債報償会を起して排日の気焔を熾にするあり、宮中の密事は、種々の臆測を添へ、人心穏ならず、因て武田範之特に小幡虎太郎をして其情を調査せしめ、詳密なる報告を致せり、事草を留むるの遑なく、之れを統監に与ふなり、左の書簡は国民新聞なる一進会の機関紙が、故なく発行停止に遇ひし報告なり

昨電は延着せり、伯氏宋を訪ひしも不在なりしを以て之を封して家人に托しその後二回訪ひしも未た会はす、国民十日の発行停止は李同く帝国か伊侯去り桂伯代るとの風説を伝へしを警吏に警告せられたるを論して風説として之を伝ふるに何の不可かあらむと庇護したるは不都合とのかどにて停止せ

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

るゝたるあり
今日は二日明日は第三朝あれは明日四賀して聴に斯あるへし
民党の起原沿革を筆して邦人に紹介し其志望と実力とを邦人に知らしむるは刻下の形勢上必要のことゝふるむ
積々たる斤墨断簡未た輯録に十分の材料を得す
李に就て精確に探査せむことを求めし位々個々二三日後に至るされは閲を得ざるべし

宋秉畯の東上

三月二日、宋秉畯は佐瀬熊鉄を随へ、東京に著したり、是よりり先き宋秉畯は報を得て、左の四箇を致せり
御詳報館首相待居候處四日付及九日付御閲封の御書面只今到着拝読仕候
朴一件ハ甚々テ御話致候通り一進会トシテ是非トモ熱望致候次第ニハ無之モ若シ彼自身ノ秘密運動ニ依テ帰朝シ其結果万一宮中ニ勢力ヲ有スルニ至ルハ将来大ニ邪魔物ト可相成コトヲ恐レ先ニスレハ他ヲ制スルノ喩モアレハ進テ彼ヲ一進会ニ引附置候方得策ト考ヘタル次第ニ候尤モ尹侯炳ノ東上ハ朴ヨリ是非ニトノ要求ニ基キタルモノニテ当方ヨリ派遣シタルニ無之コトハ御存ノ通ニ御坐候就テハ今日トナリテ之ヲ統監ニ説クハ已ニ時機ヲ失シタルモノト存候間朴一件ハ最早御放擲被下候上根本問題ニ全力ヲ傾注シテ御活動被下度希望候
根本問題決行ニ就キ第一先決問題トシテ必要ハ例ノ合邦

處分ト存候此事ニシテ解決セザレハ根本問題ノ決行ハ到
底無覚束ト存候、先ツ第一着トシテ此問題ノ解決ニ御盡
力被下度奉存候、昨日発ノ御電報ニ由レハ統監ノ帰リ延
期相成候趣、右ハ如何ノ事情ニ候ヤ御細報ニ接スルマテ甚
タ憂慮ヲ免レス候、若シ果シテ延期相成候ナレハ小生ハ是非
共東上面謁必要アリト愚信罷在候
勅書ノ一件ハ大々的活動ノ目的ニテ着手仕候處、御電報ニ由
リ断然中止致候、但シ御書面中少々事情相違ノ點モ有之
候、様存候ヘトモ委細ハ御面談ニ譲リ候
尚ホ朴帰国ノ件ハ根本問題ノ実行ニハ関係ナキノミナラス
近キ将来ニ於テ彌ヨ実行スルモノトセハ彼ノ帰来ハ却テ
有害ナリトモ不計、更ニ根本問題ノ進行ニ由リテハ寧ロ彼

ノ帰朝ヲ望マシカラスト存候、其邊モ能ク御含置ノ上統監ニ
御話シ被下度奉希望候、敬具

二月十四日　野平

内田仁兄研北

二白、根本問題ノ決行ハ統監留守中ニ於テスルヲ以テ最モ有利
ナリトスルコトハ統監ノ心中モ小生モ同様ニ候處、曾禰カ之ヲ
絶對妨害致候事実、心外ニ存候、此事情モ能ク御含置
被下度奉希望候也

附記、此書の意に依り、二箇の撞着事件を認む、第一
は朴泳孝事件、第二は尉長曾禰の感情の件なり、
今左に之を解せむ、蓋し朴泳孝の件は、望月
龍太郎か宋秉畯に勧めて、朴泳孝を一進會総裁に

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

戴かむと擬したることは、望月の朴忠孝を過信せる結果に外ならず、又對長谷川大將の感情は、宋秉畯は、統監の實行を阻害して、大事を牽けしめさるものと信せるし、統監か秉畯に對して、大事を牽くることを許されしは、統監の意堅く決して然るにあらず、是を以て始めて之を大將に謀らず、特に信事傍に於て、曖昧なる辞言を遺されしなり、而して大將の我を三浦にせむと欲するかの激怒は固より因由あり、予始め大將を非議したりしも熟ら考ふる所あり曰く大將は軍機上の人にして政界上の人にあらず、如かす其情を解くに礼を以てし以て我言を進めんにはと、而も秉畯は意久しく解けず、予の歸りて大將に大觀亭に見ゆるに及び、秉畯始めて釈然たるを得たり、且つ何そ図らむ秉畯の建言を實行するを欲せさりしは、大將の意に非すして統監の意なりしことを、予の之を告ぐるに至りて、秉畯の意全く解く

此日杉山は、統監及び芥川顧正、後藤新平等と、新喜楽亭に饗す、予亦之に與る、饗食中にして、予は統監に告ぐるに、宋秉畯の大京を以てせしかは、統監は、瞞するに之れか接待を以てせられたり、予乃ち席を辞し、孫文を送り、併せて秉畯を迎ふ

四日統監に謁し、宋秉畯を引見せらるゝの期を請ふ、共に大磯に来れと命せらる、退いて杉山を訪ひ、秉畯の来るを告ぐ、杉山曰く萬事統監帰任の後に籌劃せむと、蓋し是れ予が山縣侯、寺内陸相等に謁を通する

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

は、或は統監の快しとせられざる恐あるを以てなり
六日宋秉畯をして先つ大磯に往かしめ、予は七日朝を以て之れに會せり、是れ此夕を以て、鶴屋長官の晩餐會に赴かさるへからされはなり
七日予先つ滄浪閣に到り、統監に謁す、統監午後五時を以て、秉畯を引見せしむへきを命せらる、予仍五時、宋秉畯統監に謁し、満腔の蘊策を披陳し、長谷川大将の激怒に及ひ、以て統監の馬山浦に留り、事の起るを待ち、機宜入城せられさらんことを請ひたり、統監温言慰諭し、形勢は不可なるものあれはとて、時機の至るを待たしめられ、且つ曰く、閑しく帰韓せんと、秉畯曰く、人閑を惹くを奈何せんと、統監曰く、意とする勿れ、更に馬関に於て疑議せむと、秉畯曰く、或は尾して馬関に及はさると
宋秉畯は大計の就り難きに痛心して、頗る悶に遑江す、統監の慰諭に屈従して再来の機を期待するの已むを得さると長嘆せり、此日朴泳孝は、統監を訪はむと欲して、招仙閣に在り、而して宋秉畯か予と此にあるを知らざりし
八日統監予を召し更に秉畯の操縦を嘱せらる、予滄浪閣を辞し、秉畯と共に東京に帰り、十三日に至り、共に杉山を臺華社に訪ふ、秉畯色頗る愁を帯ひ、惟た予は統監奈程後の諾勅を期すれは、寧ろ秉畯の愁を解くに勉めず
大磯にある三日、家に帰れは武田範之の電信を致せり、

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

曰く
文有ル何時立ツカ返
蓋し重要の報告を発せむか為めなり、たゞの書翰は、其報
告に添附せしものなり（報告は本書の保統監に差出せし
を以て也なし
再昨日ハ頼ニ奉得拝顔、更ニ過燊之至ニ奉存候
別紙郵達致来候間不取敢執事ニ上リ候、報中
李宗之不和ト申候ハ或ハ外漢ノ所見ニ過キサル事
歟ト奉存候得共京一着京之来之起臥飲食ヲ
辞察仕候得ハ中心幾分ノ刺傷アルヤモ計ラレ不申
自他ノ事態ハ此外幾多ノ通信ニ照合仕候得ハ
些ノ疑フベキ点無之モノト奉存候、良平更ニ探リ注意
仕居候次第ニ御座候、匆々拝具

三月九日　　内田良平

伊藤老侯閣下

宋秉畯予に謂て曰く最も我前途に防害を与ふるものは丸山
顧問なり、丸山顧問をして方向を転せしめさるへからすと予曰く僕
請ふ往て之を叩かむと、十五日丸山顧問を訪ふて曰く、韓国の事は、
現状を以て足れりとすべきものにあらす、現協約は一歩を進めて
最後の手段を取らさるへからず、其手段を取るに当りて、我に利用
すべきものは、唯一進会あるのみ、彼れ百万の会員を有す、その妻子
を并すれは、韓国人に十分の一に居る、最後の期に当り、全国を挙けて
我に投せは、我は列国に対して甚た面目を失すへきも、既に十分一の
賛同あれは、以てこれを藉するに足る、良平か一進会を扶持せんとす

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

るは、區々の事情のために非ず、この大計のためなり、人或は一進会に人物
なきを笑ふ、一進会素より韓部数人を除けば、人物なし、然れとも
其人物の少きは、我に利ある所以なり、我か自由党の如き、猶ほ以興会
の如き、多士済々を以て称せらる、而し政友会の人物多くして、指顧
是れ應ずるの勢あるに如かず、予は一進会の現幹部を以てするも、
尚ほ多きの憾ありと云ふと、予丸山の人となりを嘉ます、故に
京城にありても、未た嘗て往見せず、然るに此以外なる予の往
訪に接し、耳を傾けて前説を聞き、且つ曰く、宋秉畯を
縛せしか如きは、莫大に人に譲らかなさる事情よりし出
づ、職務上已むを得ざりしも、足下の默するを乞ふと、丸山此夕
をいて宋秉畯と予とを赤坂参何屋に招き、晩餐を供
し懇情を示せり

十九日杉山茂丸曰
昨日手紙出して置たが見たか早く来て呉れなけれは困る
直ぐ返
その書状は
拝啓先方へ面会致し能く紹介致置候間明早朝宋
氏同道にて華族社へ御来車被下度先方は明晩面会可
致と申候間御含迄申候々
三月十八日 其日庵
内田大兄
此電報と書状とは、杉山か予と宋とを寺内陸相に紹介せしに依
れり、其早く来れと電せるは、会見前の商議ありしを以て
なり、此日午前八時半より十二時に亘る長時間の会見を

逐け、仆れむとするを扶けて、新生面を撤開し来れり
陸相は先つこれを聞き了て、今日の會見は、聴くに在りて語るにあら
すと述べられたり、これ韓國の政界に關しては、別に其人ありて、
これは意見を徴すべきの職責を有せさるか故に、唯た二人の、
意見を聴くのみに止むべく、杉山に約せられしを以てなり
予は進むで一進会の性質より説き起して、これか統監より國
情調査を嘱せられて、赴任したる以来の調査事項と、意見
とを以てし、宋秉畯の面前にありては、憚りあれとも、韓人の性
質として、恃みて事を共にする能はされは、事実上に證徴
して、我に善意を表せる一進會を扶持して、治績を挙く
るの外なき所以に論及し、京義鉄道の速成と、北進輸送
隊の功労を挙けて之を証し、一進會を以て、大改革を決行
せむとするに至り、長谷川大将の激怒に至るまで、約一時間半
に亘る説明をなし、又北進隊其他の軍事に關することは、大
谷少将に下問せられむことを請ひたれは、宋秉畯は更に其
欠を補ひ、平壌鎮南浦間の軍用道路開鑿の、
軍隊にて不可能なりしを、これ父老を諭すに日韓
同盟の理由を以てし、父老を感激せしめて、徭役に
應せしめ、且つ私有の山林より木材を伐りて、献納するもの
あるに至り、速かに竣功せしことより、韓王及ひ太子等より
三十万金を醵集して、京義間の軍用道路を開鑿せむと
企てしを、林公使か、その三十万金を流用して、京仁二個の病
院の基金とせしこと等を細説し、平常の懐抱は、二千
万同胞を、日本天皇陛下の子民となりて、日本人民の如き幸

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

禍を得せしむるにありて、二千万同胞の塗炭を極ふを得は、
宗社を絶し、国君を代ゆるし、顧みる所に非すとの決意
を示して、長谷川大将の之を阻止せられしを恨みたり。
陸相曰く、韓国の国情は、分明に領悟せり。請ふ之を勉めよ、
添へ得へき力は、必す之れを添へむと。是より更に枝葉の
問答に及ひたり、秉畯始めて愁を解き、言動活潑なるに
至れり
廿日杉山を叩き、陸相との会見の状を告く、是より先き、杉
山は山縣元帥に見え、備さに進言する所あり、今陸相の
首肯せられし所を附り、更に予等の元帥に謁すへき要を
促せるや否やを商議せり、此日杉山左の電信を致す
先刻手紙出シタカ若シ都合ヨクバ明日向島ニ御出テ
乞フ兎モ角明日電話ヲ掛ケテ呉レ玉ヘ
廿一日宋を叩き、杉山の意見を通す、宋大に喜ふ、即ち杉山
に電話し、明日台華社に相見ることを約す、午後杉山の
書到る曰く
先刻明朝御来社願置候處、又々無據要事出
来向島へ来人の為帰宅を仕候間、別紙書状差上候に
付明晩午後五七時小石川區目白関口なる山縣侯邸へ到付
候様御両人にて御出被成度候、而して明後廿三日朝本
社に於て拝晤願度、宋の御報承り度候、御含迄如此候也
三月二十一日　　茂丸
内田君
別紙書状とは、山縣元帥に紹介せる書状なり、即二十二日、

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

宋と共に元帥に候す、午後六時席に上り、九時を過ぎて退出
す、陳辯する所、陸相の時と大同小異なり、元帥は陸相
の職を護む太た堅厳なるに比すれは、寛容にして
寛宏なり、元帥曰く、韓国の事は、統監の責にあれ
は、余か知らさる所あり、但し意見あれは、友として注告すること
あるへし、余か見る所を以てすれは、地方行政の如きは、言語
相通せさるは、意志を疎通すること能はさるへくして、先づ
一區を劃して、新政を施し、漸次改善せられて、隣之
れを欽慕するに至りて、逐次之を擴張して、終に、全国
に及ほさは民怨を招かすして、功を收むること却て速かなら
しむへし、長谷川の赴任せしときも、特に此に注意せしめたり
と言はれたり、予、宋と大に其の論の肯綮に中れるを讃せり

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

又曰く、韓王は才智勝らせらる、御資質と承はれり、余か如きは
武骨のものは、三日も其下に堪ふへきに非ず、伊藤なれは
こそ、彼の位にあるなり、伊藤は日本第一の政治家なり、
日本の制度は一として彼の手に成らさるものなし、彼を信
頼せは、必らす好境に達するの日あらむ、請ふ之を忍は
れよ、又政黨を操縦すること、素と易からす、況や秩序
なき團体を操縦する、最も難き所なり、余か奇兵隊にあり
しときの如き、僅少の隊員なりしも、實に困難を感したり、
今、百万の團隊を操縦する、其困難想像するに餘りあり、
請ふ之を忍んて努力せられよと、宋秉畯は此の慰諭の言に
感激したり。
山縣侯の同情を得しこと、既に此くの如くなれは、一日も早く

一進会の財政を整理して、瀕死の境を復活せしむること最
大急務なりとて、二十三日杉山を訪ひて、之か策を決し、その
夜二人は新橋を発し、大阪に一泊し、宮島に一泊し、二
十八日を以て京城に着し、直ちに財政整理に手を下し、一
進会財政顛末書を作りて、四月五日杉山に函致し、之れを
山縣侯桂伯及寺内陸相に伸告せむことを乞ひ、而して後之を
統監に呈し、予自ら其実相を陳辯したり、而して此山縣桂寺
内三老に面せし情状は、京城に在りて、獨り木内總長にのみ語り
たり、此機密を人に語りし所以は、他日事或は齟齬すとも、知
るもの、知るあれは、如何に讒構せられんも、精神に於て憾むる
所なけれはなり、
其財政顛末書には左の如し

一進會財政顛末書

一進會ハ一面ハ宗教團隊ニシテ一面ハ政治團体ナリ故ニ
其活動ハ四年前ニ起リシモ其根底ハ四十餘年前ニ起因
シ漸次ニ教線ヲ擴張シテ現ニ百万人以上ノ教徒即チ會
員ヲ有スルニ至リタルカ其間政府ノ威壓ノ下ニ教主ヲ始メト
シテ幾千人ノ人命ヲ犠牲ニシ以テ今日アルニ至リタルモノナリ
今其財政顛末ヲ調査セシニ実ニ驚クヘキ事實ヲ發見
シタルハ左ニ網録ス一進會ハ三十七八年戰役中実ニ貳拾五万
壹千参百七拾七円五拾戔ノ大金ヲ消費シテ我軍隊ノタ
メニ貢献セリ別紙決算書ニ據リテ請フ之ヲ説明セン
収入ノ部ニ於テ創業費ト称セルハ創業費ニアラザルナリ維
新會ト進歩會トノ合同ハ創業ニ似タルモ実ハ日本軍ノ後

援タリシ費用ノ結果ニ命名セシニ過キス
非常事ノ部ニ於テ泰川閑會損害金ノ運用ハ光武八年九月政府ニ對セシノ自由行動ニシテ五千二百人ノ動員ヲ敢テセリ故ニ長谷川大將ハ一進會ノ爲スニ足ルヲ知リテ囑スルニ輸送隊及ビ秘密偵察ノ任務ヲ以テセラレ左ニ會録ノ一節ヲ抄訳ス

六月十日

下午一時例ニ依リテ演説會ヲ獨立館ニ擧行ス問題ハ左ノ如シ

人民生命財産問題　辯士　尹甲炳
教育發達急務　仝　仝　廉仲模
清潔衛生必要　仝　仝　尹吉炳
政治改善必要　仝　仝　宋秉畯

下午五時ニ閉會シ評議長宋秉畯氏臨時評議會ヲ開ク可決セシ事件ハ左ノ如シ

一咸鏡北道邊境等ノ地ニ秘密事件アリ支部總會長李容九氏カ前往スル事ニ對シ本會評議員中若干員ヲ伴往セシメテ該事務ニ帮助シ會員李東元氏ハ此事件ノ此ニ非サレハ不可ナルヲ以テ特ニ評議員ノ任ニ選ヒシヲシテ偕ニ往カシムルヿヲ可決ス其事件ハ果シテ秘密ニ係レハ今必シモ諸レヲ口ニ發セス、成功又命ノ日ヲ待チテ可ナリ該地方ヘ派遣スル人員ハ高青龍、尹甲炳、李行敏ノ三氏ヲ特薦スベク決定シ都司察長ハ文光元ヲ填任スルニ可決ス

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

此日外ニ二件ノ決議アレ𪜈記載ヲ省ク
此大將ノ內屬ヲ受ケ韓國民ノ体面ヲ開クハ此一擧ニ在リト
奮激シテ蜜議ヲ凝ラセシ表面ノ日記ナリ其決心既ニ此ノ如ク
ナレバ其蜜偵報告モ第一号ヨリ八十二号マテ皆重用ノ報告ヲ
齎ラシ一トシテ死生ノ境ナラサルハナシ而シテ韓人ノ酒ヲ嗜ムニモ
関セズ此進輸送隊三千一百五十人カ四ケ月間ニ三十樽ヲ飲
ミシニ過キサルカ如キ其節制ノ嚴重ナルヲ觀ルニ足ルベシ且ツ
傷病者ノ蒙族ニ對スル手當引上ニ際シテ十三ケ村ニ禮金
ヲ贈リシ等用ヲ節シテ体面ヲ重スル行動ハ実ニ間然
スル所ナシ然ルニ日本軍隊ハ普通人夫ノ待遇ヲナシ就業
者ニ對シ一日平均五十戔強ヲ支給セシニ過キサレハ豫備人
員ヲ通シ算スレハ一日平均二十五戔（隔日交代ニテ役ニ就ク

組織ナレハ）ヲ受ケ之ニ傷病者ノ欠勤ト手当トヲ扣除スレハ一人
平均二十戔內外トナリテ物價暴騰セル戰場ニアリテハ雜費
ニモ足ラザルベキハ計算書ノ証明スル所ノ如シ況ヤ百里軍ニ赴
キシ往復費ノ多大ナルヲヤ故ニ実費十九万円ヲ超エシニ関セス
日雇賃僅カニ六万円即チ日本軍ハ実費ノ三分ノ一ヲモ給與ヘ
セラルコトヽナリシハ一進會カ自國官民ノ頑迷ナルヲ憤慨シ矯
激ノ擧ヲ敢行シテ同盟國ノ誼ヲ示セシニ當該官屬カ彼
等ノ尽力ヲ受ケテ其後ヲ善セサルハ不注意ト謂ハサルヲ得ス
鉄道隊ニ至リテハ怖聞スラ傳ヘラレタリ日露ノ交戰ハ韓ハ向
背ヲ迷ハシテ所在人心恟々トシテ疑懼万端ナレハ日本軍ニ
役セラルヽハ日本黨ヲ意味スルモノトシテ小民ニ至ルマテ後難ヲ懼レ
敢テ應役スルモノナシ然ルニ大衆ヲ擁セル一進會カ屹然我軍

ニ應シタルハ即チ我ハ百万ノ味方ヲ得タルナリ故ニ陽ニ陰ニ我ニ貢献セシ所ハ金銭以外ノ論ニ属ス然ルニ其鉄道隊三ケ所ニ貢セシ所ノ一進會ノ費用ト日本軍隊ノ下付額トハ太タシキ差額アルコトハ姑ク舎キ其應役数ト下付金トヲ計算セハ誰カ下付額ノ過少ナルニ驚カサルモノアランヤ此レ必ス通譯請負師軍屬ニ若間ニ陰悪アルヤ疑ヲ容レス當時ニアリテ既ニ怪聞ヲ耳ニセシコトアリ此レ宜シク明カニセサルヘカラサルナリ一進會ニハ一々ニ精密ナル記録アリ当時ノ領票モ尚ホ之レヲ保存セリ

之レヲ要スルニ一進會ハ一方鉄道敷設ニ活動セルニ關セス一方ニハ全州東擾ニ應戰セシ五万ニ近キ動員ヲナセリ彼レカ政府ノ虐殺ヲ行フニ際シ自由行動ヲ通告シテ暴吏ト戰フヤ五万ノ衆モ吾ト相呼應シ其平常ニ在リテモ四大綱目ノ実行ヲ以テ政府ニ注告シ李容翊ノ梟雄ナルスラ終ニ其一致ノ勇氣ニ敵スル能ハスシテ露國ニ客死スルニ至レリ其不屈不撓ノ勇實ニ賞讚スヘキモ北進軍ト鉄道隊トニ盡瘁セシ結果ハ創業費ヲ出シタル十八人ヲシテ現ニ破家傾産ノ悲境ニ陥ラシメタリ彼等ハ皆財産ノ大部分ヲ挙ケテ會員ノ行動ヲ後援セシモ全ク放散シテ回収ノ途ナキニ至リタリ故ニ彼等ハ蕩産ニ加フルニ會債トシテ拾壱万円ヲ剰得シタリ

附記ス本計算書ハ刪芟ヲ加ヘタルモノニシテ露兵ノタメニ掠奪セラレタル部落ニ對シテ善後ノ處分ニ費シタルモノ頗ル額大ナリ日本軍隊ニ對シテモ光武八年陰十月二十七日十三郡民中ヨリ三千五百八十九名ヲ代表シ會長ノ名ノ下ニ恤兵金ヲ献納セリ彼等カ公ノ爲メニ貢セシ所ノ有形無形實ニ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

莫大ナルモノアリ此調査ハ正確ニシテ疑フヘキナシ一々ニ証據アリ會録存案此進日記等数十冊アリテ秩序整然タリ生ハ立証ヲ期スルカ為メニ目下謄写中ニアリ果ニテ我軍隊ガ此計算書以外何等ノ支給スル所ナシトセハ一進會ノ現況ニ陥イレルカ實ニ愍ムニ堪ヘザルモノアリ

明治四十年一月五日

一進會創立以来收支計算書

收入之部

一金四拾壹万弐千四百四拾四也

内

金拾参万八千円也　創業費醵金

内譯

金参万五千円也　李容九　出金
金四万円也　宋秉畯　出金
金壹万円也　明州　金炳奎　出金
金六千円也　咸鏡　金秉明　出金
金八千円也　京城中署者要洞　李仁洽　出金
金五千円也　端川　董雲卿　出金
金五千円也　白川　安承烈　出金
金四千円也　江西　李炳淳　出金
金参千円也　高原　金孝淳　出金
金四千円也　北青　金宗燮　出金
金参千円也　忠州　李進用　出金
金参千円也　平壌　李弘偉　出金

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

金四千両也　義州　韓國正　出金

金貳千両也　朔州　金興國　出金

金壹千両也　亀城　白雲起　出金

金壹千両也　南署竹洞　崔雲燦　出金

金貳千両也　寧邊　康徳淳　出金

金貳千両也　亀城　崔承龍　出金

金十六万四千四百四十両也

十三道各薦主ノ手ニヨリテ徴収シタル二年間ノ會員月損金総額

内譯

金七千五百両也　李謙洙　集金額

金六千両也　韓國顕

金六千五百両也　金啓泳

金六千四百三十両也　金永學

金参千七百両也　金仁国

金五千九百両也　文學洙

金五千三百両也　洪基兆

金参千両也　劉承龍

金八百六十両也　呉鎰寛

金貳千両也　安興坤

金貳千五百両也　李徳洙

金五千八百両也　李徳彬

金貳千八百両也　呉成龍

金貳千両也　尹昌民

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

金参千弐百円也　金昌録（祿）
金弐千九百円也　桂碩恒
金壱千五百円也　李元善
金弐千円也　金光燦
金弐千五百円也（拾）　朴宗夏
金壱千円也　金世長
金参千五百円也　姜瑞鳳
金弐千八百円也　金泳鎬
金壱千六百円也　朴龍麟
金参千円也　林仲浩
金弐千円也　鄭宗郁
金弐千五百円也　韓華錫

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

金壱千円也　裵漢橋
金壱千円也　金益河
金壱千円也　鄭永璐
金壱千円也　邉秉明
金六千五百円也　金學洙
金参千円也　朴永九
金四千円也　朴丙烈
金参千五百円也　李奉律
金弐千円也　金昌源
金参千円也　李文燮
金四千参百円也　柳志薫
金参千円也　崔文祥

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

金貳千円也　韓仁鳳
金壹千五百円也　高永宗
金貳千円也　鄭雲鳳
金壹千弐百円也　朱寅和
金貳千円也　尹相翊
金參千円也　劉文卿
金四千円也　韓景昊
金參千貳百円也　崔基清
金參千壹百円也　金澤鉉
金參千円也　鄭澋洙
金貳千円也　金鼎植
金壹千円也　呉箕泳

金五千円也　李炳春
金貳千五百円也　孫殷錫
金貳千円也　金熙琮
金貳千円也　安應斗
金三千円也　金昌道
金拾壹万円也　京城五十八銀行其他ヨリ借入金
以上

支出之部
一金四拾萬九千八百八拾壹円五拾銭也
内
軍事支出之部
金參拾參万八千五百六拾七円也

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

内譯

北進輸送隊之部

金拾九万七千七百六拾円也

内譯

金八百五拾円也　光武九年六月十日會員二十六人京城ヨリ鏡城郡ニ至ル旅費

金五千円也　咸南道各郡会員鏡城ヘ入来旅費一人ニ付金五円宛一千人分

金貳百卌円也　北青利原端川会員八百人鏡城ヘ入来旅費

金四百五十円也　三水甲山茂山會員九百人鏡城ヘ入来旅費

金参百円也　天幕三十張代

金貳百円也　会員四人城津吉州派遣探偵費

金四百円也　京城ヨリ会員四人茂山ヘ派遣探偵費

金壱百五拾円也　会員三人境城ヘ派遣探偵費

金壱百円也　会員三人境城康徳輸城ヘ派遣探偵費

金壱百円也　会員二人茂山ヘ派遣探偵費

金壱百円也　会員二人富寧ヘ派遣探偵費

金貳百円也　会員四人甲山ヘ派遣探偵費

金貳百五拾円也　会員五人鏡興慶源ヘ派遣探偵費

金参百円也　会員六人豆満江ヘ派遣探偵費

金壱百五拾円也　会員三人穏城鐘城ヘ派遣探偵費

金貳百円也　会員四人北墾島ヘ派遣探偵費

金五百円也　会員五人浦潮ニ会ヒ吉林ヘ派遣探偵費

金貳百円也　探偵員浦潮入獄ニ付家族ヘ見舞金

金壱百五拾円也　探偵露兵ニ捕ヘシ重傷者一人ヲ生セシニ付見舞金

金貳千円也　探偵事務所費三月ヨリ十一月マテ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

金七百円也　病人藥代

金貳百円也　洋藥代

金貳千五百円也　病者三百五十六人百余里護送費

金参百五拾円也　壓車死溺死病死者八人埋葬費

金壹千四百四拾円也　車傷者四十八人家族見舞金一名ニ付金三十円宛

金九百円也　食牛三十頭代

金参百六拾円也　金露酒参拾樽代

金壹万五千円也　会員被服三千枚代

金壹万貳千円也　草鞋代一毎日壹千足一足ニ付代價金十戋宛四ヶ月分合数

金壹万壹千円也　烟草代一人一日ニ付キ金四戋宛四ヶ月間合數

金拾万参千六百八十円也　米壹万貳千九百六十叺代

金壹万三千円也　四ヶ月間饗食應費

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

金五千円也　咸南各郡会員一千人帰路旅費

金六千円也　咸北各郡会員二千人帰路旅費

金壹千貳百円也　京會員五十人陸路帰郷旅費

金九千円也　總会事務所炊事場費薪炭石油等

金三千円也　郵便電信筆紙墨諸雑費

金参百九拾円也　会員滞在地十三ヶ村ヘ寄附金

此處

金六万三千五百三十円也　日本軍ヨリ受取給料

不足金拾参万四千貳百参拾円也　一進会會員費ニテ支辨

備考

総人員参千壹百五十人

内

壱千壱百五拾人　毎日應役者

壱千壱百人　交番休暇人

五百五拾人　病傷者

壱百参拾人　五十人長及十人長

五十人　各處出張所主任

五十人　司察員

九十人　賄方

三十人　医員

京義鉄道應役之部

金拾四万〇八百〇七四也

内訳

金六萬四千七百四也

光武八年十一月ヨリ仝九年九月迄テ平安南道二十三郡

一進會員應役数六万四千七百人食費及往復旅費

総額

此處　壱萬参百五拾円也

金壱百参拾五円也　日本軍ヨリ受取給料

金五万四千参百五拾四也　一進會々金ニテ支弁

金七万貳千九百四也

光武八年十一月ヨリ仝九年九月マテ平安北道二十二郡会員

應役数七万貳千九百人食費及往復旅費

此處

金壱万貳千四百四拾四也　日本軍ヨリ受取名給料

金六万四百六十四也　一進會々金ニテ支辨

金参千弐百七円也
光武八年十一月ヨリ仝九年九月マデ黄海道二十三郡一進
会々員ノ應役数三千二百七人食費及往復旅費
此處
金八百六十九円五十銭也　日本軍ヨリ受取タル給料
金弐千参百参拾七円五十銭也　一進会々金ニテ支辨
備考
金八万七千百八十九円五十銭也
是ハ日露戰役中日本軍隊ヨリ下附サレタル総金額
金弐拾五万壱千参百七十七円五十銭也
是ハ~~一進會~~日露戰役中一進會ヨリ補足シタル総金額
非常事件之部

金拾参（弐）万参千五百円也
内
金弐百（萬）六千八百五拾円也　光武八年九月泰川郡開会損害費
内
訳
金六百参拾円也　銃殺二十一名遺族ノ見舞金
金弐万五千六百円也　各郡会員五千二百人ノ運動旋（旅）費
金六百弐拾円也　会員ノ重傷者治療金
金九万六千六百五十四円也　光武九年三月全州夫擾ニ付損害費
内
訳
金参百七拾五円也　京城会員三百人全州ヘ出張旅費
金壱百五拾円也　京城会員五十人馬賃
金参百円也　京城会員百五十人ノ旅費

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

金貳千五拾四円也　京城会員二百人江景ヘ一ケ月滞在費

金貳万壱千拾円也　忠清南道会員ヘ七千三百三十人二十日間ノ手当

金五万八千六百円也　全羅北道会員二万六千三百人十日間手当

金八百十五円也　京城会員二百人帰京車馬賃及旅費

金参百五十円也　事務所破壊セラレシ件修理費

事業費之部

金参万五千円也

内

金八千円也　光武学校家屋買入代及修繕費

金壱万五千円也　国民演説台新築費

金壱万貳千円也　中学校新築費

以上

備考

金拾五万八千五百四円也

是ハ軍用以外一進会ノ請費セシ総額

平壌の調査

統監平壌視察に意ありて予に命して豫め情況を調査せしめらる四月六日程を発し十三日を以て帰る予は武田範之を伴ひて臨江ホテルに宿し一進会員李容漢及ひ小野乙輔は韓人の旅館に入り探訪する所あり此一週間は雨多かりしも大同江岸柳眼将に開かんとして密臺の眺望実に江岸第一の名に背かさりし武田平壌八咏の詩を作れり

十五日報告書を統監に上る時に木内総長将に義州地方視察の途に上らんとす統監総長に告けて曰く内田有益の報

告を齎したりと総長予にその草本の内示を需む予之れを示
し且つ契心する所あり其報告書左の如し

報告書

不肯平壌方面の情勢視察ヲ命セラレ四月六日京城ヲ発シ十二日ニ至ルマテ平壌ニ滞在シ或ハ密偵ヲ放チ或ハ自カラ日韓官民ノ間ニ往来シ細心ニ探討セシカ不幸ニモ左ノ報告ヲナスノ已ムヲ得サルニ至レリ

情勢一班

平壌城外ナル臨江ホテルニ投宿シテ先ツ眼ニ映セシハ大同江貨載船の寥々落タルト支那船カ盛ニ石炭ヲ輸送セルトナリシ明日朱雀門ヨリテ城内ヲ一観スレバ一瞥シテ商勢ノ不揚ナルヲ感シタリ

不肯カ入城以前ニ在リテハ地方税目ノ調査ヨリ協同会社長媒介人(仲買人)ニ安泰国ノ拘引トナリ為メニ韓商ヲ激昂セシメテ市民一般共同会ヲ組織シ八日間ノ撤市ヲ見シハ表面ノ事実ナリシカ裏面ニハ安昌浩カ西教徒ヲ煽動セシカ多大ナリシナリ労働者三百人佐竹三郎ノ店ヲ閙カシタルモ其餘勢ニシテ不肯カ入壌ト同時ニ探聞セシ現勢ハ黄州居留民カ鎮衛隊ト土民トノ迫害ニ堪ヘスシテ義勇団ヲ組織セントシ安州居留民モ不安ノ状アリ而シテ平壌商民モ内地ニ往返スルノ危害ヲ懼レテ物資ノ購入ニ躊躇シ韓人ノ入浴スルモノハ日湯四銭ナルヲ利トセスシテ却テ韓湯ノ七銭ナルニ赴キ煙草ハ五里童子ニ至ルマテ一切日制衣ヲ排シ洋巾ノ如キモ一ニ支那商ノ手ヨリ収メタル商権ヲ将ニ再ヒ支那人ノ手ニ回復セラレシ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

トスルノ状ヲ呈シ街頭ニ於ケル日韓人間ノ争闘ハ日トシテ聞カ
ザルハナシ且ツ韓人ハ浮説ヲ信シ決死隊ヲ作リテ上京セシトス
ルノ勢ヲ示シ排日ノ気焔ハ日ニ熾ニシテ居留民ハ我政策ノ無
能ナルヲ憤慨セリ

現状ヲ呈シタル原因

此現状ヲ呈シタル原因ハ種々ノ方面ヨリ査究スルニ其帰着スル
所ヲ一ニセリ　一言ニシテ之ヲ蔽メハ懐柔策ハ根本ヨリ誤ナリシコ
ト是ナリ

一　今韓人ノ萬口一致セル所ヲ周訪スレハ曰ク
統監府ハ始メヨリ施設ヲ誤リタルヲ以テ日本官吏ハ韓官ニ
欺瞞セラレ終ニ日本官ノ虐政ヲシテ前日ニ復帰セシメタリト
甚シキハ曰ク現莅セル統監ハ贋物ナリ大英雄ノ名ヲ假
リテ我ニ衒セントスルノミ故ニ贋物ハ真ヲ敵フ能ハス未タ一善政ノ
民ニ及フヲ見ルヘシ壓虐却テ舊ニ倍スルハ此レ其證ニ非スヤト
或ハ統監帰朝中ノ言ヲナセルナ疑アルモ韓民ノ統監府ヲ信
セス恐レサルコト正ニ是ノ如シ

二　統監府ハ啻タ韓民怨望ノ府トシタルノミナラス邦人ノ怨望
モ韓民ト異ナルコトナシ其万口一致スル所ハ曰ク
統監府若シ居留民ヲ放置シテ單ニ韓民ヲ誘掖シ韓民
ヲシテ我日本ニ悪感情ヲ挾サマサラシメハ我等ハ寧ロ韓民ヲ利
用シテ自振ノ計ヲ立ツルコト閑府以前ノ如クナルヲ得ヘシ然ル
ニ今ハ我利権ノ統府ニ保護セラレサルノミナラス進ンテ韓人
極度ノ反抗ヲ受ケ退テハ統府ノ束縛ヲ被ル進退維谷ル
所以ナリ現状ヲ以テ推行セハ前途不測ノ虞アリト

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

三、日韓人ヲ通シテ公平ナルモノト認メラル、其ニ語ル所ヲ綜合スレハ
左ノ如シ

京城ノ情勢ト地方ノ情勢トハ全ク其趣ヲ異ニセリ地方ニ於ケル日本勢力ヲ問ヘハ一進会ノ勢力ハ即日本ノ勢力ナリシナリ換言スレハ日本ノ勢力範囲ハ一進会員ヲ限リトセシナリ故ニ一進会ノ熾ナリシ時ハ官吏モ其暴ヲ恣ニセス人民モ日本ノ勢力ニ信頼セルモノヽ如クナリシカ宋秉畯ノ捕ヘラルヽヤ西教徒間ニ乗シテ勃発シ炎所寒離ノ民心ハ一進会ヲシテ漸ク衰ヘシメ官吏ノ暴ハ行排日ノ運動終ニ併発スルニ至レリ元来人民ハ信教ニ念アルニ非ラス生命財産ノ保護ヲ念トスルノミ而シテ西教モ亦信徒ノ生命財産ヲ保護スルヲ主トスルニ非スシテ信徒ノ増殖ヲ計ルニ在ルコト明カナリ是ニ於テ相互ノ方便ハ相互ノ目的ニ利用セラレ知ラス識ラス此猖獗ノ勢ヲ幻成シ假ヲ弄シテ真トナスニ至リタリ論シテ此ニ至レハ統監府カ一進会ノ勢力ヲ蔑視シタルハ統監府カ地方ニ於ケル自己ノ勢力ヲ蔑視シタルニ同シクシテ所謂懐柔ノ良薬ハ却テ毒薬ト変シテ沈痾ヲ深カラシメタリ

以上三種ノ言ハ大体ニ就キテ一致ノ點ヲ約言シタリ次下實際ニ付テ其言ノ的確タルヲ証セン

師團之撤退

師團ノ撤退ハ排日運動ノ動機トナリシハ万口一致セル所ナリ師團ノ撤退ハ動機ニシテ原因ニアラスト云モ其動機トナリシ理由ヲ聞クニ国運ヲ賭セル軍事行動中ニ在リテハ必要ニ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

迫リテ土地ヲ収容シ必要ニ迫リテ軍人〻ヲ勵行ス此当然ノ事
ノミ御用商人諸請負業者等カ一部不廉ノ軍吏ニ結
ヒテ汚行アリト傳ヘラルヽカ如キモ炮煙弾雨ノ間ニ在リテハ常
規ヲ以テ論スヘキニアラス故ニ良民ハ其所為ヲ怨ムト雖モ
其所為ヲ悪ムモノアラズ不幸ニシテ奇禍ニ罹レハ視テ
災危ナリトシ以テ不可抗力トシテ之レヲ異マス師團ノ
威力ノ人心ヲ鎮ヘ壓セシコト實ニ大盤石ノ如クナリシ然
ルニ師團ノ撤退スルヤ渠レ竊ニ意ラク日本将ニ米国ニ事
アラントス故ニ守兵ヲ撤スルナリト之ニ次キテ意ラク甲午ノ役彼
レカ如シ今亦タ然ルノミト高壓頭ニ除キテ統監官制ノ
懐柔ヲ見ルヤ益ス軽浮ノ情ヲ動カシ遂ニ爛喉ノ熱
ヲ忘ル意ラク日本ノ柔佞ナルハ我ヲ怕ルヽナリト我レニ懐

ヲ試シレハ彼レ一悍ヲ試シ我レ一柔ヲ示セハ彼レ一暁ス曰ク新兵
敢テ我屋ヲ犯サス我漸ク渠ヲシテ礼義ヲ知ラシメタリ其
負高首討率ネ此ニ類ス渠レ通ツクレハ押シ遠クレハ怨
ム之レヲ抱ケハ負ヘト呼フ況ニヤ手壊ノ俗古言ヨリ驕悍治メ
難シト称セラルヽニ於テオヤ此レ排日運動カ師團撤退ヲ動
機トシテ勃發セシ所以ニシテ其狂熱ノ甚スル所ヲ知ラザルニ至
ルモ亦必然ノ勢ナリ

西教ノ煽動

師團ノ撤退ハ排日運動ノ原因ナラサルカ如ク西教徒ノ煽動
モ固ヨリ一助因タルニ過キス然レドモ此煽動ハ至大ナル影響
ヲ運動上ニ有スルナリ
手壊ハ西教徒ノ巣窟トモ称セラル其根本ヲ樹ツルコト最モ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

久シ然レモ土俗偏見ニ拘泥甚セルノミナラス大院君ノ果断ト
教訓トハ深ク人心ニ刻ミシヲ以テ教勢微々トシテ振ハサリシカ一進
會カ生命財産ノ保護ヲ以テ官民ノ間ニ周旋スルヲ見ルニ及ヒ
各教會モ又教者ヲ派シ庇護スルコトヲ言明シテ信徒ヲ募レ
リ日露開戰ニ際シ一進會ハ日本軍ニ對シテハ如何トモ
ス可ヘカラサルニ反シ西教徒ハ日本軍ニ重視セラルヽヲ以テ
漸ク教民ヲシテ其勢力ノ偉大ナルモノアルヲ感セシメタリ且ツ牧
師等ハ我軍事行動ノ厳厲ナルニ反シ信徒ヲ喃乱スルコト
慈母ノ赤子ニ於ケルカ如シ其潜カヲ養ヒテ時ノ来タルヲ俟テリ
宋秉畯捕ヘラレ一進會色動クヤ自強會独立ヲ宣言シ
排日ノ聲ハ排一進會ノ聲ト倶ニ併發シ極力教民ヲ擁庇
護シテ非教民ヲ擠排シ師團ノ撤退ヲ機トシテ安昌浩

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

ハ馬牧師ニ送ラレ京城大邱元山等各所ニ相呼應シテ排日熱ヲ
煽動揚ス今ヤ街頭バイブルヲ挾ミガんモハ肩身狹キニ至レリ
彼カ本月七日以後ニ於テ演説セシ言内ニ
曰ク統監カ万国青年会ニ對シテ祝辭ヲ發セラレシハ外国人ヲ恐怖
セラルヽニ因ル此レ統監ト曽ニ我基督教ニ手ヲ措カルヽ證據ナリ
ト堂内ニアリテハ倭奴喧ク嘲罵ノ語聞クニ忍ヒストテ曰ク軍隊
カ舊来韓屋ニ雑居シテ韓民ヲ困メシモノ今新兵カ敢テ韓
屋ニ入ラサルハ我等ノ言フ所ハ一トシテ貫徹セサルコトナキノ證據ニ非ス
ヤト曰ク国存在ハ土地ニ依ル土地ハ決シテ外人ニ賣ルベカラスト
曰ク独立ノ實ヲ擧クルハ自強ニアリ決シテ外人ニ信頼スヘカラス基
督教ハ万国ノ通教ナリ基督教ヲ信スレハ天下ニ敵ナシト
七日ノ夜ニハ京城ヨリ電信アリテ皇室大事件ヲ教会堂ニ報ジ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

来レリ故ニ學生ハ一齊ニ休業シ信徒ハ一時ニ休業シタリ其言ヲ聞クニ大韓皇室ノ危殆迫リテ朝夕ニアリ故ニ教徒ヲ集メテ毎日祈祷会ヲ開キ号哭祈祷ヲ断行スヘシト

街頭人民浮操シテ曰ク伊藤統監ハ四條目ヲ上奏セシ一ニハ議政府ヲ革罷シテ政府聯邦スル事二ニハ海関ヲ日韓両国聯合スル事三ニハ国事犯人ヲ召還スル事四ニハ度支部ヲ廃止スル事

九日ノ流説ニハ日本巡査秘密ニ上京セシヲ以テ皇城ノ消息ヲ聞キシニ大皇帝陛下ハ日本ニ[illegible]景セシニ度支部ハ廃止シテ銀行ニ施用セラレントシ日本軍人及巡査ハ皇居ヲ囲繞セリト故ニ教徒ハ決死隊ヲ組織シテ上京セシモノトス

平壌ニハ民会アリ自強会アリ青年会アリ又西友学会アリ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

商業ノ衆議所アリ此皆西教徒ニシテ官吏ト相結托ス故ニ安昌浩カ明倫堂ニ演説セシヤ傍聴人ハ観察使及本郡守ト江西郡守以下各官吏佈陣列坐シテ條々之レヲ賛達日ノ間ニハ秘密会ヲ開キテ密議シ十日ニハ安昌浩教徒数十トラット博士ヲ送ルト称シテ京城ニ向ヒ観察使李始栄ハ会堂ニ住シ左右ヲ屏ケテ四時間ニ渉ル密議ヲ凝セリ而シテ始栄モ十三日ヲ以テ京城ニ向フヘシト云フ又会堂ニハ何等ノ運動費ヲ醵集スルニ着手シテ人心洶々タリ

安昌浩ハ公衆ニ演説セシ言内ニ曰ク

国ノ独立ハ人民ニアリ他国ノ保護ニ在ルニ非ラス保護ヲ謂フヘキハ天父アルノミ若シ已ムヲ得スシテ依頼セサルヘカラサルニ際セハ世界最強ノ国ニ依頼スヘシ一進会ハ国賊ナリ此大義ヲ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

棄テヽ新條約ニ黙従セリ一国ニ信頼シテ一切ヲ托セシト
ズト

日清戦役前ニ在リテ樽井藤吉ノ著名ル大東聯邦論ハ其ノ一部分ヲ添刪シテ新著ノ如クニ屢々ニ撒布セラル、ヲ見タリ

一進会支部長等ノ言

一進会支部長等ノ言ニ曰ク吾等ハ李容九、宋秉畯ノ言ニ聴キ殴傷ニ耐ヘ瀕死ヲ忍ヒ唖罵捽撃セラル、ヲ顧ミス一意日本ニ信頼スルハ暴政必ス除カルヘク文明決シテ進趣スヘシト断決シタリ果然制度日ニ革マリ官吏気ヲ斂メ開化ノ運期スヘキヲ視ルニ逢ヘリ然ルニ宋秉畯ノ明夷ト俱ニ西教徉カニ勢力ヲ逞フシ一進会ハ日ニ衰ヘ貪官汚吏ハ再ヒ良民ヲ貼賊シ生靈ノ塗炭却テ舊ニ勝サルモ匡正ノ力ナク会員ヲ目スルニ国賊ノ汚名ヲ以テスルニ至ル二十三郡十万余名ノ会員ハ減退シテ三万余名ニ過キス且会員タルモノ義務ヲ視ルコト恬然タリ故ニ内ハ財計ニ窮シ外ハ西教ト官吏トニ迫害セラレテ此衰弱ノ状ヲ呈セリト

平壌韓民ノ輿論

平壌韓民ハ半数以上ヲ韓民（西教徒）トス其以外ノモノハ輿論トスル所ヲ聞クニ曰ク本国ノ地方官吏ヲ左右スルハ日本官員ニアリ会員ハ不公ナルニ妙策ヲ用イス今ニ至リテ何ノ妙手端アル人民ノ盲瞽ハ層生セリ大低未開国ノ官吏カ文明国ノ官吏ヲ欺キテ人民ノ瘼ヲ致セルモノナレハ容易ニ文明ヲ望ムヘカラス、安堵モ望ムニ地ナシ日本官員ハ能ク知リテ欺ムカサルヽカ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

知ラスシテ欺カルヽカ虐民貪財ノ計一層倍加スルヿ此ノ如シ国
權何ヲ以テ保護セシ伊藤統監カ此況ヲ確知シテ一層刷新
シ政黨ヲ掃清シ民心ヲ服従セシムルヿ未タ詳ニ的知スヘカラ
ス故ニ輿望紛騰スト寧邊ヨリ来レルモノ寧邊ノ輿論
ヲ語ルモノ亦稍相同シ曰ク伊藤統監ノ意見ヲ意想
スルニ未知ノ事多キヲ詳ニスルナリ実ニ我国ヲ文明ニ指導
セラレハ舊弊ヲ革袪シ政府ト教育方針トヲ改善スルヿ
最先急務ナリ此レ之レヲ為サス荏苒看過シテ一ノ実施
ナシ開明ハ姑ク舍ク未開明國ノ人民ヲシテ設教駆リテ
溝壑ニ入ラシム民心疑訝ノ中ニアリト

地方官錯擧

郷向ニ地方官ノ更迭ヲ行ハルヽヤ自強会員ト青年会員

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

トヨウ挾權シタリ故ニ其信スル所ノ西教ヲ政治ノ上ニ利用シテ容易
ナラサル事能心ヲ惹キ起スニ至リタリ
賛書官金英鎭ノ言ニ曰ク朱雀門街路擴張ノ件ノ如
キ回韓街民ハ菊地理事ノ円満至急ナル説諭ヲ体シテ
之ヲ承諾シタリ而ニ今理事ノ上京シテ帰任セラルヽ間ニ在リテ
排日熱ノ氣勢ハ前議ヲ翻シ頑強ニ自由權ニ在リト主張
ス夫レ義務アリテ權利アリ二者相待チテ自由存ス今義
務ヲ知ラスシテ單ニ自由ヲ絶叫ス此レ暴民ノミ而ルニ觀
察ハモ即チ排日ニモ即チ排日陰ニ陽ニ居留民ト相
反ルヲ事トス且ツ國ノ独立ハ民ノ義務ヲ重ントスルニ在リ
民ニ義務心ヲ起サシムルハ普通教育ヲ普及スルニアリ
然ルニ觀察ハ普通教育學校ノ公立ヲ蔑視棄シ私

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

設ノ學堂ニ公用ヲ附シ国有林ヲ資シテ私學ヲ奨勵セシ
ト欲ス知ラス私設ノ學堂紛然争ヒ願フモノハ願者學堂
ノ名ヲ以テ田園山林ヲ私セント欲スルニ在ルコトヲ是盗ニ資ヲ
與ヘテ公學ヲ廃棄スルモノナリト
彼等ハ官ノタメニ官スルニ非スシテ排日ノ為メニ官シ改善ノ為
ニカヲ陳ルニ非スシテ阻害ノ為メニ腐心セルコト他ノ任官者
ト同シクシテ共ニ此陰毒ノ内旨ヲ啣メルコト肺肝ヲ見ルカ
如シ

改革ノ弊害

銀行業者ト貿易商ノ對座論議スル所ヲ聞クニ曰ク
官吏ハ俸給ニ衣食スルヲ以テ何等の法令ヲ乱発セラルヽ
モ何ノ痛痒ヲモ感セサルヘシ吾等商業者ハ一法一令
直ニ運用ノ機関ニ供セラルヽヲ以テ直ニ極痛ヲ起セルモ止薗ヲ
切ニシテ痛苦ヲ践行セリ然ルニ一痛ハ一痛ヨリ加ハリ後痛ハ
前痛ヨリ劇シク今ハ殆ント堪ヘ難キニ至レリ元来韓国ニハ
債務ニ對スル連座法アリシヲ以テ貸借上ニ信用ヲ重ンシ
タリシカ野蛮ノ法律トシテ之ヲ除カレシヲ以テ債務者ハ親
族ノ累ヲ絶タレシ結果忽チ無責任トナリテ義務ヲ放棄スル
ニ至レリ故ニ韓人ニ債権ヲ有スルモノハタメニ放資ノ危険ヲ
感スルコト多大ナルヲ致セリ於音ノ廃止ノ如キハ一層寒心ス
ヘキモノアリ於音ノ習慣カ完美ナル習慣ニ非サルハ論ナキモ此
ノ習慣ニヨリテ商業上ノ信用ハ遺憾ナク維持セラレ韓人ノ
姦謀詭計至ラサル所ナキニ反シ於音ノミハ殆ント神聖
ニシテ欺クヘカラサルモノアリシニ一朝之ヲ廃止シテ代フル手形組合

ヲ以テセラル日本スラ信用組合ノ起リシハ近年ノコトニ属ス幾百
手ノ程度ヲ遅レタル韓民如何ソ手形組合ヲ信スルノ智識
ヲ有セン故ニ現ニ韓商カ已ムヲ得スシテ手形ヲ書スルトキハ借
用證書ニ代用シテ毫モ商用ニ供セラレス況ヤ一紙ニ三銭
ノ券税ヲ賦セラルヽカ如キ吾等ノ迷惑益ス深シ官吏ハ
手形ニ署名スヘキ額面ハ百円以上ト思料セルカ民度
低キ韓商ノ拾音ハ百円以下最モ多キナリ誰カ毎紙
三銭ノ税金ヲ拂フモノアランヤ民度ノ高低ヲ量ラス故
俗ノ如何ヲ顧ミス一モ破壊ニモ破壊々々ハ建設ノ始
メナルベキモ官吏ハ韓国ヲ沙漠ニシテ而ル後ニ建設セカレハ
漸取ノ方ナシト謂ヘルカ抑モ吾等ハ韓商ト事々扞格シ
物々齟齬シテ日ニ其肝膽ヲ秦越ニス今ヤ一沐ニ三銭ノ差アル

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

廉ナル日湯ヲ棄テヽ韓湯ニ赴キ日製ノ煙草ハ童子ニ至ルミテ
買ハサルニ至レリ彼等ハ購買組合ヲ作リテ一切日本品ヲ排セヨト
絶叫スルハ必ス近キ将来ノ事ナラン
支那商人ハ其準備カノ如ク増加シ来レリ又彼等ハ我ノ労役
ニ服スルコトヲ厭ハス然レトモ其言フ所ヲ聴ケハ日本人ノ金ヲ回収
スルカ為メニ服役スルノミト果シテ労銀ハ暗ニ昂騰ノ気勢ヲ
呈セリ労銀問題モ将来ニ於ケル居留民ノ難題トナルヤ必
セリ又彼等ハ破壊ヲ重ネラル丶又動トシテ拾音ノ信用ノ如
キ商業道徳ノ根底ヲ并セテ敗滅ニ帰セシメ取引上ノ不信
ハ彼等カ政治上ニ用フル詭秘ト同型ニ陥リ彼我ノ取引ハ奈
何ナル難境ニ到達スルヤ保シ難シ思フテ此ニ至レハ前途ノ寒
心ニ堪ヘサルナリ今ヤ虫モ手壊ル街頭ノ晴夜独行ノ惧アリ

城外ノ行商ト城外地方買出トハ躊躇シテ往クモノ稀ナルニ至
レリト
以上ハ居留民ノ齊聲スル所ヲ代表セルモノニシテ一頭目連ハ更ニ箇
々ノ所見ヲ附加セリ
曰ク平壌ニ巡査三人位ノ時代ニアリテハ觀察使ト直談セシヲ
以テ事々円滑ニ効果ヲ収メシカ領事館開カルヽニ及ヒ官吏
ヲ介スルヲ以テ阻滞先ツ生シ理事廳開カルヽニ及ヒ事々阻
滞セサルナシト
曰ク土地證明規則ハ我カ人民ノ權利ヲ保護スル精神ニ出テシコ
トヲ疑ヲ容レサルモ目下ノ形勢ハ此保護法却テ障害トナリ
其理由ハ郡主等利權回復ヲ急トシ言ヲ左右ニシテ証明
ヲ與ヘス故ニ邦人ハ此ノ規則アリト雖トモ郡守ヲ承服セシム
ルノ不可能ナルヲ豫想シテ土地ノ賣買ハ自ラ休止セントシ土地ノ抵
當ハ危險ヲ慮リテ貸出ヲ休止ス韓人ノ抵當品トシテハ土地
以外ニ何物カアル之レヲ擔保トスルコトスラ能ハサルハ金融上ノ大阻
害ナリ
某々銀行家曰ク韓民ニ對シテハ農工銀行ヲ設備セラレシモ
我レハ之レヲ利用スル能ハス而シテ我日本各銀行ハ商業機
関ナルヲ以テ土地ニ對スル貸出ヲナサス故ニ彼レハ農工機関
ヲ有シテ我ハ農工機関ヲ有セス夫レ韓ハ農本國ナリ我邦
人ノ韓國ニ發展スルモノハ商ヲ主トセスシテ農業經營ヲ目
的トセリ此ノ官民一致セル韓國ノ経營ノ根本主義タル大
方針ニ非スヤ然ルニ各銀行ハ此方針ニ向テ裏ヲ掻リ官
ハ却テ韓民ニノミ利器ヲ與ヘテ独往邁進セル邦人ヲ牽

制セントス韓民ノ利益ノミヲ保護シテ我勢力ヲ驅逐スルノ
遇(愚)策ヲ取レルモノト謂ハサルヘカラス統監府名ルモノ果シテ
韓國大経営ノ根本主義ヲ忘ル、ナクハ何ソ韓民ノ意ヲ迎
エテ自前ニ苟偸シ却テ我発達ヲ妨害セラル、ヤト
某々日本官人曰ク統監府ノ大方針ハ或ハ言ヒ難キモノアラ
ン我等ハ理事ニ就キテ其髣髴ヲ得ント欲シ百方之ヲ叩
クモ漠然トシテ得ル所ナシ故ニ我等ハ理事ガ何等ノ方針ヲ
モ有セサルコトヲ断言スルヲ得ルナリ若シ大方針スラ示スニ足
ラサル人物トセハ何ソ北鎮ノ大任ニ當テタルト理事ハ曰ク物
皆順序アリ現下ノ形勢ハ過渡期ナルヘキヲ豫想セリ現下
ノ形勢ニ甘心スル能ハサルハ固リナリト
某々曰ク地方税新施ノ如キハ最モ甚シキ失策ナリ豈

高ノ百分ノ一トハ何ヲ標準トシテ此税率ヲ立テタル世界上此ノ
如キ重税アリヤ抑モ小反抗ニ遇ヘハ即チ延期ス白銅貨交
換モ既ニ然リ韓民ハ如何ナル法令ノ出ツルモ反抗スレハ即チ
撤去セシムルヲ得ベシト謂ヒ誹謗並ヒ起リテ我威信ヲ喪ハ
シム可久ノ法ヲ以テ蠻心ニ入ルニ非サレハ以テ韓民ニ臨ムヘカラスト
以上見ル所聞ク所ヲ直叙セシモノナリ今鄙見ヲ以テ之ヲ綜合
スレハ左ノ如シ
一師團ノ撤退ノ如キ安昌浩等ノ煽動ノ如キ皆是排日ノ
動機ニシテ原因ニハ非サルナリ所謂原因ハ之レヲ政策ノ過
失ニ期セサルヘカラス而シテ彼等ノ言フ所ハ自前ノ痛苦ヲ訴
フルモノニシテ未タ其言ノ如ク甚シキニ至ラス其言ノ如ク甚
シカラスト雖其言ヲ細覈スレハ大ニ肯綮ニ中レルモノアリ乃チ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

芻蕘ノ言決シテ諮詢ノ價ナシトユフヘカラス排日熱モ其聲ノ大ナルカ如ク大ナラサルヘキハ韓人ノ常ナリ然レ𪜈元山大邱各方ニ通シテ何等気脈ノ相連ナルモノアリ今ニ當リテ何等ノ動機ノ卒然相撼カスアラハ十三道一齊ニ呼應シテ起ランコト疑フヘカラサルノ豫測タリ

一韓民ハ運動費ニ窮セリ噪乱スレハ噪乱スルニ従ヒテ愈ヨ窮乏ニ陥ル故ニ地價ハ日々ニ下落セリ然ルニ其金主ハ之ヲ邦人ニ仰カサルヲ得サルモ郡守ノ防遏ト金主ノ疑惧トハ地價ヲシテ益ス暴落ニ傾カシム其機ヲ利用シ我金主ヲ保護シテ大ニ買収ニ従事セシムルノ要アルヲ感ス

一寛政ハ水ノ如ク猛政ハ火ノ如シ水ハ民得テ之ヲ慢ル故ニ溺レ易キナリ火ハ民畏レテ之レヲ憚ル故ニ爇カルヽコトナシトハ鄭ノ子産カ遺策ナリ子産カ本國ニ臨ムニスラ火ヲ用ヰルニ眷々タリ、今ヤ千載自他ノ抑壓ニ馴レ一種ノ習性ヲ作レル韓民ニ對スル高壓手段ニ非サレハ不肖決シテ何等ノ善政モ効果ヲ収ムル能ハザルヲ知ルナリ況ヤ浩気ヲ有セル民黨ハ却テ之レカ撲滅ヲ期シテ其撲滅ハ日本勢力ノ撲滅ヲ意味セルコトニ想到セス加フルニ我民黨ノミヲ拘束シテ却テ不逞ノ韓民ヲ制裁スル所ナシ終ニ韓民ヲシテ恩ニ溺レテ背叛ヲ鼓煽セシム請フ

閣下ノ尊意ヲ留メタマハンコトヲ

右報告上申ス

明治四十年四月十五日　内田良平

統監伊藤侯爵閣下

目下地方ニ撒布セラレタル各種ノ檄文警告書等中最モ公平ニ近キ一文ヲ訳シテ左ニ電瞩ニ供ス

匿名警告書

清江ノ水流レテ濁江ニ入レハ水濁リ濁江ノ水モ亦清江ニ入レハ水清ム豈ニ水ノ本性ト曰ハンヤ我韓日両路平和ノ後ト日韓新約ノ後トヨリ一般人民ノ輿望ハ政治制度ヲ摸スルニ支邦ノ文風ヲ以テシ一部ニ顧問アリ道ニ警視アリ郡ニ巡查アリ此レ先覚ノ後覚ヲ覚シテ文明ニ這ラシムルナリ故ニ我韓ノ官吏モ必ス與覚ランコト乃チ己ニ預筭ヲ為セリ我韓ノ官吏ハ事當ニ顧問ニ顧問シ警視發警視シ巡查ニ巡查ニ未開ヲ開キテ未明ヲ明カニスヘキナリ此ヲ為サスシテ一頭虎勢力ヲ挾ミ民肉ヲ赤呑シ猛虎翼ヲ添ヘ生靈ヲ奈何セン我韓ノ官吏ハ賊ニ生レテ賊ニ長ス之レヲ責ムルモ益ナシ日本官人ニ對シテハ昨ハ文明ヲ以テシテ今ハ未開ニ歸ス橘湖ヲ渡レハ枳鳳野ニ出ツレハ雞ナルカ尤モ慨歎ヲ倍スノ處ナリ此咎何ニ由ル所謂文明ノ政黨モ亦我政黨ニ出ツ見ル所聞ク所斯賊ニ過キス言賊言ヲ聽ク故ニ事賊事ヲ為スハ事理ノ当然ナリ然ラハ則チ奈何セン嗚呼痛イ哉我韓ノ政賊ノ手端ハ明ニ當リテ能ク欺ク況ヤ暗ヲヤ如何ソ神出鬼没ナル見レトモ測リ難キモノナリ現ニ國瘼ヲ以テ之ヲ思ヘハ好文明ハ山灰壁漆墨ニ過キス傾クモノハ顔ヲ壓シ狂スルモノハ藥ニ迷フ顧問ハ何ソ民ニ顧ミサル警視ハ何ソ民ニ警視セザル巡查ハ何ソ民ニ查セサル一向ニ是ノ如クナラハ新ハ舊ニ如カス有ハ無ニ如カス天何ソ知ルコトナキ弱キハ蚓ヨリ弱キハナシ之ヲ

踏メハ能ク動メ食フ事ハ虎ヨリ食フハナシ死スルトキハ畏ルヽナシ
韓日ハ唇歯ナリ唇亡ハ歯能ク独リ存セニヤ唇歯共
ニ敵セハ就シヲカ怨ミ就シヲカ咎メン
十七日には財政顧未書に對する杉山の回答を得たり
手紙計算書見た毎に驚言嘆なり尚追々御通
信を乞ふ其内纏りたる考を定め當局へ具申し置
くへく候

四月十七日　　　　茂丸

良平殿

と然るに半壊報告も木内総長の報告（総長五月二日を以て帰る）と相和して、大に統監の意を動かし進会を利用するの意を決せられたるものゝ如く、五月四日統監邸に大臣会議あり、遂に新内閣の成立の端を見るに至りたり

是より先き、統監の措置は之を忖度すること能はず一進会は財政に分射し、加ふるに内外の壓迫を以てし予も亦統監の措置如何によりては、一身の進退を決せむと欲せしこと屡固なりき、而して宋秉畯と丸山顧問との間の如きも、左の如き奇談あり

是より先き新年宴会を、牛丸友佐の宅に開く、自強会顧問大垣丈夫、武田範之と並び坐し、倶に泥酔せり武田帰舎の明日、丸上を見るに印刷物あり、題して大東聯邦私案といふ、武田秘して之れを人に示さす手壊に在りて、李容漢が漢譯せられし一本を見たるを語り又漢文日文合せて一万部を撤布せられしを傳ふ、是に至り出して予に示し、之を大垣

大夫に得しことを語る、然るに宗兼晩か九山の懇請により寛中より二本を得、顧問に致せしに、又之は九抄し此本を併せて三本を致し且つ事由を陳へて大垣の手に出てたるを辨せしも顧問は却て宗兼晩か容易に得られさるよしと、三部まて且手に出てしを見て兼晩か足を撒布せしに非さるやと疑ひ、自強会の排日手段の一具たるを覺らす、為めに密偵を宗兼晩の身邊に放つに至れり乃ち予は書を杉山に贈りて曰く

拝啓当国ノ政海日ニ險悪ヲ加ヘ来リ本月中ニハ一兩カ風カ遽カニ暴風ノ虞アリ沿海ヲ警戒スヘシ位ノコトアルベク豫セラレ候、低気壓ノ大元ハ統監ノ徹頭徹尾現内閣ヲ保護セラルヽニ在ッテ存シ現内閣ハ排日黨日本黨ニ論ナク悉ク悪黨内閣ト称シ居リ候、原因ハ現閣員カ新協約ヲ締結シタルタメ民怨ノ府トナリシニ非ス新協約ニ幾倍セル悪政ヲ重ネタルヲ以テ右ノ始末ニ立チ至リタルモノニ候、然ルニ統監ハ新協約締結者タルノ故ヲ以テ何処マテモ内閣ヲ持続セシメントシ何物モ其犠牲ニ供スルヲ躊躇セス、唯一ノ日本黨タル一進会トモ疎外セラルヽヲ免カレス、此ニ於テ国民ノ不平ハ名ヲ内閣員カ新協約ヲ締結セルニ借リ論難攻撃ヲ試ミ遂ニ排日ノ氣勢ヲ熾ニナラシメ候、此ノ時ニ当リ排日黨ノ急先鋒自強会ハ一面政府ニ對シ攻撃ノ体度ヲ示シ充分彼等ヲシテ恐怖セシメ一面内閣ト連衡ノ策ヲ取リ政府ヲシテ天下ノ人材ヲ挙クルテフ美名ノ下ニ自黨員ヲ任用セシメ観察使参書官郡守等枢要ノ

越後中頸城郡高士村 笹の原
越後中頸城郡高士村 笹の原

地方官百餘名ヲ出シ尚續々トシテ就職セシメ居候如此ニ
シ自強会ハ政府ト合同シ非常ノ勢力ヲ扶植致シ居レ圧真ハ
實ハ提携セルニ非ス飽クマテ自黨員ヲ就任セシメ根據ヲ堅
フシテ後政府ヲ倒シ彼等ノ目的タル排日獨立ノ目的ヲ達セ
ントスルモノニ候其ノ証據ニハ前ニ五賊ヲ誅スヘシトテ軍部大臣
權重顯ヲ要撃セルカ如キ首謀者ハ何レモ自強會員ニ
シテ事ノ暴露セントスルヤ會ヨリ除名シ自首セシメシ等
巧妙ナル手段ヲ用ヒ加之ノミナラス一面ニハ基督教青年会ト
通シ列國領事館ニ對シ運動ヲ試ミ目下ハ人ヲ東京ニ
派遣シ各大国使館（公使館）等ニ獨立運動ヲナサシメテ海
牙ニ密使ヲ派シタル事實ハ証據枚擧ニ遑アラス候
而シテ内閣員ハ如何ナル目的ヲ以テ行動シツヽアルカト云フニ

彼等ハ決シテ政治改善ナドノ志アルナク只自家ノ地位ヲ保
タントスルニ汲々タル有様ナレ圧窃カニ包持スル所ノ希望ハ排日
独立ニアルヤ争フヘカラサルモノニ候如何トナレハ彼等ハ新協約
締結者ニシテアリナカラ同意援助シタル一進会ト結ハスシテ却
テ反對黨ノ自強会ニ結ヒシヲ見テ明カナル次第ニ候故ニ
彼等ハ如何ニモシテ排日ノ実ヲ擧ケ新協約締結者
ノ名ヲ没シ去リ皇帝及ヒ頑黨ノ意ヲ迎ヘ自家ノ位地ヲ
安固ナラシメント欲シ自強會ニ結ヒ青年会ト通シ一進
会ヲ壓迫シアラユル陰謀ヲ逞シ居ルモノニシテ彼等カ統監ニ向
ツテ言明シ居ル如ク飽マテ新協約締結ノ精神ヲ以テ日本
ノ保護ニ喜ヒ統監ニ信頼スルモノナラハ毫モ排日黨ト結ブ
ノ必要アルマシク又自家ノ安全モ実際統監ノ保護ニヨツテ

保シタルモノナレハ他ヲ顧慮スルノ必要ナク一意国務ノ刷新ニ
熱中スヘキ筈ナルニ事此ニ出テス統監ヲ欺罔シ悪主ノ
意ヲ迎ヘ奸計ヲ事トナシ居レハ政務挙カラス民怨ノ
府トナルモノニ候
大勢此ノ如クナレハ一進会ノ勢力漸ク振ハス坐シテ一死ヲ待ツヨ
リ進ンテ戦フニシカストナシ内密活動ノ計画アリ又統監ニ
於カセラレテハ先達テ小生平壌視察報告以来少シク形勢
ニ鑑ミラルヽ処アリシモノヽ如ク一進会ト現内閣ヲ協同セシメント
希望セラレ候モ一進会ハ頑トシテ応セス天民共ニ許サルヽ悪
内閣ト協同スルハ解散ヲ命セラルヽヨリ苦痛ナリ若シ統監
ニシテ飽マテ内閣ヲ保存セラルヽ必要アラハ吾人ハ暫ク政党
ヲ解散シ専ラ道教ニ帰隠セント申居候是レ誠ニ

低気壓ノ起ル所ニシテ小生ノ立チ場モ板挟ミノ境遇トナリ
左セニカ右セニカ退テ望観セニカ実ニ去就ニ苦シム場合ニ候
先便申上候（以下欠裂シテ存セス）
尋て杉山は左の復書を致せり
手紙を見た今から漸く君の本場の仕事始まらんとする
時に辞職とは以ての外なりと信す彼團に埋没して
終始するは実に君國に對して盡す所以に非す正直
は忠君愛国の術にあらす君か不平憤懣可憐千万苦
の一塊見たるに終ると然らさるとの分岐点は茲に存す嶄
然として此境遇を脱出して他に玲瓏たる一大丘陵に安踞す
するに非されは此境遇の者を救ふ能はす即ち無告窮困を
憐むは之を憐むを得るの資格と境遇となかるへからす、君

若し其資格と境遇とを求めず(自ら)其境遇に投ずる実に其方量を露出すべし若し君其真に一寄を以て本書を読過せられなば幸甚帝国前途の困難は今日を以て近々の始めとす　拜復

四月廿四日　其日庵

良平盟兄

尚後信を待つ

此往復によりて其日庵の秘密運動は、其日庵号の如く其日を刻して急がれたるべく、左の書翰は南に面して北斗を見るの消息を傳へたく

拜啓昨日御報知申上候通り形勢ニテ事態頗ル重大ナルモノハ本日統監ニ謁シ篤ト一進会ノ主張スル所ヲ述べ彼等ノ要求ノ幾分ニテモ採用セラレ此時局ヲ円滑ニ始メラル、様御詰申上候處容易ニ同意セラレ一進会ノ負債モ其内何トカ支弁ノ道ヲ講シテヤリ徐々ニ之テ解散セシムルノ手段ヲ取ラサントセシ候ニ付小生ハ事ノ意外ニ打驚クト同時ニ窃カニ思ラク是偏ニ老臺ノ山縣侯及ヒ陸相等ニ御勧告下サレ候結果ノ此ニ現ハレ来リ危機一髪ノ間ニ国家ノ大事ヲ破ラサルヲ得タルモノナリト歓喜ノ念坐ニ抑ヘント欲シテ止ム能ハザル次第ニ候且最早統監カ一進会ヲ重視セラルヽニ至レハ施政方針自ラ一変セラルヽ時ノ機可有之聊カ心強ク覺ヘ候右不敢取御報申上候何卒御安心被下度候山縣侯寺内陸相ヘ御面会ノ節宜敷御禮御願申上候頓首

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

かくて極秘は真正に通過せられ一脈の活路を窺ふに及べり

本書は落手次第返送事ヲ乞

一進會費用の義極秘の妙策を用ひ漸く少々相運ひそふ
に相成候其秘情は長谷川大將内含して帰韓せり
何れ君に内話あるべし其時は六暗に一進會員を
なすべからず実に一進會の利用すべき大理を以て説破すべ
し而して此際同大將を生擒すること必要なり多分八
万円より十万円迄の間あるべし但し此は例の書出し計算
書に何等の関係なし戦時中一進會の功勞を顧みて
一時賜金として政府より一進會に下賜せらるゝの大主意なり
決して勘定呼はりすべからず而して僕より此事を云ふて遣
ることは決して口外すべからず左すれは金の出處を
填塞すべし又宋等一類にも跡にて咄すべし全く君の含迄

一読火中

此事先日来二三度手紙書いたれとも度々引破りた併
し不得止又書いた

四月三十日夜　　茂丸

良平殿

新内閣の成立

四月二十九日午前八時統監召して問ふて曰く長谷川大將帰任
し昨夜面会せり、其言ふ所によれは、日本の有力者に、一進會が
日本に反抗するとの風説あれは、急に帰任せりと真相如何と、予
曰く無根なり、然れとも、其風説の起る自ら原因なきに非す
其後一進会内部の激昂甚しく、宋秉畯、李容九の苦心して

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

慰撫に努めつゝあるを反對黨は見て以て之に乗して、日本ニ反抗すと流言せるなりと統監は具さに聞き終りて、向後一進會員を地方官に任用し漸次地歩を固めしむへしとの内意を洩らし、且つ此意を領して彼等を柔和にせよと命せられたり

五月三日午前九時、又た統監に謁して言を進む其意一進会は到底現内閣と一致する能はす、已むを得すむは天下を二分し其一方に於て地方官を專占するの希望を有せりと、統監曰く、そは不可能なり漸次地歩を監むるの方針を取らさるへからす、又彼等の財政に窮せることは、君か報告もあれは、維雖救濟の法を取るへしと 四日宋秉畯を訪ふ、正午帰れは統監召命あり直に統監に謁し、轉して大観亭に最長谷川大將に候し翌日統監に謁して其顛末を報告し更に杉山に左の書を寄す

拜啓一昨日一進會本部ニ於て内部紛擾ヲ起シタル由聞込ミタレハ昨早朝宋秉畯ヲ訪ヒ事ノ顛末ヲ止〔正〕し候処近来地方官ノ壓迫甚シク会員ハ生命財産ヲ安固ナラシムル能ハス日々ニ離散スル有様ナレハ地方会員ヨリ選出セラレタル評議員等ハ大ニ憤リ本部ニ集リ一進会カ血ト金トヲ以テ幾歳月盡悴シ来リタル結果ハ一モ見ル事ヲ得ス天下ニ發表シタル本会ノ四大綱領ノ第一タル生命財産ノ安固ハ地〔他〕ヲ救フニ足ラサルノミカ自ラ全フスル~~金~~能ハサルニ至ツテハ本会ノ責任ヲ如何ニスヘキ今此ノ責任ノ位置ヲ負ヒテ立テル総務員等ハ悪政府ニ内附セシカ書畫抹ニテ居ルカ何ソ無能ノ甚タシキト大攻擊ヲ初メタルハ総務員等辭職ヲ申出テ大紛擾ヲ生シタル氏漸ク取鎮メ候由宋秉畯申出候ニ付小生ハ頗、

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

ル憂慮シ此僅カノ期間隠忍セシムレハ会ノ發展ノ近キニアル
ヲ今内輪ノ擾乱ヲ醸シ折角統監ノ一進会ヲ用イントセラル、
矢先キ内訌アリテハ大不得策ナリト存シ一同ヲ慰撫スルノ方法ヲ
示シ正午頃帰宅セシニ留守中統監ヨリ召命アリシトノコトナレハ
直ニ参邸面謁仕候処長谷川大将君ニ面会シタレト申シ
居レハ一進会ノ内情等審カニ[illegible]話シクレト申サレ候ニ付
轉シテ大将ヲ訪ヒ不肖ハ一進会カヨヌさ齊クタルニ非ニサルモ我
對韓問題ノ重要ナル殘件ヲ解結スル場合ニ當リ彼等ハ事
ノ是非善悪ヲ問ハス日本ニ服従セサルヘカラサル境遇ニ陥リ居
ルモノナレハ同会ヲ保存セシムル必要アリト認メ今日迄世話シ来リ
タル由ヲ述ヘ扨テ大将モ其意見ナルヘキハ戦時中大将カ一進会
ヲ助ケ彼等ヲ使役シテ成功セラレタルニ見テ宍功カニ我推測ノ

違ハサルヲ信シ居タリト申上ケシニ大将ハ頗ル喜ハレツートモ僕モ
同心ナレトモ韓人ノ癖トシテ餘リ増長セシムルハ悪キ事ヲシテ困
ルカラ二度計リ叱ッテヤッタヿガアルトテ細々御話アリタル末実ハ陸軍
大臣ヨリ君ニ逢ッテ能ク事情ヲ聞ケト注意セラレ又出立ノ際停車
場内ニテ大臣ハ僕ニ問ヒ内田ノ報告知ミ一進会カ日本ニ反抗ヲ企
テヽ居ルトノ話アリタルハ取急キ帰任致シタノテアルガ左様ナ形跡モ見ヘネハ
其旨直ニ報告シテ置タカ一体ドーシタ内情デアルカト申サレ候ヘハ不肖ハ
先達ヨリ先臺ヘ御報知申上候通リノ内容ヲカイツマミ御話
申上候頗ル了解セラレタル容子ニ候夫ヨリ話ハ又轉シテ大将ハ
戦時中一進会ノ功労ハ慥カニ認メテ居ルカラ今回上京中金モ
下ケラル、様取計ッテ置テ帰任シテカラモ其事ヲ運ハセ居レハ其含
ミニテ会ヲ操縦セラレタシト万事打解ケテ御シ有之候ヘハ大ニ安心

シテ退出本日ニ至リ四月三十日御認ノ御書面モ到着拝見致シ
事此ニ至リシ所以ヲ明カニ知ルヲ得候右不取敢御返事ヲ兼
ネ概要申述候也

五月五日

硯石

其日庵主人様

本書中の紛擾は、時恰も崔済愚の忌辰に属し、十三府六任（六
任とハ教師の役名に六種ありて、教徒を統属す、此制は開祖の定
めし所なり）の長は、部属教徒を率ゐて京城に集り、祭典を行ふを
定例とせり、地方会員の不平を抱けるものは祭典を機として書中
陳する所の紛擾を致したるなり、然れとも一進会は左の弾劾文を
草し既に三日付を以て内閣に提出したり、草者は會の総務員
の一人たる三品廉仲模なり、韓文の上乗なれはとて武田之を直訳し

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

附するに其評訳を以てして雑誌黒龍に掲載したり今評釈を
合せてこゝに収録す

一進會弾劾文の直譯并に評釈

一進會は五月二日付を以て、左の弾劾文を提出し韓国内閣
に総辞職を勧告したり、白花落ち尽して杜鵑の血に啼
く頃に、この一點の紅を見るは、げに一入の眺めといふべく、抑も
韓国の前途に對して、新鮮の生気の活動するを見るは
最も祝すべき快事と云ふべし茲に全文を直釋し、且つ一々
之を評釈して、我有志家に紹介す、かく叮嚀にする所以のも
のは、一進會の前途に對して、我か邦人の深き注意を惹
かれむことを翼望するの微意に出つ、有志家請ふ視線を
此の文に注かれむことを、眞假名を用ゐしは譯文にして平假

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

名は評釈なり

この文十一章より成り第一章は総説ともいふべく而して第十一章は結論ともいふべし中間九章は九ケ條の罪案にして当路大臣をして直に身を容るゝに地なからしむ、議論堂々として少も危激の意なく、謹厳簡切にして、論すが如く、教ゆるが如き処、其気位自ら現閣員に比して頭地を抜けるの自信あるを忖度するを得べし文章として頗る妙なりとも韓羽白を以て之を出せるが故に邦人の口に膾炙せしむるには至らざるべし、これ深く遺憾とする所なり

便宜によりて章を立て訳出し毎章の下に評釈を附す

第一章

敬啓スルモノハ、此国歩岌業ノ時ニ迨ビ、諸公閣下、軸ヲ秉リ載ヲ屢ヌルモ百度日ニ弛ミテ、維新スルニ期ナク、浮訛日ニ煽キテ、鎮撫スルニ策ナク、中書ハ焉ニ伴食スルノミ、国是ハ焉ニ轉タ益ス定マルナシ、清議ノ峻發シ、輿情ノ沸騰スル所以ノモノハ請フ諸公ノ国事ヲ僨誤セルモノヲ将テ之ヲ校陳セン、倘シ或ハ其讜懇ヲ恕シテ、虚心ニ警醒セラレハ寔ニ是レ国家ノ幸ナリ

岌業ハ岌々業々にして山の将に山崩れむとする貌なり、国歩の艱難の既に旦夕に迫れるを痛言するなり、軸を秉り載を屢ぬるは内閣組織以来一年以上を経過せしをいふ

百度日ニ弛ニシテ維新スルニ期ナク浮訛日ニ煽キテ鎮撫スルニ策ナク、この四句十六字が一篇の綱領にして九ケ條の罪案の断案たり、中書の句は百度の句より生まれ、国是の句

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

は浮訛の句より生まる、清議以下は、普通には「此れ清議峻發し輿情沸騰する所以なり請ふ諸公の国事を憤誤する罪跡を數へて一々之を條陳せむ」といふべきを「所以ノモノハ「モノヲ将テ之ヲ校陳セヨ」といひて、我の峻發と沸騰と、彼の憤誤とを、直に比校條陳せむと省言せり箇間を貫ひて然かせしに過きさらしならむも、文情轉た斗峭を覺ゆ、虚心警醒の四字太た妙なり、禮に夫子業を授くれは弟子心を虚くすとあり、虚心に非されは學を受くること能はさるか如く虚心に非されは警醒すること能はず」譯者は起草者に對して一言あり「中書ハ焉に伴食スルノミ」とは誰に伴食せるや中書堂諸公は頭々無能なれは互に相伴食するなりといはゞ、これ徒食にして伴食にはあらさるべし、陛下か或點に於て不世出の英資を負はせたまふ故伴食の体なりといはゞ、これ陪食にして亦伴食にはあらず、知らず誰を主として伴食せる、譯者自から解して曰く、岌業たる國歩に對して伴食せるのみ

第二章

これより彈劾の本文に入る

一ニ曰ク粤ニ甲午ノ更張、維新ノ事業、中途ニ狼狽セシ後有志ノ人士、臂ヲ振ヒテ獨立協会ヲ組織シ民論ヲ倡起シ独立ヲ維持スルモノ、誣ヲ構ヘテ威脅シ百般ニ運動シテ撲滅ヲ期セラル、而シテ会民ノ禁錮刑竄セラレシ者、指屈スルニ勝ヘ難シ、遭フ所ノモノ、慘酷ハ、尚ホ言フニ忍ヒンヤ国勢ノ現状ニ駸至シタルハ、協會ノ撲滅セラレシニシテ、而モ諸

公ノ手腕ノ偏ヲ作リシモノニ非サルナ耶
甲午の更張とは、日清戦役の攻守同盟にして維新の事業とは、独立ノ実ヲ擧くへき革弊の事業なり、中途の狼狽は、閔妃の暴殂、大君主の潜幸等を指す、有志の人志は、尹始炳、俞鶴柱洪肯奭廉仲模等なり我か明治三十一年、尹俞諸氏、安駉壽を中心として独立協会を起し、露國黨の魁首李容翊を牽制して眞の独立を計らむとしたるに、李容翊は、負商褓商を使嗾して会館を毀たむとし、三日間の大騒擾は京衢に血雨を漲らして士民亡国を哀号し終に大君主の親臨詔勅といふ奇劇を演せしことあり、是に於て安駉壽は日本に走り、尹始炳は金剛山に入りて僧となり、俞鶴柱は泥峴の商家に潜み、尹等に擒つかれし現自強會長なる尹致昊は自轉車に目を廻はし居たるか、これも日本に走りたり、これより日露戰争に及ふまては、民声全く熄み、独立の、独の字すら口にするものなし、此一章は骨子「国勢ノ現状ニ駸至シタル亡ハ云々の末句に在り十年前の内閣の方針を誤りしものを以て、現内閣の罪責ニ帰すは例の朝鮮式にして御門違なりとの批評は免れ難からむ、御門違には非ずとも、現内閣員が當路者たらさりしを思へは、現内閣の急所を突きたりとは認められす然れども今日までの内閣は両班内閣即ち門閥内閣なり而して今之を彈劾するものは新民党にして、又旧独立會の一派と、久しく八道民間に潜勢力を扶植し来り

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

し純民黨との混合体なり、故に系統上よりして、歴史上よりしても、民黨撲滅の責は、両班たるもの、負はさるべからざる責任たること、猶ほ連帯債務の如き関係を有す、故に民党撲滅の政策を攻撃するは、却て最要の争點たるなり

現内閣か自強會、西友会、青年会等一派に非議せらるゝ是は新協約の調印にあり、而して一進会も新協約を以て時事の万已むを得ざるに出てしものとして寧しろ之を歓迎せし故、近況に在りては目するに国賊を以てせらるゝに至れり

故に本章は表面内閣か民党を撲滅するを唯一の政務と誤解せるを駁して、独立協会を破壊せられたる事実の裏面には協約に賛するの已むを得さるに至りたる理由を辯疏して餘あり、何となれは、独立を撲滅したれはなり、唯一の攻撃は即ち唯一の辞疏にして下草若干論辯のために伏線を張り、自己の難点は辯せずして自から辯せしむ、これ韓人の辞令に巧みなる處なり、文章としては最も老獪の手段を弄せる巧妙の處なり「諸公ノ手腕ノ偏ヲ作リ」云々の一句、冷罵極まれり、妙は手腕の二字を添へたるにあり

第三章

二三日ノ有志ノ人士、山野ニ跧伏ストイフト雖モ、時弓ヲ肝衡シ頽メ日霧路ノ闢伏ノ、我韓之カ媒介タランコトヲ度リテ大聲疾呼シタリ、而ルニ忌諱壓迫シテ、竟ニ缺裂ニ至ラシム叙メテ一進會ヲ設ケテ、四大綱領ヲ標掲シ、忠言ヲ勧

告シ汲々トシテ漏船ヲ補苴スルカ若クスルハ、視テヨ尋常ナル
ガ如クシ猶木歇危属セザルカ如クシ千方万計モテ、専ラ沮
擾撲滅ヲ事トス、而モ国民ヲ暗黒ニ駆リ、犠牲ニシテ而モ動
弾ナリト看作スルコト尚シ矣、鼻息ハ不要ナリ、桃源ノ
春夢、偏ニ警言鐘ヲ増セトモ、太平ヲ粉飾シテ祇ダ腆ハ
慮ヲ懲フ、嗚呼日露ノ戦役ニ際シ、官民一致シテ、政治
ヲ改善セハ豈ニ国事日ニ非ニシテ此ニ至ルアランヤ、諸公ノ一
團ノ定見ハ僨誤ヲ剰シ做スノミノモノニ非サルナキ耶
日露開戦に際して、舊東學党ハ天道教と称し、進
歩会を組織して一齊に断髪し、黄白人種の異同と
唇歯輔車の地形上より日本に依頼して清韓の平和を
保全するの必要あるを宣言せしが、韓廷は極力之れを
撲滅せむとしたり中央にてハ独立協会再燃し、これ又
同一目的を以て起り、維新会と称して、民論を唱道せし
たり政府は之に対しても極力撲滅に勉めたり是に於て
官民の衝突處々に開かれ、京城内外を問はす、無政府の状
態に陥りたり、咸興地方の如きは五百人即座に断髪して
血を啜り遊説に着手せしに至る「大声疾呼」及び「缺裂
ニ至ラム」は此騒動を指したるもの、如し「跧伏」は潜伏する
「肝衡」は観測なり「媒介タルコトヲ度リ」たる故、豫め自己
媒介者の立脚地を確定し置くの要ありたるなり、故に大
声疾呼して民心の向背を定め置かむとしたるなり、以上は
韓廷か齊に仕へむか楚に仕へむかの惶惑中に在りし時、
早く民心を一にせんと盡力したるを叙す、以下は我軍政を

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

韓国に布かれて秩序安寧は我憲兵と警察権とに保たれ韓廷我と攻守同盟を約したる後を叙す

四大綱領とは進歩会と維新會とか、偶然にも其主義目的の全く符節を合せたる如く揆一せるより相合同して今の一進會を組織し、維新会なる伊始炳を会長とし天道教なる即ち進歩會なる李容九を地方総長とし而して野田平次郎と自称せる宋秉畯は、評議員長の席に立ち日本勢力掩護の下に活動して政府の暴壓と奮闘するや四大綱目を標掲して政府に勧告を怠らす四大綱目とは一、「皇室の尊榮」二、「人民生命財産の安固」三、「政府施政の改善」四、「財政軍政の整理」これなり後には第四には教育の發達に改め

第五目を立て、、利害の開發を加へたり、而して日露戰役中にありては、日本軍隊に助執力すべしとの一綱目を加へ、、或は輸送隊を編成し、或は鉄道隊を作り、二十餘万円の會資を傾け、政府に代りて、攻守の義務を實にしたり、故に其實力は驚くべきものありて、梟雄なる李容翊が陛下無比の寵幸を蒙ぶり、韓國第一の財力を有したるすら一進會の反對のためには、遂に異境に客死するの已むを得ざるに至りたり、故に忠言には、必す実行の伴へるありて「漏船ヲ補苴スルカ若クス」ることと實に關伽くりと檜綿とを手にせさるの日なし「尋常」とは屢するか故に、又例の一進会か例によりて例の如くすと、大官連に嫌はるゝなり「歐后ニ屬スルカ如クス」とは秘密の間に處分せられて、

後の祭りの繰り言かの如く聽き流さるゝあり「千方百計モテ專ラ迫擾撲滅ヲ事トス」とは陰謀国の常として、非常に複雑なる奇策を運らすこと、通俗三國誌以上にあり二三を例せは、李儁をして共進会を組織せしめて、京城街頭に、路易十六世の巴里街上もかくやと思はる、程の大乱暴の政府攻撃を演せしめ、以て其会黨を旋ちて一網に打盡するの苦肉策を行ひ、張志淵等をして、義兵を擧けしめ、兵力を以て会員を勦絶せむと謀りたるか如き、近きは耶蘇教徒百余名を地方官に任し、天道教を根底より動かさむとせるか如き、奇想天外より出でし、神謀鬼策に誇る實に韓國の良民こそ迷惑至極にて此等陰謀の犠牲、運動の弾丸に供せらる

るのみにして國は日に暗黒に赴くのみなり故に(高亡矣)と歎息せるなり、是に於て鼻息は不要なりと唱破するなり、鼻息は鼾声なり直ちに警鐘乱打して、桃花源裏の春夢を覚破せむとすれとも太平を粧ひて権勢に戀々たるのみかくの如く無為にして載を屢ねしも一も改善せられたるものなく却て「日ニ非ナル」の声、四面に起りて、定見ある現内閣の一年有半は將に債、誤の二字のみを刺し得て止まむとす

債は大學の大事を債る語より出でなり

此の論は民論を暴壓する外、今日に至るまで何の功をも立て得さりしを責む、定見の二字、何等の痛罵ぞ、而して官民一致の四字、断案を下して、自から落處を得たりこれなけれと、龍を畫きて點睛することを忘れたるに似む

第四章

三ニ曰ク公器ハ有國ノ重ナリ、惟タ材ヲ是レ用ヰ、惟タ賢ヲ
是レ登スヘキニ、私ニ循ヒテ公ヲ蔑シテ各党與を樹テ、
恩ヲ市リ色ヲ徳シテ威福ヲ逞行シ、朝著ヲ汚衊シ中
外喧籍ス、而ルニ首揆長銓ノ間、互ニ相排擠シ、旗
鼓相當リテ決闘スルカ如ク然ルモノアリ、震襟ヲ煩ハシテ、
勅語諄々シタマハセ、某処ノ調停勧告セラルトニ云フニ至リテ
ハ世界ノ共ニ知リテ囂然タル所、諸公ノ做ス所ハ国事ヲ度
外ニ置キ私慾ヲ逞クシテ而モ権ヲ争フモノニ非サルナキカ
此の之章は閣員が官職を賣り、権勢の争奪を事として
非常の醜態を雨路はしたるを弾劾す
公器ハ有國ノ重ナリとは、官職は一国の重器なりといふに同
じ、有の字は、有周有唐又は有韓等といふ同し、勿体をつ

けていふたるに過ぎす、此重器を司どる人なれど賢材を撰
擇して登用せさるへからすと、冒頭に自他共に許して是なり
と承認せる定義ともいふべき公論を按排し置きて、然る後
事毎への辯論に入るは、韓文の常套なり、現内閣はこの定
義を忘れて、私情に循ひ、公義を蔑棄す、私情に循ふが故
に、各黨與を樹て、官職を授受して私恩を市り顔色
を徳とし、専ら私門の光栄を衒ふ、公義を蔑棄するか故
に威福を逞行して朝著を汚衊することを顧す、其れ
然り、故に、中外喧籍するなり、首揆は大臣か人を用ゐる
なり、長銓は銓衡委員の選擇するなり、決闘は、朴参
政と李内部との確執事件なり、某処の調停勧告
を煩したる事毎は讀者も新聞紙上に於て、醜態の表

面を詳知せらるてならむ末句の如き結論とあるは固よりあるか、讀者権を争はざれを、私慾を逞くすることと能はさるの理由の別に大在せることとを知らるゝや否や

第五章

四ニ曰ク客年新協約ノ協成セラル、實ニ保全ノ為メニシテ万已ムヲ獲ザルヨリ出テシモノナレハ、官民上下一致團結シテ憤ヲ發シ食ヲ忘レ、政治ヲ改善シ、日新又日新セハ、保全固泰ノ日ヲ望ムニ庶カラン、歳月ヲ擔擱シ、或ハ難非ニ遇ヘハ、敷衍塘塞シテ、施措ヲ着ケス、徒ラニ以テ百務叢脞シ取捨スルニ由ナシ、此レ誠ニ大息流涕スルモノナリ所謂毎日申報ハ新條約反對ノ偽親書ヲ以テ肆然トシテ掲佈シ中外人心疑衒シテ胥ヒ訛ス、政府ハ即チ認ムルニ尋常ノ細故ヲ以テシ、之レガ辨明トスルモノハ官報ニ掲載シテ止ム、別ニ根柢ヲ調査シテ懲創痛辨スルノ擧ナシ、地方匪徒ノ義ヲ假リ暴動スルモノハ、此等疑偽ノ書ニ由リテ、起因釀成セザルモノナキナリ此レ固是ノ大關鍵ニ係レルナリ、諸レヲ置キテ論スルナク、疑眩シテ暴ヲナスモノハ徒ラニ以テ之ヲ刑ス是レ民ヲ罔スルナリ、民ヲ罔シテ之ヲ刑ス諸公ノ做ス所ノ失錯セルモノニ非サルナキ耶

本年一月の末の事なりしか、大韓毎日申報に記載せられたる御親書の寫あり、其文意は朕か日本と協成したる六箇條の新條約は、朕が意志に出でしに非す、日本使臣の脅迫によりて、調印を餘義なくせられたるもの、所謂要

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

盟は信なき(春秋傳)ものあり、故に列強は孤弱の朕か国民
を憐れみて、日本の覊絆を脱すべく、協力して周旋
せられむことを望むとの趣旨にして、御名御璽も衛せられ
たる、列国への依頼文なり、英文には御璽の模型まで掲
出せられたり、此偽親書は、日本人には信せらるべくもあらざれ
ども、形勢に暗き韓民は、忽ち揣摩臆測して義兵
を挙けシテ新約破棄の運動は蟷斧の反抗こそ大
効力を有すと誤想し、相鼓煽して義兵々々と称するも、其
義の裏面は、美名を假りて公然剽盗を行ふに便せるのみ、
而してこれか使嗾者も為めにする処ありて此悪戯を演せる
に過きす、然れとも、内閣は、敷衍塘塞して知らざるも
の、如くせるは奇怪といふべし

此一章は内閣が事々統治の方針を過まり、就中国是の
大関鍵たる新條約に對し反對の偽親書に付き、其
罪本を査究して聖旨の在る所を内外に明白にせず為め
に匪徒の蜂起を誘發せしめて、徒らに匪徒を討伐する
は本末を揣ることを知らずして、教へざる民を殺すの結果を
生したるを難詰す、訳者も疑ふ、私書偽造すら刑法あり
勅書偽造国璽偽造は何等の大罪ぞ、況や外交に
関するが最大事件を偽造して、一国の人心を動乱せしめし
おや、狭き韓国の事なれど、罪人の擧らざる理なし閣員
か検挙にすら着手せざるは誠に奇怪なり之を監督する
統監府も何故に放置したるか、さるにても、官報にての取消文
もて事済めりと思へるは頗る奇態と云ふべし

本章第一段は新條約の性質を辨して之に對する実行は上下一致の日新奮勵に待たさるべからさるを疏し、内閣の細事にのみ叢脞(こせつく)して大局に通せざるを難詰す、太息流涕は賈誼が治安策の語を假りしなり、

第二段は国是を誤れる顛末を立証し、一轉して本末を顛倒し民を罔みして之を刑するの倒施逆行を責めて之を結ふ

回泰は泰運を挽回するなり、擔擱は之を擔荷し之を擱置しとりおくことなり「敷衍塘塞は有無を敷衍して事情を塘塞するなり」叢脞は尚書に元首叢脞なるかな股肱惰るかな百事墮るかなとあり、こゝは首搔たる元老がコセツクコトカリ疑衍と疑肱と同義にて肱、惑することなり胥ひ訛するは、訛聞の相轉傳することなり、詗査は詗(うかゞふ)察考査の意、懲創痛辨は是れを、懲戒創治して痛快に事由を辨明するなり「暴ヲナスモノハ」暴擧をなすものはの略なり「民を罔する」は孟子に出づ

第六章

五ニ曰ク國債報償ノ倡説ハ嶠南個人ノ口中ヨリ出テ、互ニ相傳告シテ、水ノ漸漬スルカ如ク全国ニ騷動シテ底止スルアルナシ、其情(民)ノ愛国思想ヲ究ムレハ、到底嘉尚シテ、前程ニ望ミアルモ、事理ハ則チ料ルニ奏効シ難クシテ、徒ラニ血誠ヲ費ヤス、事ニ於テ濟ルナキナリ、何ヲ以テ之ヲ言ス、現今国内ノ貨幣ノ金融ハ剩ニ千三百萬円ニ過キス即チ設シ義捐ヲ募リ準数ヲ入量シテ清還(セハ償還)國債ノ翌日

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

ハ全国中ノ貨幣ノ一枚モ影子ト虽モ求メ見ルヘカラサルハ、理ノ必然ナル處、生靈何ニ由リテ而モ生活シ、国家ノ需用何ニ由リテ而モ經理シ、官俸兵餉何ニ由リテ而モ支放セシヤ、償還ノ日ハ還ヲ即チ贖債ヲ求ムルハ、勢免レ難キ所、況ヤ而今各新報ニ廣ク告セル日收ノ額モテ假算スルニ今ヨリ六十個年、一ニ今日ノ如ク湊集セハ清楚スベキニ庶キナリ、是レ專恃スベカラサルモノナリ、且ツ説アリ今日ノ境遇ハ、毫モ債款ノ有ト無ト償ト不償トニナキナリ、何ヲ以テ之ヲ言フ專ラ政治ノ腐敗ニ係レリ、而モ友邦ノ代籌セル假シ債款ヲシテ清償セシメハ、諸般ノ施設モ一時ニ撤去シテ我ノ一律ノ自治ニ任ゼンガ、決シテ必ト料リ難シ、是故ニ曰フ、政治腐敗ノ罪ニシテ断シテ負債ノ罪ニアラサルナリ

哀シ我同胞、若ク満腔愛國ノ血誠ヲ以テ、以テ償債スレハ則チ以テ国權ヲ回復スルヲ認メニルト誤解シ是ノ如ク捐ヲ樂ヘリ而ルニ土豪武断ノ潜伏セル好題詰柄ヲ假借シテ愚民ヲ牢籠シ、之ヲ御シテ之ヲ脅シ勒排抑徴シテ、而モ看テ奇貨トナシ巧壊豪奪シテ至ラサル所ナシ、在々騷擾シテ側聞シ難キアリ、諸公、是レ或ハ知ラスシテ、問ハサルカ、抑モ亦タ默認スルカ、此ノ如キ可愛嘉商ノ同胞アリ此愛国ノ血誠ヲ當ニ行フヘキ有要ノ義務ニ適カカバ、我国力ヲ實テ我国庫ヲ富マシ、我国憲ヲ挽クコト、尚ホ一反掌指顧ノ間ナラン、此レヲ此レナサスシテ日ニ困悴ヲ遂ハシムルハ諸公ノ失錯セルモノニ非サルナキ歟

全国津々浦々まで、流行せるは、国債報償会にして、排

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

月の氣焔は煙草の煙の変形せる本会にすりて煽かれたり、蓋し国債報償会の主意は全国の人口を二千万人口と假算し其半数は喫煙者と假定し毎月の喫煙額一夫と假算するも毎日の消費額は十万円なり、一年三百六五日と積算すれば三千六百五十萬円なれは国民一ヶ年の煙草消費額の半数を以て、優に日本ノ一千三百万の国債を報償し得べし、故に国民は一年間丈の煙草を禁断し其煙草代もて日本に国債を償還すると同時に日本との新條約を破棄すべしといふ、極めて奇異なる意見算なり而して其発起人は嶺南徐氏の総本家にして慶尚南道の富を殆と一家一門に集めたる大邱府居徐相龍の倡道すに係る即ち嶠南とは嶺南にして慶尚南道を指せるなり

此報償会の有害なることを、及び不可能なることを、経済学上より説明するこそ、明確適切なれど邦人をして論ぜしめたら先づ読むとして 経済学上の原則より説き起すべし、然るに此章の論難する所は先づ国民の愛国心を嘉尚し、其妄を笑はずして、其愚心を憐むの情を紙上に溢るらしめは深く大人の態度を得たり、而して後余之に愚夫愚婦も了解し得らるゝ、眼前最も睹やすきの事實を挙げて其到底不可能なる三個の理由を示す此れ邦人の到底構思し能はさる筆法なり、此筆法に非れは、以て韓民を心服せしむるに足らず 故に譯者は第一章の先づ源泉を深くして千言万語盡く基本に帰せしめしと第十章の簡勁

なる結繳法とを除けば此章の民情に適切なる説明法に
感服するなり、高潔の論は作り易し、情に通づるの文は是
れ難し

前説の三箇の理由とは、第一は精算の翌日より一文なしの
国家となること、第二に六千ケ年を要すること、第三に日本は
賃金を返済すれども、諸般の既得権を無償にして返
付するなどいふにあり、而して新條約は国情にあらずして
政府の腐敗にあることを指示し忽ろ的確に政治の腐敗
は報償金を歐民の歴器に悪用せる状態を挙げて
閣員の怠情を主見め、更た可愛の民情を傷衷憂し
して利導するの方法を誤れるを責むる層瀾起伏の状あり
民ヲシテ向背ヲ知ラスシテ日ニ困憊ヲ追ハシムの結句最も
時事に剴切なり

準数を入量すとは、全数を入れ込むなり、紙幣の数を盡して
といふに同じ、勒排抑徴とは全高を割り当て、抑壓し
て徴集するなり、即ち切擾なり、擾豪奪奪するなり勒排抑徴、巧
擾豪奪、是の如き奇警なる熟語は世界上唯韓国
にのみ特有せる熟語なり、即ち韓国の事情が此の如き語
を生みたるにて以テ韓民の如何に苦しき習慣を有せるかを
察するに足らむ

第七章

六ニ曰ク挽近一種ノ恠詐ノ書、全國ニ流佈シ人心ヲ誑惑シ
八域繹騒タリ即チ所謂聯邦條約擬稿ノ冊刊布ナル者ナ
リ、未タ知ラス何許ノ奸獰ノ悖悪ノ徒カ此無根ノ説ヲ做

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

出シ、空ニ架シテ疑ヲ起サシムルヲ、而モ邦誼ヲ阻礙シ治安ヲ妨害シテ国民ヲ危クセンコトヲ謀ルモノ、頗ナリ、理應ニ期刻シテ詞捉シ、施シテ以テ律ニ當テ、其虚無ト妖妄トヲ辨シテ、諸シヲ中外ニ頒チ、之ヲシテ速ニ醉ヲ解惑セシムヘシ廼チ是レ大関係ノ當ニ行フヘキ底ノ事ヲ、晏然トシテ為スナクシテ、視ルコト對岸ノ火光ノ若クナル、諸公ノ失錯セんモノニアラサルナキ耶

此章は、秘密の出版物を以て邦国の交際に不安を與へ内国の治安を妨害して国民を誤らむとする首謀のしよを捉へて、法律に問ひ、以て片時も早く国民の疑惑を解くことを主眼とし、文義明なり

聯邦條約の疑稿とは、日清戦役以前に在りて樽井藤吉の舊稿に屬する、大東合邦論の一分を抄譯せるものにして、原著は日清韓三国同盟して聯邦を作り以て東洋の大勢力を挽回すへしと慷慨したる一種の趨括論兵に過ぎす、今之れを、按排好く抄出して、新に日韓現下のために起稿せるもの、如くし匿名を以て一万部を印刷し、之れを全国に時き散らして此れ日本の輿論なり統監帰府の後は此一擬稿を決行せらるへしと流言したり其の何のためにせしやは某人か金の欲しきより出で、排日の氣勢を煽き付くる例の計略なりしと思ふ

第八章

七三曰ク法律ハ天下ノ秤ナリ、若シ一タヒ傾ケハ、民其ノ手足ヲ措ク所ナシ、茲ニ罕有ニシテ廣ハサ湯ノ與ニ値エルニ、其司法タルモ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

ノ軽重ヲ顛倒シテ、擅ニ操縦ヲ行ヘリ、始メテ民擾ヲ起セ
シ状頭成禹慶等、日陳人夫募集ノ事ヲ以テ、徒
党ヲ嘯聚シ、該郡守禹陽ヲ戕殺ス、而シテ倅ノ父子一
時ニ命ヲ併セタリ矣、罪ノ当ニ赦ス罔カルヘキモノハ還テ放
釋ヲナシ、反逆誣告律ノ罪、李裕寅、張志遠、金
俊植等凶肚逆腸ヲ以テ山領南大家七十余戸ノ男女人
口六千余人ヲ陥没セシメテ皇室ノ倩節ヲ危クセンコトヲ謀
リ、縦雨露シテ国民皆殺スヘシトスフ、故ニ處絞ニ至リシモノヲ
先ツ焉ニ擅ニ殺シテ、故ラニ赦典ヲ併チ之ヲ放釋ス、其他
軽歇シテ例赦ノ應ニ放ツヘキモノ還テ放タサルコトヲナスモノ
甚タ多ケレモ、姑ク必スシモ枚挙セス、而シテ大抵李裕寅
ハ其ノ家ヲ肥ヤシ身ヲ潤ホスカタメニ、諸ヲ朝端ニ立テシ以来

前後做ス所ハ誣奏シテ朝綱ヲ濁乱セシ、国ヲ蠹シ民ヲ
病マシムルニ非サルモノナキナリ、彼シ警言務使ヲ以テ裁判長ヲ署理
セシ時、安駉壽ヲ誣構シテ之ヲ殺シ、擅ニ宣告ヲ行フ故
ニ朝儀シテ竄配セラル、モノアルニ至ル、誣奏ノ誅ハ、少クモ
緩クスヘカラス、而シテ前ニ因ルモ後ニ因ルモ、極悪大憝、暫
クモ貸スヘカラス、是ノ如キヲ庇護スルカ故ニ検事李偶ノ
請願シテ服セサル、各社会ノ聯合シテ詰難スル然ル所以ナリ
輿情ヲ恤ヒス、兄弾劾ヲ事トス、民論ヲ無視スルコト
此ニ至リテ極マレリ矣、嗚呼勅命ヲ奉行スルハ、有司對
揚ノ道ナリ、誰カ敢テ怠忽シテ其間ニ緊歇セシ哉、
赦典ノ詔勅中ニ、七十以上ノモノハ放釋處分アリ、金允植
ハ七十三歳ノモノ漏置シテ放タス、李偶カ笞百老本ノ特

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

滅處分ハ外命ヲ履ムト雖モ内実ニ愠然タレハ更ニ提
案ヲ構エテ而モ之レヲ奏覧ス李裕億ガ事ノ如キニ至リテハ
案ノ腫裏ニ周旋テ、勅命ヲ奉行セリト曰フ、人臣トナリテ
勅ヲ奉シ宣ヲ承ケ唯タ意ノミニ軽重ス、政府怡然トし
テ岸視セルハ諸公ノ失錯セルモニ非サルナキ耶

本章は法衛の紊乱を列挙す、而して言簡なるを以て
大に読者を苦しましむ、事實を知らざる人は、全く其
言を河漢にすべし、故に冗長に渉るを顧みず略ぼ其事
歴を摘記して之が解釋を下すべし

科は衙署なり故に衙くといふ、守有廣蕩は、希有なる
寛大の法典といふ意味也、操縦は按法の操縦にて
政策上に常用せらるゝ操縦の意味とは全く異なれり

民擾の状頭とは首謀者にして兇状の筆頭、第一に署せられ
たるものなり

成禹慶が事は、日露戦役中の出来事にして我軍司令部
より、韓政府に通牒して、韓人夫の募集を依頼せられた
れは韓政府は已むを得ず、各郡に訓示して、之れが募集
に應ぜしめ、而して更に内訓して、應募を禁ぜしめたり、然
るに郡守朴禹陽は内訓の非理にして公達の正義に違
ふべきを思ひ、募集に尽力せしを以て、成禹慶は大臣の内
旨を受け、愚民を煽惑して曰く、日本軍は甘言を以て
韓民を募れるも、其實韓民を陣頭に立たしめて、そ
の犠牲に供せむとするものなり、而して朴郡守は日本党
なれは、その奸計を知りて、日本に諂従せるものなり、郡

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

民を日本軍に売るものなりと、遂に愚民をして暴動を起さしめ、郡守父子を捕へ石を以て惨殺したり日本憲兵隊は警を聞き、馳せ往て首謀成等を捕にて之を韓国警務庁に押送したり、警務庁は之を受け、却て其功を保衣して、穴稿に之を放釋したりといふ、此れ現法部大臣が当時聞知せし所にして、近日再ひ起訴せられしと更に復たこれを放釋したり、心あるものは皆朴郡守父子が、其の忠謀の為めに惨死せしの冤を憐れまさるはなし、故に法部の処分は、近時韓国法曹間の話柄となり居れりといふ、戕は戕賊と訓す、殺害と云ふに同し、事情始志、故に罪ノ赦ス困カルヘキモノハ、還テ放釋フナ迄といふなり、罔は勿なり、尚書に罔赦といふ熟語あり、無莫勿毋罔の五

字、次第に強く用ふるか如し

叉逆誣告は、慶尚南道の某々等が金主となり、大院君の孫李俊鎔を擁立して叉を謀り、現皇を廃して李俊鎔を皇位に即かしむるの企てありと誣奏し、七拾余人を逮捕して其家人と家賊とを没収せんとの大計画を立て其内四人は既に之れを冤殺して、大検挙に着手せしか日露開戦のために、其目的は決行せられずなりし、此誣事のことゝ之れを秘密の内に葬らむとせしも、かゝる大計画にして事皇室に関する容易ならざる大誣告なれば、遂に露顕に及ひて、已むを得ず、首謀李洛寅等を絞刑に処すべく宣告せり、孟子の所謂国民皆殺すへしといふて、而る後其殺すべきを察し之れを殺さむとしたるか

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

先づ計を設けて一等とか二等とかを減じ、以て国家の慶事に赦典の行はるべきを豫期して之れを待ち果して立皇太子妃の御慶事に遇ひては無罪放免を言ひ渡したり

而るにかゝる大罪人すら放釈して、金允植（下文に出づ）が如き微罪は、却て放釈せず、抑も李裕寅は肥満潤身のために朝廷の一端に出身せりとて、嶺南の大家の財産を覬ひしことを結び、以て下文の安駉壽の事を論じ起せり

李裕寅は安駉壽に對して義兄弟の約を結びたるよしなり然るに安駉壽の亡命して日本にあるや、密書を以てこれを召還したり、同じく日本に亡命せる諸友は安が帰朝を危みたれども、義弟なる裕寅が警務使にして且つ裁判長を兼任せるのみならず、其當人が招還するからは、万々危険の虞なしと信じて帰り来れば、何ぞ料らむ安は全く裕寅が犠牲となりて、裕寅よりして、死罪の宣告を受けむとは、當時安の黨與は、咄嗟の間に捕へられ、衣冠束帯の朝服のまゝ謂はゞ大禮服に勲章を閃らめかしながら、流罪の宣告を受けしものすらありて、實に乱暴を極めしは明治三十四年のことなりき

元来誣奏の罪は大罪なれば、片時も其処分を緩慢にすべきにあらず、況んや前に安の大獄に由りて査究しても實に極悪大慝なれば、寸時も假借すべきに非ず、而るに現法部大臣は、種々に苦策を運らして、この大罪人を庇ひ護り、故に検事李儁は（暴表に共進会を組織して

罪を得しも後は現職を奉せし法官として判決に不服
を唱へ一進会は申すに及ばず、自強会、も青年会も皆一
齊に聯合して法部の不法を詰責駁撃したるは、その
國民の大怨懟を受け居ることを言を俟たず、故に「民論ヲ無視スルコ
ト此ニ至リテ極マレリ矣」と論断したり
且つ彼は民怨の府たりしものを赦したるのみならず、皇帝に
對して実に滔天の大罪ヲ犯せり、即ち金允植事件に
して、韓国の法律は、官吏にして、笞百に處せらるれは現
職を免ぜられ、笞七十なれは、金を以て贖ひて、現職に
は関せさる所なり、故に金允植の罪は、笞に百と定めあり
しを七十に減じて現職を失はさらしめたるとし、當時に於て
既に特減の處分中今回御慶事特赦法年七十以

上のものは、皆赦免の恩典に預かるべき規定あるは七十三歳な
る金允植は何れにしても無論赦免せらるべきを私怨を挟
みて勅命を自由に變更増減し終に金允植の流罪を、
宥免せしめず、特に李裕寅が事の如きは、奏按の按の
暗裏に種々なる魂膽をなして、表面には勅命を奉行し
たるといふも、実は勅命を奉したるにあらず、私情を以て極悪
大罪の裕寅を赦したるなり、是に於て譯者は曰はむと
欲す、法律に明文なきものは何等の行為と雖ども罰する
を得ずとならば詔勅偽造律と、詔勅改竄律との二重
科を設くるの必要ありと、岸視は、對岸の火災視するなり
これ亦最も奇怪なる語にして、政府自ら行ひて、自ら對岸
の火災視するとは、何等の意味なるや了解に苦しむなり

況もや惝然たるた於てをや、この一語宮中府中全く何等の聯絡なく、内閣各部も箇々別立して、統率する所なきを証明して餘りありといふべし

第九章

八ニ曰ク李根澤ノ群兄弟、其現職ヲ沙汰セラル、時其黨籍ヲ同シクセス正邪途ヲ同シクセサルヲ確知セルカ故ニ一時ニ革職セシモノナリ、当時社會ノ輿論ハ首揆ノ明断ヲ讃頌セサルナシ、居ルコト幾クモナシク、右氏昆季、復タ要職ヲ占メ各社會ノ輿論、愕然相戯シテ曰ク、右氏ハ間口果シテ自ラ新ニシテ擅進ニ合スヘキカ、抑モ或ハ金カモテ事ヲ用キシカ、前日ノ汰セラレシハ或ハ失當ニシテ、今日ノ引進ハ正ニ恢公ニ合シタルナラント萬口喧傳ハシ雖黄惹、

起ス、而シテ之ヲ断シテ曰ク、黜陟ハ諸レヲ結解ニ帰スレハ節ケ一兩歳ノ譏ヲ免ルヽヲ得ンヤト、諸公ノ失錯セルモノニ非サルナキ耶

此章は内閣の根抵に関する大問題なり朴参政が李内部と並び立ちて現内閣に在るは李根澤こそ第一の障害物なり、彼れは大手腕を有せるものにして朴李の用となるものにあらず且つ関係上全く反對の見地に立てる故に辛苦して之れを内閣より駆逐したる所謂黨は朴にして猶は根澤一派なり正と邪と到底居を同しくして途を一にすへきにあらず、然るに如何にせん何時の間にか拝謁の機を作りて忽ち宮中に現れ参謀長の栄職を受けしと見るの間に早くも侍従武官長となり兄弟皆栄職を受けて権威一門に赫灼たり根澤が現内閣を敵視すれば現内閣は根澤を政界外に逐ひ出たきべからず、然るに朴参政と李内部との内閣は根澤をして根を宮中に固めしむるの機を作り蟷螂の争は將に漁夫の利とならむとせりこれ刻下の現

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

状なり

愕然相戯の戯は議にして下馬評なり諤々皮肉の冷笑を含む擡進は、身を擡げて進むなり、恢公は恢大公明なり喧演は喧傳に同じ雌黄は文章を批するに用ふ雌黄の若忌起するは是非の紛起するなり「黙々嘿ハ結解ニ帰スルハ両截ノ識ヲ免ルヽヲ得ンヤ」と断したるは、是非の決する所は到底結と解とになり、結は初めなり、解は終りなり

始めを非とすれば終は是なり、終を是とすれば始めは非なり始は終を截らざるべからず終は始めを截らさるへからず故に両截せさるべからさるなり

始終を解結といふは高麗時代の熟語を襲ひ用せるものなるらむ、元来此語の譯語にして僧侶が一年を二分して両安居一雪安居とし、両時百日雪時百日、各處に巡化せる僧が、一處に團聚安居して座禪講學するを結制といふ、其百日間を制中といふ、制を解きて思ひくに分れ散るを送行といふ、故に制の始めは解夏結制にて、制の終は解制といふなり想ふに僧の慣用語が俗の慣用語となりしならむ又解制の日を自恣日といふ、百日間已れの作業の悪しかりしを、此に當りて恣意に発露懺悔するなり、然らは内閣も最早自恣の日と覺へられたり、大に懺悔すべし、そは戯言として、結解の熟語は、學者の正を乞はむと欲してこゝに提案を出しおれど覽者請ふ指示せられむことを、

此章は一言も内閣員の人身攻撃をなさず、却て輿論の頌、讃へと下馬評の不得要領なるが如き断案とを擧

けて一も私見を着けざる所、地歩をたかむること高くして却て関
會をして内心慚惶を抱かしむ、韓人辞令に嫺へりといふは
此に等の文を玩味して、始めて、其実を知らるべきにあらずや

第十章

九二曰ク、其徳ヲ積メバ楚越モ皆兄弟ナリ、其悪ヲ積メハ
舟中モ皆敵国ナリ、実に保護近兵ノ前ニ簇がり後ニ
擁ズルニ関スルナレ語ニ百人ニ指サルルハ、病ズシテ疾ムト、
自衛ノ道ハ、惟ダ公ヲ存シ私ヲ祛クニ在ルノミ、文武ノ政ハ
布キテ方策ニ在リ、何ヲ憚リテ為サスシテ、怨ヲ同胞ニ構
ヘ戒厳スルコト焉ニ戦陣ニアルが如クシ、想ヲ寥落タル静
衰ニ設ケテ颼々タル風條、影婆娑蕉竹ニモ封テ万人ノ脚
頭カト訝ラルル矣、人ニ對シ胃ヲ揚ケテ、富貴ヲ誇称セ

ルモ、豈還テ多々鋪受セリ此レ亦諸公ノ自ラ倣セル失錯ニ
非サルナキ耶

此章関會の現状を與挙げて天意人心の現内閣を去れるを
諭す、最も的実かり、先づ徳の一字を下し来りて万鈞の
力あり、而して古語を援き来るは例の自他相許の因明の論
議の筆法なり

文武ノ政府布キテ方策ニアリは中庸の語なり、方策は書
冊なり想を寥落タル静衰ニ設ケテとは、寥々落々とし
て空無なる最も安静なる處に却て迷想を設くるなり
蛇を怕るるものは麻縄の足に纏ふて狂呼することあり、又杯
の切り株は幽霊と化けたることあり、即ち颼々（そよく）
と吹く風に竹條の葉が戦ぎ、又は芭蕉の葉がサワくと

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

嗚り姿姿たる月影に物影の模糊たるを見れど、さてこそと身構をする、元来空無なる迷想なり、歹人は歹は歹の誤なり、歹音歎にして骨残の義、歹音泰にして悖徳逆行の義、東周時代、刺客を呼んで歹人といひ正書して賊といひたり、脚頭は稜足さし足なり錯愛は自ら消失せるをなく語に衆口金を爍かし積毀骨を銷すなり、此様にては閣員は国民と戦ひて骨も銷ゆる程瘠せしならむ、多たう多たう

第十一章

凡ソ是ノ如ク信仰ヲ失ヒテ民ニ臨ミ治ヲ傚スモ、其レ信仰ニテ服従セシヤ、此レ猶ホ轅ヲ南ニシテ轍ヲ北ニスガ如キナリ

惟ダ願クハ諸公閣下、一ハ以テ宗社ノ重キヲ念ヒ一ハ以テ輿情ノ忠告ニ副ヒ身ヲ奉シテ退休セラレンコトヲ敬要

武光十一年五月二日

一進会長李容九

議政府参政大臣朴齊純閣下

此の一章は上文箇ヨの論難を総結して万牛を引くの力あり、孔子曰く、食を足し兵を足し、民は之を信にすと、門人問ふ、此三のものに於て、己むを得ずして、其一を撤ては孰れを先きにせむと、孔子曰く、民を撤てむと、又問ふ、この二つのものに於て、已むを得ずして一を撤てば、何れをか先にせむと、孔子曰く、食を撤てむ、古より死あり、民信なくば立ずと、民の信に於ける、死よりも急なること此の如し、故に内閣最後の死命を制する攻撃は、不信の二字、断じ得て餘りあり、群山万

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

壑荊門に赴く神龍の結穴は退休の二字あるのみ何等の簡要で

他は一百万人の代表者にして朴齊純は内閣の責任者たり故に相互代表者の氏名を用ゐて、連署の煩をなさず、これまた体を得たり

詳釋こゝに畢りぬ一絶を裁して曰く

群山萬壑赴荊門　説去論來重立言
結穴神龍何處好　退休兩字是聖恩

而してこの四日には統監邸大臣會議席上に於て統監は内閣に民黨の後援あるを要すれと、一進會と提携するを利とすと喩されしに、参政大臣朴齊純以下愕然たり

六日朴齊純統監を訪ふ、統監内閣を改革するの意

を告げ、一進会と提携するの要を喩し、朴齊純と李完用とを内閣に留めて其他を罷めしむるの意を以てせられしも未た一進會をして入閣せしむるに意なかりしか如し、朴齊純は飽くまて統監の意見を阻み、一進会との提携を否認せしか統監は反覆之を懇諭せられたれは朴齊純は熟考すへしとて退出したり、八日朴は復た統監を訪ひ、内閣の改革と、一進会提携の不可能とを説く、統監重ねて之を諭し、且つ曰く、日韓協約の成りしや、一進会は後援としてこれを賛成せし事歴あり其大方針に就ては、自ら同一なり、提携し能はざるの理由なしと、朴齊純は決然辞意を告く統監その辞職の審考を要すへきを喩されたれは、命を領して退き、十日黄鍈（此時農商工部假辞たり）を統監邸に進はし、辞意の翻

すへからさるを告けしむ統監府は慰諭せしも（めし）復た黄鉄を
遣りて辞意を決せしを告けしめたり、而して朴斉純は韓王に
謁して、統監府の意を奏し、臣等は国賊たる一進会と提
携する能はされも辞意を決したりと上陳せしを以て韓王は斉
純か新協約賛同の感情、翻然一段まりて其信用を復する
に至れりたり
十五日我陸軍は特に機密費を発して、一進会に金十万円を賜
與せられたり、長谷川大将命を傳へらる、宋秉畯曰く、此事を
して平日に在らしめは会員をして公然其恩を謝せしめ、以て否
運を挽回せしむるを得む、然れとも大事眼前に横はれり、暫く
之を~~秘密~~に附し以て企図を完ふせむ、否らされは日
本のために名ゝ節を売るものと誤解せらるゝたらは、大事

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

体せむと、相約して一切之を他に知らしめさることとせり
廿三日予は……及び長谷川
大将に上り……を陳し廿五
日更に一木……山に遄送
することを左……
拝啓十五日一進会ニ対シ長谷川大将ヨリ十万円ヲ下賜セラレ将
来ノ発展ニ就キ親心情ヲ示サレ万事内田ト相談ノ上遺憾ナキ様
努ムヘキ旨、宋秉畯、李容九ニ御注意アリタルハ彼等モ大将ニ対
スル従来ノ感情ヲ一変シ奮ツテ貢献スル所ナカルヘカラストシ下賜
金處分ノ如キ須ク慎重ノ体度ヲ以テ別紙ノ通リ財政整理案
ヲ協定シ昨日李ヲシテ大将ノ御意見ヲ伺ハシメ候ニ付直ニ大将
ニ謁シ御相談仕候処大ニ満足セラレ候尚ホ本整理案ハ統監

一進会との換い
右し、し多3
七の
二六 左全部

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

すへからさるを告けしむ統監尚ほ慰諭せしめ復た、黄鉄を
遣りて辞意を決せしを告けしめたり、而して朴斉純は韓王に
謁して、統監の意を奏し、臣等は国賊たる一進会と提
携する能はされは辞意を決したりと上陳せしを以て韓王は斉
純か新協約賛同の感情、翻然一改まりて其信用を復する
に至りたり

十五日我陸軍は特に機密費を発して、一進会に金十万円を賜
与せられたり、長谷川大将命を傳へたる、宋秉畯曰く、此事を
して平日に在らしめは会員をして公然其恩を謝せしめ、以て否
運を挽回せしむるを得すと、然れども大事眼前に横はれり、暫く
之を秘密に附し以て企図を完ふせむ、否らされは日
本のために名節を売るものと誤解せらるるに至らは、大事

休せむと、相約して一夕之を他に知らしめさらんことゝせり

廿三日予は一進会財政整理案を作り、廿四日之を統監及び長谷川
大将に上り、且つ将来発展の件、及び内閣交迭の件を陳し廿五
日更に一本を謄写し添ふるに書翰を以てし之を杉山に逓送
すること左の如し

拝啓去ル十五日一進会ニ対シ長谷川大将ヨリ十万円ヲ下賜セラレ将
来ノ発展ニ就キ懇情ヲ示サレ万事内田ト相談ノ上遺漏ナキ様
努ムヘキ旨、宋秉畯、李容九ニ御注意アリタルハ彼等モ大将ニ対
スル従来ノ感情ヲ一変シ奮ツテ貢献スル所ナカルヘカラストシ下賜
金処分ノ如キ頗ル慎重ノ体度ヲ以テ別紙ノ通リ財政整理案
ヲ協定シ昨日小生ヲシテ大将ノ御意見ヲ伺ハシメ候ニ付直ニ大将
ニ謁シ御相談仕候処大ニ満足セラレ候、尚ホ本整理案ハ統監

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

ノ御臨覧ニモ供シ御同意ヲ得置候之レニテ一進會ノ基礎漸ク
堅実トナリ非常ノ速度ヲ以テ勢力ヲ挽回シ来リ候結果今
回ノ内閣破壊並ニ成立一件ノ如キ預テ与ルカ有之候
宋秉畯ハ本会擴張ノ為メ明日ヨリ黄海平安道遊説ノ途
ニ就キ候会人ヨリモ今回ノ事全ク先台ノ御尽力ニ依ルモノナレハ
御状差出スヘク存居候得トモ筆紙ノ能ク尽ス所ニアラサレハ
御渡韓拝眉ノ時ヲ期スル旨申上ケクル、様申居候

五月二十五日

一進會財政整理案

這回拾万円ノ特賜ハ事固ヨリ望外ニ属ス闔会員謝恩
ノ措ク所ヲ知ラス互ニ相感激シテ報効スル所以ノ途ヲ講スルニ此
金ヲ以テ本会ヲ擴張シ本会ヲシテ大発展セシムル外微力ノ他

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

ニ陳スヘキナシ故ニ本金ノ處分ヲ左ニ具陳シ整理ノ顛末ヲ
電鑒ニ供ス

別記第一五万円ハ年八銀行ノ滞債ナリ其半額ハ償還スル
ハ最緊急務タリ第二、貳千五百円ハ各支会皆多少ノ会
債ヲ有セルモ平南支会ハ緊要事情アリ故ニ平南支部ニ限
リ之ヲ償還ス第三、四千七百円ハ此恩典ヲ期トシ全国ニ對シテ
普ネク擴張遊説ヲ試ミル發展運動ノ費ニ供ス第四、
六千三百円ハ嘗テ創業費トシテ義損タナシ今ハ窮境ニ陥ル
モノ多キヲ以テ義損金額ノ十分ノ一ヲ頒ツ既ニ義損タリ固ヨリ
回期アルヘカラス然ルニ此ノ特典ニ際シテ之ヲ頒テハ受者ハ必ス特典
ニ感泣セン此レ恩ヲ知ラシムル所以ナリ第五、八百五十円ハ本月ヨリ
全道支会長ニ月俸ヲ給シ部属ノ統理ニ便ナラシム以上総

計六万四千三百四十円ナリ故ニ残額三万五千六百六十円ハ之ヲ五十八銀行ニ預ケ本會ノ基本金トス一ケ年分月俸一万八千円ヲ扣除スルモ貮万五千五百八十円ヲ剰セハ姑ク之ヲ不虞ニ備フ

明治四十二年五月　日

記

一金五万円也　五十八銀行ニ對スル負債十一万円ノ内半額償還

一金貮千五百円也　平南支会ノ債償還

一金四千七百円也　本會擴張遊説費

内

一金壱千五百円也　平安北黄海三道

一金壱千円也　咸南北両道

金五百円也　全南北両道

金五百円也　慶南北両道

金五百円也　忠南北両道

金四百円也　江原道

金参百円也　京畿道

一金六千参百円也　一進會創業費出資者へ救助金

内

金壱千円也　金炳奎壱万円出資者

金六百円也　金永朗六千円仝

金八百円也　李仁洽八千円仝

金五百円也　薫雲卿五千円仝

金五百円也　安承烈五千円仝

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

金四百円也　李炳淳　四千円　出資者
金参百円也　金李淳　参千円　仝
金四百円也　金宗燮　四千円　仝
金三百円也　李進用　参千円　仝
金三百円也　李弘燁　参千円　仝
金四百円也　韓国生　四千円　仝
金二百円也　金興国　二千円　仝
金一百円也　白雲起　一千円　仝
金一百円也　崔雲起　一千円　仝
金二百円也　康徳淳　二千円　仝
金二百円也　崔承毅　二千円　仝
一金八百四十円也　全道支会長　一ヶ月給料

内
金八拾円也　全南支会長
金七拾円也　全北　仝
金七拾円也　黄海　仝
金六拾円也　咸南　仝
金六拾円也　咸北　仝
金六拾円也　全南　仝
金六拾円也　全北　仝
金六拾円也　慶北　仝
金六拾円也　慶南　仝
金六拾円也　忠南　仝
金六拾円也　忠北　仝

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

金六拾四円也　　江原支会長
金六拾円也　　京畿　仝
総計金六万四千参百四拾四也
入金拾万円也
差引金参万五千六百六十四円也
本会基本金トシテ五十八銀行ヘ預ケ入レ

二十五日正午統監予を召して宋秉畯を入閣せしむることを内示せられ、宋秉畯に付きて承諾せしむべきを命せらる、予直ニ秉畯を訪ひ之れを説く、秉畯は容易に之を諾せす、且つ秉畯は午后二時を以て、独立館の演説に赴かざるべからず、時刻已に迫る、尾して諾否を決せしむること能はす、況や秉畯明日を以て北韓遊説の途に上るの豫定なれは素より予の知る所なるを以て、演説終るを俟ち、更に秉畯を叩き、先つ明日の発程を中止し、李完用をして之れに代はらしめ、切に入閣の已むへからざるを説きたり

宋秉畯此日の演説は、傍聴の官民をして惘然自喪せしめたり曰世の目して忠義士と称せるものは、予か所謂大奸大賊にして善隣の信義に背き、文明の政治を阻害し、努めて民を愚昧に導き、その血肉を彈さむとするものなり、世の目して大逆無道と呼べるものは予か所謂国家の大忠臣にして君国の為めにその身を犠牲にせしものなり、金玉均、安駉壽の徒は皆国家の大忠臣なりと、此を立脚點として、万言滔々窮りなく、実に近代の大演説なりし

杉山郷里論周より書を寄せて曰く
三日五日の手紙を見た

両親王か居及宗等の言を用ふる様になりた時は用ひさる時す進
り方一層六ヶ敷して責任も重大なる事を覚悟あり又金を貫
ふ時は貫はぬ時より進退り方六ヶ敷して跡の取締一層重責
あり今日以後にして真正に両氏の腹がしまらぬは此後信用甚
六ヶ敷なる事を憂ふ両氏にて十分協議ありたし此は向来に
一大関係あることとすり富貴への春秋ある両氏のため生の婆心唯
此一点にあり若し大迎くは前途一点の憂なし
陸相十六日東京出発満韓に向ふて必ず面会を可とし俟し
杉山より注意して来りたには私等(内、宗)両人餘り閣下に
馴れくしくはいけない寧ろ長谷川大将に暱近せよと口上ある
べし右注意まで
僕十四日発帰東すべし統監閣下へよろしく近々渡韓すべし

傳へられたし
今度十年役の死者の三十年祭準備に一寸来た
五月十一日　　其日庵
硬石殿
宗によろしく
杉山に致して曰く
書中陸相の事るは最も注意すべき件たり是たることては書を
拜啓に内閣更迭の為めに先達て御通知申上候政界の険悪の
低気圧は暫く除去するを得候時に際して一進会は御蔭を以て
財政を整理するを得たれも一意専心会の擴張に力を注ぎ誼
も入閣せしめぬ筈にて宗兼殿は既に地方遊説の途に就かしむ
る準備致置候処彼を入閣せしめざる時は新組織の内閣

は元老も在野党も一の後援なくして忽ち窮境に陥る憂あれは是非一進会より入閣せしめられたしと参政李完用の懇望ん任せ統監は二十五日朝突如意を決して長谷川大将と計り宋秉畯を出すことに取り極め其日正午小生を召し、宋を出すことを一進会の取るべき方針等に就き旨を含ませられ候に付遂に宋をして就任せしむることに致候。宋の入閣は一進会の為めにも吾人の目的を達する上に於ても一利一害得失相半はする状態なれとも勢の赴く処却て之に逆ふは不得策の事情有之候得者只成行きに任せ将来の計を講究致居候右御一通報及候也

五月二十九日

二十六日朝李容九北韓遊説の途に上る、武田亦其一行に加はり宋秉畯以下之を停車場に送る、予は秉畯と共に停車場より直に宋秉畯の宅に至り、竟に入閣を決心せしめ直ちに之を統監に復命し、更に秉畯を訪ひて、将来の事を協議したり、李完用か秉畯を韓王に推薦奏請して勅許を得しは二十五日の午後なり、而も北韓遊説の二十餘人中李容九等一二の人を除く外は皆之を知らず、汽車中新聞号外を見て、初めて之を知り、三品大臣なりと狂喜すと云ふ、三品の位を以て大臣に任せられたるは開国以来未曽有の事たれはなり

武田か李容九一行に加はり遊説に赴きしは会況を監視し黙裏に幾微を察すべきか為なり、而も我地方官憲及び有志家と、一進会員との間に立ちて、相互の情交を結はしむること、又有形上の一要務たらすんはあらす、黄州平壌寧辺義

州を巡遊して、舊義州に寺内陸相を迎へ、白馬山（一進會有の名所
山）を諭へて平壤に還り李容九をして陸相に密會せしめ、六月
九日を以て京城に還りたり。（予は二十九日書を杉山に致し三十日一進會總務員を集む。）清華亭に集め、宋秉畯をして豫後
方針を示さしめたり、六月三十日杉山より電信あり、曰く
都合サル、ナラバ五月大阪着ノ約ヲ以テ一寸歸國セヨ
是に於て予更に杉山に電報して七月に非されは大阪に出會
し難きを以てす、杉山返電して曰く
必ズ七月マデ着ケバ善イ
乃ち六日京城を発し、七日大阪に着せしか、杉山予を停車場に迎へ
相伴ふて旅館銀水樓に入り、語りて曰く、桂伯韓國の情勢
を憂慮せらるゝや切なり、余をして問ふた、宋秉畯か入
閣の事を以てせらる、曰く、野に在ては、逆賊の名を受くるも、以て
事を行ふに足る、既に廟堂の上に坐す、大事を断し難からむ、特
た何を以て之れに處せむとするかと、余乃ち君をして親しく諮詢
せらるへきことを請ひたり、而て余は台灣に要務あり自ら往きて斡せざ
るへからず、故に此に會せむことを促かせしなり、君請ふ山縣桂二元老に
謁して、熟議する所あれ、僕は月末に帰るへけれは、二十四日に會せむ
と談、午前二時半に至りて寝に就く
翌日各東西し予は九日東京に着し、十日桂伯に候す、午前九
時より午后二時に至る、正に五時間の長會談をなせり伯の憂慮
せらるゝ所は、即ち予か最も憂慮せる所にして伯の韓人を知るの
深きは予の正に敬服せし所なり其要を挙ぐれば曰く韓人
の性飽けば忘れ易し、若し一進會をして若し領境に立たし
めは、遂に大事を放棄するに至らむ、故に彼をして大事をな

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

さしむるは、卒て逆境に遭遇せざるべからずと、又曰く、進会と云ども
国家観念を脱離し得るものに非ず、愛国の情ありと云ども其、
塗炭の苦の為めに其情を抑へたるのみ、民資乏しからざるに至らば
奈何ぞ保卿の念を其国家に傾注するに至らざるを得むやと、又
曰く日本は彼れに教ふるに忠君愛国を以てし、文明の恩恵に浴
せしめむとせり、彼か卒業の日は、独立の日あるに至らむ、又曰く
現状を以て革新を図るは非なり、何となれば我未だ保護
の実権を収めざれはなりと、予は伯の此言あるに驚き、且つ伯
の明敏なるに感じ、其情況の大要を陳し、且つ曰く、恩賜に依り
て進会の類勢力を挽回し、宋秉畯の入閣と相待ちて、会
勢漸く振ふに至りたれは、敵のために其会を虐せらるに似たるも
会の用は自ら機上の機に應するにあり、宋秉畯は素より

李完用と同一の出處にあらず、宋は常に李の為に致されんことを怖る、又一面に
は互に統監の信用を得ることに競争せる傾あれは我か欲する所に従
はしむることを得べし、良平常に此点に留意し操縦自ら策あり
唯如何ともすべからざるものは統監のみ其の機をして斯勢力を制するに
は元老諸公の統監を掩護せられて遂行に易からしめんことを
切望するのみ、良平か期冀ふ所は統監閣下をして世間可否
の評を脱し、兼て有終の美を濟さしめむと欲するにあるのみと、
伯是に能く此意を了せられしものゝ如し
十日左の通信あり
拝啓
大臣より電報本日拝見仕候
議政府ニ毎日大臣連合会致居候、昨日ハ十時頃より五時頃

ニテ大臣ハ議政府ニ会合シ其後ニテ朴参政参内シ三時間許リ
宮中ニ留マリシモ謁見ハナカリシモノヽ如シ（是ハ大臣護衛者巡の日
誌ニヨリテ判断シタルモノナレバ）火曜日統監邸会合ノ後翌日即
チ謁見日ニ馬鹿王ハ病ト称シテ謁見ヲ許サス其後一回モ謁
見ナキ節ハ両大臣ノ参内ニモ多ク謁見ナカリシヲ見レハ故意トヨリ外見
ルベカラズ
朴参政辞職後王ハ毎日此事ヲ言ヒテハ悲歎ノ涙ニ呉レ居ル（
此点ハ国本の報告）ルトノ事
李根澤ハ充分王ニ説キ且ツ参政ト宋トヲ離間セントシタルモ後者
ハ成効セス、併シ王ハ素より現閣員嫌ヒ（少シ好まんハ高永喜丈）一
且勢力止ム能ハス新任ハセシモノヽ今ハ見ルモ嫌ナルハ無理カラヌ次第ト
可申ニ候

故ニ今後ハ王ト統監トノ首ツ引ニシテ王カ駄々を捏子通ホスカ統監
其首子ニヲ押ヘ付ケテ仕舞フカ注意ヲ要スベキ大事ノ瀬戸際ユヘ油
断ナキ様被成度候
宋ノ人物評ヲ書ク為メ少シ調ヘ見シ處彼トテモ中々食ヘヌ人物狡
ルキ奴ナレハ決シテ油断ガ出来ヌコレモ一番締リガ必要ニ候
免ニ角貴下トシテハ統監ノ腰押シ宋ノ押ヘ付ケ寸時モ眼ガ放セス
油断モ隙モ有タモノニアラス言フ迄モナク貴下ノ名聲ニ関スル至
大ナルハ早々御帰韓ノ用意コソ肝要ナレ確カニ政界ノ裏面ニ一
道ノ暗流横流シツヽアリト観察致サレ候
茲ニ国本生ノ報告ヲ録シ供御参考候
韓人共ヨリ山下ノ父郎（統監）此頃ハ家ノ改革ヲヤウテ息子（閔趙臣）
ヲ勘当シ多ク孫共（協弁以下）モ勘当セネハナルマイト笠ヲ以テ韓王

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

ヲ擁立シ散スルモノハ宋台観金台鎮ノ徒ナリ（陛下曰ク）マダ天下ハ
大丈夫カ（ト並ノ徒）今日ニテ変リマセヌ（ミンナ漠然タルコトデ王ハ承
知シテ居ルヲ以テ諸臣ノ離間中傷ノ利用アルヲ知ルベシ）宋ノ柔佞
ナル其風采ヲ見テモ御存知ノ事ナルベキカ長谷川ガドウイフノ内田ガト
ウイフノト韓王ヲ嚇ス材料ト致シ居ルトノ事）内田ノ名（国ノ国王ヲ震動
セシムルハエライモノニ候）宋ノ屡々訪ヒ来ルモミナ種ヲ作ルモノナルコトモ既ニ御
承知ナルベク候 本年陰暦二月国王ハ宴席長李鳳来ニ依リ
作ナ李ハ南大門有名ノ富商金時鉉ヲ介シ極メテ秘密ニ五十八
銀行ヨリ数十万円（サレ信シ難ケレドモ）ノ金ヲ借リ入レ居ルトノ事
朴泳孝（昨日帰朝シ本年調〇、一寸失念致候）ノ邸ニ隠レ居ルト
ノ事 韓長民ノ許ニ曰ク統監モ人モアロウニ国事犯人ヲ態々帰
サヌデモヨカリソウナモノ使フ人ハ沢山アルダロウアンナ奴ハ是非殺シテ仕

舞ハナケリヤイカヌト言テ居ルトノ事
先日王ハ運動ノタメ米国ヘ人ヲ遣リタリ（時モ人モ判然セスコンナハ何デモ風説
許リジヤイケヌ風説ヲ確ムルニ足ル何等カノ事情ヲ聞キ出ス様ニ岡本ニ注
意致シ置候
青年会ハ米国ト連絡セリ
宣教師ノ布教口実
（コノ二件ハ御存シノ通リ次第岡本ノ話ニ依リ益スニ其事実ナルヲ確
メタルノミ）
昨年三井寡売ノ人参代金ヲ未タ支払ハス数回催促スルモ三井側ノ
口実ニハ斯ル大金ヲ宮廷ニ渡ス時ハマタマタ諸種運動ニ使ヒ禍乱
ノ種ヲ蒔クニ等シケレハ渡サス
三井ノ事ヒ真ナリヤ席テニ御調ヘアリテハ如何

八日夜

内田様　　井上生

書中朴泳孝の帰韓に及へるは、朴泳孝の事に就きて追憶するは義和宮と望月等なり

予の一月帰省せしや義和宮恰も東京に在り、特に使を遣りて起居を問はしめたる、予其礼の突如として前後の照応なきを怪めり、何となれば予は曾て義和宮の為めに力を效せしことありしも、其利害全くこれを何の報ゆる處なく居然飽後の豚の如く爾り、而るに今故なく禮を匹夫の門に執らるゝは、蓋し深意の存する所を知るに足れり、是を以て予は只備さに其盛意を謝し、且つ其使に謂て曰く聞くならくんぞ、朴泳孝特赦の義ありと、朴の如き懦夫を動かしむるは徒らに害あるのみと、予の此言をなせしは、韓皇をして予か分明に朴を

桂内閣の韓国観

得て一進会を統轄せしめむとするの密謀あるを掩蔽せむと擬するものならさることを疑はしむるにあり、偶に予の默して其鵠を過たず後に至りて韓皇当時の陰謀を詳知するを得たり、彼の曾りて我井上伯を控制したるが如くならし　をして、密に予の態度如何を偵せられたるなその　尹始炳か朴を東京に迎へむと擬したる時、　、是より望月は朴の帰韓運動を継続し、　し此時に及びて、兼略は予に謀らず、予は毎に正反対の見地を以て之れを措置せり、後六月十三日、朴の俄かに帰韓するに及び、望月は之を釜山に迎へ特赦の後に及ぶも猶ほ朴の陰謀を分視し得ず、竟に朴の居棲を襲ひて深壁に墜落するに至り、始めて其浅見に悔ゆるものゝ如し

十二日山縣候に謁し午十二時九時より十時半に至りて退出、其詩談する

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

八日夜

井上生

内田様

書中朴泳孝の帰韓に及へるは、朴泳孝の事に就きて追憶するは義和宮と望月等なり

予の一月帰着せしや義和宮恰え東京に在り、特に使を遣りて起居を問はしめたる、予其礼の突如として前後の照応なきを怪めり、何となれば予は嘗て義和宮の為めに力を致せしことありしも、其利害全くこれを何の報ふる処なく居然飽後の豚の如く爾り、而るに今故なく禮を匹夫の門に執らるゝか、蓋し深意の存する所を知るに足れり

是を以て予は口に備えた其盛意を謝し且つ其使に謂て曰く聞く如ならんぞ、朴永孝特赦の主義ありと、朴の如き懦夫を勧かしむるは徒らに害あるのみと、予の言をなせしは、韓皇をして予か分かに朴を得て二進会を統轄せしめむとするの密謀あるを掩蔽せむと擬するものなることを疑はしめたるにあり、幸に予の黙並其鵠を過たず後に至りて韓皇当時の陰媒を詳知するを得たり、彼の蛮りて我井上伯を控制したるか如くならしめむと欲し、義和宮をして密に予の態度如何を偵せられたるものなりしなり、昨年十二月尹始炳か朴を東京に迎へむと擬したる時、望月も亦た同行せり、是より望月は朴の帰韓運動を継続し、遂に宋秉畯を動かし此時になべり、秉畯は予に謀らず、予は毎に正反対の見地を以てこれを措置せり後六月十三日、朴の俄かに帰韓するに及、望月は之を釜山に迎へ特赦の後に及ぶまで猶ほ朴の陰謀を窺知し得ず、竟に朴の居棲を禁りて深壁に墜落するに至り、始めて其浅見に悔る如し

十二日山縣侯に謁し午前九時より十時半に至りて退出久其論説する

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

所の大要桂伯に於けるか如し、侯亦た深く聴了せられしもの如く、且つ曰く韓廷は腫物の如し、善く膿の熟するを度り快刀一截せざるべからず早ければ之を激せしめ、晩ければ之を爛せしむ、此事明医の断を俟つところは侯の老成淳熟の襟度に服せり

六月十五日武田は暗号を以て余に電して曰く

政界安カラズ可成早ク帰レ

予之に返電すらく

二十日ミデ待タルヽカ

武田又電して曰く

二十日迄テ必ズ帰レ

然るに予は二十三日を以て桂伯に辞訣し、二十八日を以て帰途に就きたり是れ杉山に約する所あればなり二十八日杉山は福岡より打電して曰く

都合アリナラコヽニ来ヌカ

予即ち七月二日を以て、杉山に福岡に会し山縣侯桂伯に会見せし顛末を詳説し、四日を以て漢城に入り幾くもあらず韓廷大臣會議を開き、宋秉畯の苦諫を見るに及べり

政変の本末

此時に至り統監の意漸くにして決す、予太機の已に熟せるを忖り、七月八日（其顛末は下節に収録せる新協約に関する政変の内容と題せる文書中に細説せるを以て煩を省きて復記せり）電報を杉山に発す

韓国ヨリ海牙平和会議ニ運動者ヲ出シタルハ韓皇ノ派遣ニ相違ナク勅書等ノ証據確實ナルハ統監ニ於テハ最早許ス可キニ非ス断然タル所置ヲトルヘシト決心セシメタリ然ルニ如何ナル程度ノ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

所決ニ出テニルベキヤハ不明ナリ此機ヲ逸セバ且最終ノ處分ハ一再ヒ得
易カラサルヲ以テ我カ元老大臣ノ統監ニ向テ大々所決ヲ勧告セラレン
コトヲ望ム
と又下録の書を裁して発送す
曩ニ打電セシカ如ク最終ノ處分ハ断行セラルベシ
長谷川大将ハ九山顧問ノ報告ヲ聞キ今朝統監ヲ見テ問テ曰
ク閣下ハ高礼式課長カ官報ヲ以テ平和會議ノ事實ヲ取消
スベシトノ言ニ聴キテ今回ノ事件ヲ容貸セシタリトス實ニ然ル
カト統監曰ク何ソ然ランヤ事此ニ至ル既ニ容貸スルノ餘地ア
ラン兵食一切ノ政権ヲ我ニ収ム非ナレバ已ニス然レ氏我政府ハ之レ
ヲ断行スルノ勇アルヤ否ヤ先ツ金ヲ要シ又兵ヲ要スト大将曰ク必
ラス之ヲ断行セラレヨ兵ハ即チ請フ身ヲ以テ之レニ當ラント且是ニ於テ

條件ヲ附シテ我政府当局ニ郵商示セラレタリト
長谷川大将ハ統監ノ氣鋒ノ或ハ中ゴロニシテ挫ケンコトヲ恐レテ之レカ備
揚ニ勉メルモ我當局元老ハ茲ニ參シテ統監以上ノ意氣ヲ揚ケラレ
ンコトヲ望[illegible]聡ヲ得ナルモ
想フニ一万一[illegible]
一通金ノ餘[illegible]得ヘシ若シ
統監ニ[illegible]ラハ一分ハ離
又ストモ必カ分マテハ周行セシメ得ヘシ
請フ軍相及山縣侯桂伯ニ告クルニ此意ヲ以テシ此機一去不可
提ノ機ヲ失ハシメタマフ勿レ

七月八日夜

余 硯石

玄機老兄梧下

陸軍から10万円が機密費として出る。

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

所決ニ出テニルヘキヤハ不明ナリ此機ヲ逸セハ且最終ノ處分ハ再ヒ得易カラサルヲ以テ我カ元老大臣ノ統監ニ向テ大ニ所決ヲ勧告セラレンコトヲ望ム

と又下録の書を裁して発送す

昨暮ニ打電セシカ如ク最終ノ處分ハ断行セラルヘシ

長谷川大将ハ九山顧問ノ報告ヲ聞キ今朝統監ヲ見テ問テ曰ク閣下ハ高礼式課長カ官報ヲ以テ平和會議ノ事實ヲ取消スヘシトノ言ニ聽キテ今回ノ事件ヲ容貸セラレタリト云フ實ニ然ルカト統監曰ク何ソ然ラシヤ事此ニ至ル既ニ容貸スルノ餘地ナシ兵食一切ノ政権ヲ我ニ収ムルニ非サレハ已ミス然レ圧我政府ハ之ヲ断行スルノ勇アルヤ否ヤ先ツ金ヲ要シ又兵ヲ要スト大将曰ク必ラス之ヲ断行セラレヨ兵ハ即ナ請フ身ヲ以テ之レニ當ラント是ニ於テ條件ヲ附シテ我政府當局ニ鄭重示セラレタリト

長谷川大将ハ統監ノ氣鋒ノ或ハ中ゴロニシテ挫ケンコトヲ恐レテ之レカ爲揚ニ勉メタルモ我當局元老ハ茲ニ際シテ統監以上ノ意氣ヲ揚ケラレンコトヲ望ム所謂統監ノ我ニ對スル條件ナルモノハ生之ヲ聽ヲ得サルモ想フニ万一ノ敗アラハ責ヲ政府ニ分タシムルニ過キサルヘシ

一進會ノ態度ハ此最後ノ断行ニ對シ大分ミテハ同行シ得ヘシ若シ統監ニシテ一進會ノ操縦ハ内田良平ニ一任ストノ言ヒアラハ一分ハ離反ストモ九分マテハ同行セシメ得ヘシ

請フ軍相及山侯桂伯ニ告ケルニ此意ヲ以テシ此機一去不可捉ノ機ヲ失ハシメタマフ勿レ

七月八日夜　　　余　硬石

玄機老兄梧下

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

杉山返電して曰く

電ノ筆承知セシタ

十日杉山再電して曰く

其後模様如何

是より先き李容九は、更に三南遊説の途に上らむとし、宋が官舎に来りて、武田範之と同行せむことを請いたり、偶宋秉畯来る、是に於て遊説に関する協議を宋の宅に開くことを約し、十一日の夜協議を兼ねて一行のために別宴を開く、李一行は十三日を以て発程し、宋は十四日を以て杉山に左の書を致せし

拝啓陳者今度の合邦会議に運動者派遣のことに関しては一時韓皇も頗る狼狽の態にて頻りに採み消しに勉められたれども、最早其甲斐なしと見て取られしか他に策あるものか、平気の体度を粧ひ大臣の御前会議をも病に托して中止せしむることも其意討るべからざるものあれど大に注意を加へ居候処近来外国人密偵の往来頻繁にして何事か計画しつゝあるもの、如くあれは初て思ひ当りたる節あり其筋道を傳ひ調査せしに左の事発見致候に付、直に統監には御注意致置き候へ共念のため閣下に御報道申上置候抑韓皇が平氣の体度を取らるゝは筆公躬りて然るに非す刻下米国政府の軍艦を東海に集中しヒリツピン等にても戦闘準備に汲々たる有様を世間に流布せらるゝを以てこれに兼て韓人の雑輩は米人と共謀し米国は戦闘準備を整へ韓国を助けんとするものなれば万一日本に於て陛下に迫ることあれは米国は直ちに日本に向つて開戦すべしなど申上げ宸襟を惑はせる結果にこれは扱て置き、馬鹿ものヤンキーは当地に於ても頻りに運動の形

百七十二

蹟あり又、海牙に派遣せられたる密使を米國に迎へんとする傳説と云ひ又桑港問題と云ひ如何なることを仕出かすかも計り難ければ一應の注意は要すべきことゝ存候

次に一進會の態度は全然安心の趨勢に相成候昨日一進會長李容九二十余名を率ひて三南地方遊説に出掛け候又は武田和尚を随行せしめ候出発の前夜宋秉畯宅に於て一行の送別宴を張りたる時宋、李、武田小生四人卓を囲みて座し種々の打ち合せを了したる末宋は武田に向ひ今回遊説の演説は頗る大切のものなれば弁士の演説は一々貴下に於て検閲せられ他日大革変の伏線を張り置かれたしと申出て候如斯宋、李は意既に決して我命の儘に行動する赤心歴然たるもの有之候間是等安心被下度候只た野生が注意する所は我

廟堂決議断然たるものありて統監をして遂に虎を画きて猫に類せしむることを祈候

十四日

武田は太邱に在りて林外相入韓の報に接し之を迎ふるが為めに釜山に出で、予に打電して曰く

釜山ニ迎ニ往ク大邱ニ電セヨ馬山ニ往クカ

予武田に注意して曰く

外務大臣ハ一進会ノ事情ニ疎シ其心ニテ迎ヘヨ

武田は即ち李容九、尹定植、韓景源等を草梁に直行し洪允祖、劉戴漢等を馬山豫定の演説會に赴かしめ而して武田予の注意によりて、釜山理事を訪ひ黄州平壌等開会の情況より一進会の小歴史に及び、民党の特色と日本勢力と消長せる勢力と

を説明し、歓迎に先ちて、理事より外相に通せむことを乞ひたり、是に
於て外相は船頭特に李容九以下に挨拶せられ、汽車中に於て特
に李容九を引見せられたりと云ふ
此時外相の着釜豫定より一日後れたるを以て十六日には武田李
容九と密議して、予に左の電報を発したり
李氏ハ是ヨリ引キ返スベキ意見野田氏ニ語リテ返事アレ此機
ヲ失ハズ一進會ニテ廃立問題ヲ一手ニ引受ケテ他ヲ煩ハサヌベ
シ
然るに京城に在りては、譲位問題既に内閣に依りて着手せられ
たるを以て、予は十七日を以て先つ杉山に電して之を質す
六日御前會議ニテ宋秉畯ハ陛下東京ニ往キ日本陛下ニ謝罪
スルカ日本軍門ニ降伏スルノ已ムヲ得サルニ出ツルカ他ニ案ナキ旨
奏請セシ以来陛下ハ定例御前會議ヲ避ケ大臣ニ逢ハレス故
大臣等ハ毎日閣議ヲ開キシカ十五日夜林外相渡韓ノ報ヲ聞キ
今日ハ陛下社稷國家何レカ重キノ問題トナリ國家ノ為メニハ他ヲ
顧ミルヒマナシ断乎所置ニ出ザレハ國亡フヘシトユフニ帰シ昨夜
李完用一人参内シ日本ノ使者ヲ待タス陛下責ヲ引キ太子ニ譲位
シ日本陛下ニ謝シ國家ヲ安ムセラルヘシト奏セリ陛下ハ未ダ承允ナ
キモ再三勧告シテ大臣等ハ國民ニ對スル責任ヲ盡サントセリ委
細ハ又
又同日武田より電報あり曰く
外相今夜馬関ヲ立ツアノ事早クキメロ
予因電して曰く
電昨夜見タ今外相ヲ迎エタ後三時馬山ヘ行ク特赦ノ事電

通へ頼ム
特赦とは崔濟愚崔時亨の特赦せられたるにて、電報通信社へ通信して、侍天教の一の宗教として、韓国に認められしことを、日本に知らしむることを頼み来りしなり

同日杉山より電報あり曰く

電見タ今ハ内閣員ニテ餘リ遣リ過ヨサヌカ好イト思フ

此電意は内閣か一切の責任を韓王に帰して譲位せしめ是を無上の謝として我要求すべき案件を拒絶するの口実と為んことを恐れしなり、予は宋秉畯を縦ちて自在に其手腕を揮はしむるの這裏の消息は微妙にして言文の形出し得べきに非す事若し成らずんは一死を以て国家に謝せんと決せるのみにて杉山にさへ敢て胸中の秘策を洩さず故に此疑を招かしめしなり

同日更に杉山に打電して曰く

昨夜各大臣参内譲位ヲ迫リシモ断然拒絶サル我ニハ好都合ナルモ統監ノ意思ハ誰ニモ洩サレヌ故知ルヲ得ズ朴泳孝ヲ宮内大臣タラシメシコト奇怪ニ堪ヘス此際良平ハ独断ニテ一進會丈支離シ得サル所置ヲ取ラムトス入費統監府ヘ要求ノ點躊躇セリ御手元ニテ都合出来ナバ幾何ニテモ送金アリタシ

此電意は朴入閣に依り擾乱すべきを認めこれか豫計を立つるにありしなり宋秉畯は予か徹頭徹尾朴泳孝を排斥するを以て予に秘して朴を入閣せしめか事敗るに及ひて始めて其失を謝し善後の策を求めたり故に此時は奇怪に堪えざりしなり又好都合なるとは韓王飽まで譲位を拒まば遂に悲惨なる事変を起さずんは止まざらんとする形勢なれば何れに帰着する

も我は目的を達する上には好辞柄を得たるなり
十九日杉山に電報して曰く
昨夜又譲位ヲ迫リ遂ニ国政ヲ太子ニ代理セシムルコトナレリ本件
ニ就テ統監ハ少シモ関係セラレサレハ之ヨリ統監ト韓政府トノ
交渉開始せらるべし最早昨日頼ミ無用
同日杉山より電報あり曰く
電文皆見タ統監及ヒ日本政府ノ所置確定スルニテ何事ニモ
手ヲ出サヌか尚好イト思フ遠カラス僕往ク
而して武田慶南道晋州より電報を致す曰く（二十一日）
李容九氏ハ大邱ヨリ金山ニ出デ林外相ヲ迎エ一行ハ馬山浦ニテ
演説会ヲ開キ五百余名ノ聴衆アリ昨夜氏ハ一行當地千余人
ニ迎エラレテ着シタリ頗ル人目ヲ驚セリ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

こは武田が電報通信に伴すべく、電文を組織せるなり而して武田翌
朝観察府にて、太子をして代理せしむる云々の公報電を見たりしか
理事支廳への公電は譲位ありしと、譲位か代理か頗る迷ひしも
此形勢を以てすれは、固より豫定の各地を巡演し得べきにあらず、殊
に晋州も亦今夕を保ち難き形勢ありしを以て、急に京城に回るべ
しと協議し、李容九をして、日本旅館に休息せしめ、武田は他
の弁士と会場に到り平穏に閉場し、左の電報を致せり
直矗石楼ニテ一進会演説ヲ開キタリ会員五百余傍聴千余
極メテ盛会ナリシモ国民團体論ト教育殖産ヲ主トシテ政
治上ニ渉ラス会員増殖ノ見込（二十二日）
当時予は事の豫期以上に進み来りたるを以て此機を逸せず後日の
憂患を根絶せしめんと欲し、百方籌畫する所ありしも、皆今日を

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

以て今日を全うするの外又た明日を顧みるものなし況や明年をや況や
百年の計をなすに於てをや、唯た予のみ百度を十年百年に立国は
に悶々耐める能はす乃ち杉山に打電して曰く

据膳据エタレトモ召上ラヌカラ仕方ナシ、モー活動ハ止メル（廿一日）

杉山答電して曰く

電見タ暫ク傍観スルヲ好トス若シ活動ノ時アラハ当方ト打合セノ上
遣ラレタシ（二十一日）

又同日左の書翰を接手せり

拝啓風聞に依れは君は伊侯と議論合はす辞職せりとの事
まりヨモヤソンナ事は有之間敷候へと心配の餘り一寸御尋に及
候不一

七月二十一日　　茂丸

内田大兄

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

此間往復の電報書信共に散逸せるもの多し、殊に北韓に於ける電報は一も存せす、杉山間の電報も書翰も纔に残存せるものを蒐めしのみ

二十四日は、新協約成立の日にして予宋秉畯と協議の上、李容九一行の地方遊説を中止して帰れとの電報を発し置きたるを以て彼等は此夜九時の汽車を以て南大門に着し多数の会員に警護せられて、宋秉畯の宅に入れり、予も之を迎へて、同しく宋秉畯の家至れは門の内外は銃卒を以て充たされたり、秉畯深く一行を犒はむとせしも新協約の調印眼前に迫れるを以て、予代りて主人となり一行を清華亭に誘へり然るに堅く門を閉ちて納れす、以為く暴徒の襲来せる事と、暫くして予の声をきゝ、一家心を安むし

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

て門を開きたり左の新協約に関する政変の内容なる一言は、譲位委政の真相にして、以上の書翰電報等の根柢を明にするを得べし

新協約に関する政変の内容

韓国皇帝の密使が海牙なる萬國平和會議に現はれしとの報知を得たるは実に明治四十年七月二日の夜にして韓国の運命は此時を以テ確定の動機を與へられたり

是より先き前内閣の仆れて新内閣の起るや統監府方面よりは二様の要件を以て之を迎へたり

一意に是れ統監の指導に従ひて前内閣か或は統監に補ひ或は韓王に阿り一体両面を有せし如きの非行を改むれは足れりとするもの

一根本的大革新を断行し得るものを以て組織するに非されは不可なりとするもの

然るに此二者は五十歩百歩の論にして必畢統監の指導に任し得るの勇あるものは根本的大革新を断行し得べきものなれは識者は此間にありて前論の愚を作し後者を採ることに奮勉したり

是に於て先決問題は人を得るに在り然るに韓国を瀏観するに唯二人あるのみ學部大臣李完用と、一進会の領袖宋秉畯是なり李完用は世人の知れる如く露国党の領袖として韓皇を露国公使館に誘致したりしものなれも今や日本に依頼するの外他に方法なきを自覚せるの明智あるのみならず頗る膽勇に富めり、宋秉畯は民党一百万を統率せる一進会の領袖にして頗る材智気膽ある辣腕家なり

然らは新に内閣を組織せんには此二人を以てするの外なきも李完用は

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

統監其杖を認めて其人を信せず宋秉畯は統監稍や用ゐべしとせらるるも府員は之を認むるもの少し故に此人をして内閣を組織せしむることは雲山万里の感ありし

時に参政大臣朴齊純は統監の指導に對し首鼠両端としその懇悃の提撕に聴従すること能はす統監も之見に内閣改造の必要を感せらるるに至りたり、此機微に乗して統監を動かすもの他の方面より現はれ終に李、宋建立の内閣は組織せられぬ 此両人は韓皇を廃するに非されは韓国の革新は絶對に不可能なりとせるものなりその韓人の常習として一要路に立つに及へは各自の勢力を扶植するかために軋轢を生したる嫌ありしも廃立の持論は二人契心して暫くも已むときなかりき、

突如として釜山に現はれたる朴泳孝は統監を脅迫して曰く吾赦

されされは此より上海に赴くやと朴泳孝は何を以て斯く冒険に釜港に入りしや何を以て斯く大膽に統監を脅迫せし得しや此れ李根澤を首媒として元老尹及ひ守旧派の陰計を運らすありて金を朴泳孝に贈りて帰朝せしめ、朴泳孝を魁首として新内閣を顛覆せんとする秘密の伏在せるに因るなりこの後援を有しこの陰謀を行へる朴泳孝なることは統監の明と雖とも看破するに由なく且つ外国宣教師の助言もありたれはにや統監は韓皇に勧むるに朴泳孝を特赦すへきことを以てせられたり

然るに驚くへきは李完用と宋秉畯との機を見るに敏なることなり両人を朴泳孝の特赦に遇ひて大に狼狽しその廃止の持論は朴泳孝も確信せる所なるを以て先つ朴泳孝を抱きて之れを自党に入らしめんと謀りたり乃ち朴泳孝を訪ひて其意見を確めしか果せる哉朴泳孝

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

は大にその擧を賛したり是に於てか三人の密約は成れり且つ議して曰く朴は統監に信用なし故に李完は統監に斡旋して朴を信用せしむべく、朴は直接に皇帝に謁見して皇帝の信用を推し以て宮内大臣に任せらるゝことに勉むべし然るときは皇帝に三人の契心せることを感ぜ看破せらるゝの虞なくして事を挙ぐるに便ならむと此れ朴泳孝か故らに洋服を脱し衣冠束帯して朝覲し先帝御賜の翡翠玉の簪子に由りて韓皇の情を動かしたる所以なり而して李完用と宋秉畯と心を合せて朴かために統監の意を解くことに勉めつゝありし時なり、式七月三日密使事件世上に暴露せり

宋秉畯は此機を以て盲亀の浮木に値へるか如き感を起し十余年懐抱せる意見貫徹の時致れるを喜び一進会員をして宮内大臣李載克を彈劾せしむるに海牙密使の失態は責

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

宮内大臣にありと云ふを以てし以て朴泳孝をして宮相たるの地位を作らしむことを急げり此の如く自心劇に計畫せられつゝあることは統監未だ之を知らず且つ宋秉畯が廃立を口にせるは一片の談論に過きずして彼等の手を以て容易に廃立の行はるへしとは強ちに統監の信せられざりし所なりし何ぞ料らむ一面には一進会員にして勇力の誉れ高き高青蔵を侍衛隊長に推薦し勢不可なるときは兵力を以て遂行せむとまて準備に腐心せることを

七月三日には統監参内せられたりそは富岡海軍中将を帯同して謁見せられしのみなりしも退闕に望みて礼式課長高義敬を顧み我外務省の来電ある海牙事件の原電文を示して曰く日本に抵抗せむとならば密くある勿れ宜く公然抵抗すべし吾れ之れか敵手たらむと高義敬直ちに以て韓王に奏言す宮廷ために騒然たり然し

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

れども統監はこの一言の外復た他に對して海牙事件を口にせられず
唯た府員幹部に語りて曰く今回は決して許さず必ず断然の処
置を取るべしと所謂断然の所置とは統監の長谷川に語られし
所は兵權と財政警察司法の四權を收むるに在りたりと云ふ
故に政權全部の協約と廢立との如きは始めより統監の豫期せられ
しことを認むる能はず
七月五日には統監仁して椿立嚴島の練習艦隊の招宴に臨まれ
夜歸邸せらる
六日は韓廷に於ける定例の御前會議あるか宋秉畯は閣議に於て
先づ提議して曰く舊例の御前會議は各部大臣が各部の任
務に就きて奏陳するに止まる一も他の部外に渉る件を論議する
なし此れ面奏にして會議にあらず自今部議を問はず凡そ意
見あれを相論難すること議會法の如くせむと閣議一決して總理大臣
李完用（參政總理と改称したり）先づ之を陛奏せしに韓皇嘉納せ
られたり是に於て宋秉畯は農商工部外自由の發言權を得て次の
例を及發するを待ちたり時に李總理は海牙事件に對する處辨の方
法を議せむことを奏請ま韓王曰くこれ朕が知る所に非す総では統監
府に聞かれたるべけれ統監に托するに事毎有無の調査を以てするを
可とすと李總理唯々たり宋秉畯猛然起ちて曰く陛下隣好を破
るかために費したまふ所の財は協約前後を通して實に一億に上る此巨
資は陛下自から産業を營みて利し給ひしにあらず皆人民の血膏なり故
に官府は怨望の府となり三千里疆土一人の陛下を德としたてまつるものなし
日露開仗の後陛下日本の信義に背きたまひしこと十三回其露はる
れは必ず知らずと宣ひて罪を重臣に謀し重臣を殺すを見給ふこと

猶は草芥を芟るが如くしたまへり今や新聞紙事件を合せて十五回
なり唯た統監の深仁ある陛下の一たび悔悛したまふの日あらむことを
期せらる然れども事態既に是に至れり統監若し十五回の罪迹
を一括し来りて一々之れを陛下の御前に披陳せられは陛下猶ほ知
らすの一言を以て責を免れ給ふを得るかと陛下曰く之れをなすへきと
何と宋秉畯對て曰く二策あり其の一策は陛下自から日本に奉し親しく
日本天皇陛下に見えて日本の真意を誤解し日本の信義に背
きたる過を謝したまへと陛下黙然たり良久しくして他の一策を問
ひ給ふ宋秉畯對へて曰く日本に奉することを好ませたまはずは
近く大観亭に奉して罪を長谷川大将に謝したまはむのみと
苦諌二時間以上に及ひしといふ
昔諌かくの如くなるを宮中の雑輩は讒誣して曰く宋秉畯

は不忠なり現に日本は米国に難を構へたり日本若し釁を我に啓かは
米は東して戦を宣せむ陛下不忠の人の不穏の言を聴きたまふこと勿れと帰
皇心迷ひ病と称して復た御前会議を開きたまはず
八月丸山顧問宮中の議を探知せらく今回の件も新聞紙事件(六
ケ條の協約は朕が意に出てしに非されは列国の合力を以て之を破棄せら
れむことを乞ふ哀の国書を発せられしことを新聞紙上に暴露せしことあ
り)の如く官報を以て事実無根なるを廣佈し以て深く統監に謝せ
は統監は之れを宥恕せらるへしと顧問馳せて是を長谷川大将に
告く大将大に驚き統監を訪ひて統監の決心を問ける統監笑て曰
く豈此の如き事あるへけむや吾決心は明日に異なるなし且つ此件
に関しては本国政府の同意を得るを要すれば既に條件を具して
本国に照会せり又此件に對しては兵力を要し臨時費を要する

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

決心は此の如くなるも本国政府は此の如き大事を断行し得るや否やと大将大に喜び退きて人(予)に語りて曰く統監此決心あるは天佑と云ふべしと又曰く本国政府の強硬なる決心は必ず統監以上ならむと鶴原長官も亦人(予)に語りて曰く是の如きの機会に際して此の如き決心を得しは大慶事と為すべし宜く突飛の議論を提出して統監に迫るべし而して後始めて中和の落着を見むとす十日には本国に於て元老大臣の会議あり内閣の意見は此際を以て統監を摂政の位置に進めて唯た韓国を併呑することを避くべく然れども事情已むを得ざるに於ては統監の案に従ふべしと十二日を以て秘電を発して林外相を派し元老大臣各自の意見を統監に傳ふべく決議されたり統監案とは内政の或部分を収むるの意にして本国政府の秘電は左の如き意味なりし由或る筋より通報ありたり

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

此際統監は成るべく将来に遺憾なき丈の処置を断行せられ且つ其所置に対して内閣の顧慮を必要とせらるゝことは速かに通知ありたし

と命じて林外相は十五日を以て総かに発程せらるゝに至りたり李完用宋秉畯は日本の必ず根本的革新の案件を提出すべければ之れを容るゝにあらざれは韓民の塗炭を済ふの術なきも現皇を戴ける間は到底交渉の結果を収むるの望なければ廃立を行ふを以て焦眉の急と決心したり然れども此大事を決行するには非常なる閣僚の団結力を要す故に日々閣議を継続して鳩首凝議せしも一も決する所なく八日には宮内大臣一進会の攻撃に堪えずして第三の辞表を呈せしも、陛下は之れを聴許したまはず遂に十五日に至り外相入韓の報あるを機として最后の閣議を決せんと試みたり

その問題は日本は密使事件に対して如何なる要求をなすべきかと云ふに

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

あり宋秉畯曰く日本は合併を要求するか政権委任を要求するかの二途
に出づべきは大方の観測する所なり事の此に至りしは、閣臣の知る所にあらず
皆陛下の自から招きたまひし禍なり故に陛下責を引きて皇位を譲ら
せられ以て日本に謝したまふの外なし今日の事君を重しとするか社稷を重
しとするか国家を重しとするかと皆曰く国家を重しとすと宋秉畯曰
く吾既に陛下に勧めたてまつりた日本に奉じ罪を日本の天皇陛下に謝
したまはんことを以てし若し聴きたまはざれは開戦の外なきを以て大観
亭に奉じたまふに逆るべきを諷諫せしは諸公の知る所の如し今日の
事林外相入京に先ち譲位を決行するか要求のまゝ唯れ従ふか否
らざれは戦ふかの三つあるのみと李完用曰く合併と云ひ政権委任といひ吾
儕死すとも服従する能はず今日のこと譲位の一あるのみ諸公以て如何
となすと閣僚多くみなよしとし李完用又曰く諸公の智譲位以上

の良策を劃せられは請ふ之れに従はむと宋秉畯曰く大事を決することを能
はずば責を負ふるは今日に在り交渉来りて後負はむと欲するも負ふべき
にあらず諸公請ふ今に於て大策を決すると責を負ふとの一を択べと趙重
應曰く此大事に際して請ふ一たび之を統監に謀らむと宋秉畯唱して曰
く統監は何物ぞ日本天皇陛下の代理に非らずや吾儕は韓国々務
大臣なり吾儕国務大臣は日本の交渉を恐れて此の如く疑議せるに
非ずや之れを伊藤侯に謀らむとは何等の儀同ぞ此責任は国務大臣
に在るに非ずやと他の閣員も皆曰く此の如くは良になすべきなきのみと遂
に以て散会せり
此夜長濱財政監査官ソンタク邸に於て各大臣を招き饗宴を開
きたり宋秉畯席上に於て李載克を痛罵して曰く我憎むべき所のもの
は列国に非ず唯伊藤統監あるのみ其憎むに於て侯の如く恃み易

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

き　ものあらし伊藤侯を除けば日本天皇陛下と日本国民とあるのみ
然るに我は日本国民にも怙まれ天皇陛下にも恃ます最も怙み易き伊藤
侯にも恃まず我国は何を恃みて存在し得べきやと
十六日亦た閣議を開く遂に急に廃立の議を決し之れが準備を計
畫し乃ち此夜を以て李完用一人入闕し循々然として譲位の已むを
得ざるを奏上す陛下頑く拒して聴きたまはず宋秉畯は朴泳孝を清
華亭に招き前約の履行を迫る朴泳孝は三月期を緩くせむことを
請ふ宋秉畯曰く若し三月を待つを得は何ぞ廃立を行ふの要あ
らむやと林外相の入京目前に迫る廃立の挙は日本の要求を少なから
しむの上策計あらずやと朴泳孝固く執りて聴かず、宋秉畯怒りて
曰く君の心事は吾之を解せり自から内閣を作り然る後自国に
廃立を行はむと欲するあり時勢を済ふの意に出ずして私福を

擅にするの情に出づ吾復た何をか言はむと席を蹴りて立つ
十七日宋秉畯は李完用の邸に内閣会議の席に赴き告くるに朴泳孝の
変心を以てす李完用驚きて曰く豈此事あるべけんや僕請ふ往て之れを
試みむと宋秉畯曰く朴泳孝の心情既に明らかなり往くも益なけむと李
完用聴かずして朴泳孝を訪ふ果して三月を反復するのみ李完用帰りて
く彼れか為めに一杯を食はされたり然れども趙氏は兄弟の結交あり請ふ
往て之を説けと趙重應も亦難しとして往くを止肯せず是に於て各大
臣決を連ねて入闕す陛下朴泳孝を宮内大臣に任せしことを発表し
たまふ各大臣は各々苦諫上奏するに譲位を以てし皆涕泣して君を
軽しとし社稷を重しとするに至れる苦衷を訴ふ韓王大に怒りて曰く
朕一死すとも譲位せすと是より先き韓王は密使事件を重視したま
はず謝罪使として李完用を日本に派するを最重程度と豫算した

まいたりしが林外相の入韓せらるべきを聴きて頗る恇惶したまひたり然るに従来の故障は外相の日程をして一日に遅からしめ宮中の雑輩は忽ち韓王を欺きて曰く林外相の来韓は陛下を嚇したてまつる揣言のみと陛下は之を軽信したまひてかく強硬の言を発して怒りたまひしなりと云ふ

此朝統監始めて李完用か昨夜譲位を観（勧）告せしとの報を得られたり

一進会長李容九は幹部十八人日本人一名（武田）と十三日を以て京城を発し三南各地巡回の途に上りしが太邱府演説会より釜山に出て林外相を迎にその日本人（武田）と密議して暗号電報を以て在京日本人某（予）に協議するに廃立の大事は他の手を煩はさず一進会の一手を以て決行せんことを以てしたり十七日の朝に至り某（予）はその電報を統監に示し一進会の決心に就き安慮せられんことを請ひたり統監は丸山顧問の昨夜の報告を某（予）に示し既に内閣を以て着手せしことを語られたり

十八日の朝某（予）は統監を訪ひ統監の動静を察せしに頗る平常に異るあり詰て曰く朴泳孝は宮相に任せられたりと某（予）曰く朴泳孝假し宮相に任せらるゝも何をかなさんと語未だ畢らざるに宋秉畯君に應して参卿せり某（予）は宋秉畯に約するに其自邸に遅ちて相見るべきを以てして退出したり午前十一時宋秉畯は色を変じて帰邸せしが統監は宋秉畯を叱責して曰く此の如きの大事を挙ぐるに何ぞ先つ予に語らざる事若し成らざるときは之れを奈何にするやと故に宋秉畯は事逡巡せは破綻せんことを恐れ堅く決心する所ありて帰邸せしなり

某（予）は統監邸を退くや大観亭に馳せて長谷川大将に見えて曰く譲位の挙昨夜も失敗せり若し終に失敗に帰せは紛紜混沌名状すべからざる変を生せむ此れ却て我の幸福なるべし然れども大将の尊慮未た何くに在るを知らずと大将曰く無論なり予も決心するところあり

総統監もまた必す然らむと是に於て某（予）は安心する所ありて宋秉畯郎に至りしか宋秉畯未た帰らず故に一たび帰宅して釜山に返電し種々要務を執れるの間に日本人某（佐藤熊鋳）蒼皇車を馳せて来り語って曰く宋秉畯は統監のために叱責せられ色を変して帰邸したりと曰く某（内田）は何くに在るやと僕曰く帰宅したりと、宋秉畯曰く、宋秉畯曰く然らむ既に相見るの時間なし予は是より出てゝし今夜事を成すにあらざれは予は斃死せむ請ふ某（内田）に傳へよ今より非常命令を以て一進会の在京者二三百人を召集し宮廷外に迫りて一進会を現内閣との結合の堅きを示し以て他の大臣の後援となり又宮中と外間との連絡を通ずるに便せられよと某（予）は某（佐瀬）と先づ宋郎に往きて部署を定め総指令には呉然壽を以て之れに任し一進会本部には臨時評議員会を開かしめたり日本人某々（予と佐瀬）は会場に出席し

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

して曰く今回のことは譲位のみを以て止むへきにあらず日本は要求を揣摩するに大途三手に出てむ第一手は合併なり第二手は政権委任なり第三手は皇帝を拉し去るなり然れども或は其一乗を折りて政権の委任に出てむか諸公は豫め今日に於てこれか賛否を決せさるへからず且曩に新協約の成りしや諸君は率先してこれに賛し今に至りて先見の明に誇れり今日若し政権委任等の要求出つるに及び或は曖昧の態度を取るか如きことあらは天下のため笑はれ終に有始の令譽を没せむ諸君意何にか在る今会長あらすと雖とも豫め輿論あるへけむやと其幹部は皆南征して賛否を決する能はさるは当然なれとも今此言を出すものは宋秉畯其すか会員に對する他日素地を作らむか為なり

統監の怒此の如く朴泳孝の変心彼の如し而して韓王は頑拒せらる態益す危くして且つ急なり若し今夕を以て事を決するにあらざれば

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

万事休矣に至るべし是に於て宋秉畯は直ちに李完用邸に内閣会議に赴き審議して曰く

一是非を問はず事を成すにあらざれば不可なり故に陛下聴きたまはさるときは御手を執りて璽を捺せしむべし是に至りては唯御璽の所在を確むるに要あるのみ法部大臣趙重應は先づ言を宮中雑輩の大事を漏らすの恐あるに托して各室を臨検し御内に入りて御璽の有無を確むべし而して御璽あるときは御前に於て唯〔誰〕とあらずる報告し御璽無きときは一人を在宮と報告すべきこと

此臨検に際し趙重應は分切かた侍衛隊に通ずる電話線を切断すること

二陛下必ず元老及び宮内大臣を召して下問あるとの叡旨あらせらるべし然る時は朴泳孝を御前に面責すし其要は彼か三月を許つり言を捕にて之を詰るならあり曰く閣員か譲位に焦慮せるは林朴相か今夜を以て入京すへきか故に明朝ならも保し難きかためなり若し三月後にならは何ぞ譲位を必とせむ又朴泳孝か三月の後に発立を行はむと主張せるは私を抱きて皇位を覬ふものにして不忠の極まりと論破せむ以て御璽を強ひすは他の元老も必らすにを箝せむ

三事愈よ難きときは先つ皇太子に代理せしめ然る後ち譲位せしめむ故に代理の詔勅案と譲位の詔勅案とを草して之れを懐にして入闕すること

四事起りてより李宋二人のみ多く陳奏せしも此大事に際しては各大臣各所見を披瀝して譲位の已むを得ざるに至れるを陳奏し一人も緘黙するを得ざること

五此準備を以てして事成らさるときは一死あるのみ故に各大臣は進退を

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

同しくして相離居すへからす又其同意として各拳銃を懐にすることを
是の如く審議を終了午後五時を以て齊しく入闕したり是より先き韓
皇林外相の来韓を信したまはさりしかその確報を得たまふに及ひ大に軫
念あらせられ十七日には李道宰を勅使として統監の参内を請はしめ
たまへり統監は十八日午后に至り国分秘書官を陛見せしめて参内を
拒絶せしめられたり韓皇は国分秘書に懇心嘱すらく必らす一たひ統
監をして謁見せしむへく尽力せよとの至情を以てしたまひしを以て同四
時半統監は遂に参内せられたり韓王曰く海牙の密使のことは朕の知
らざる所なりと統監曰く海牙密使は世界一人として陛下の差遣し
たまひしことを知らさるものなしと韓皇曰く海牙に在る韓人を処
罰するを得へきかと統監曰く和蘭は帝国内にある韓人を日本政
政府か処罰することを能はざることを猶韓国政府か日本に在る韓人を

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

処罰すること能はざるへしと韓皇曰く近ろ朕に位を譲れといふものあり
統監の意見如何と統監曰く此れ陛下御一個の事に属す此の如き
のことは未た嘗て御下問を蒙りしことなし又日本の代表者たる統監は
此の如きの御下問に対しては意見を上申するの義務なしと曰く海牙曰
く譲位統監は勉めて言議を避けて約二時間の謁見を遂けられたり
各大臣は統監の退闕に先ちて既に参内しありしか韓皇はその引見を
否みたまひたり然れとも此大事の時に当り否みたまふも已むへきにあらされ
ば袂を連ねて直に御前に伺候したり
李完用は先づ審議の第一項を適宜應に命したり韓皇曰く誰も、
在らずと李完用曰く至大の事機に際せり万一を慮らさるへからずと趙重
應命の如くし復り報して曰く誰も在らすと各大臣暗に眉を展へて喜
べり然れども呼へは應ふへき處に於て兵士の屯在せるあり軍部大臣李秉

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

武に命して曰くの至大の事機に際し兵士と雖とも君側にあるは漏泄の虞
あり宜しく遠く避けしむへしと李秉武命を受けて之を避けしむ兵士聴かあし
て曰く陛下の命なりと宋秉畯起ちて兵士を叱して曰く陛下の命とは何か言て
や兵士の在るへき所は各其處あり曷そ其位に復らさると兵士莫敢に
懼れ稍々引き去る是に於てか各大臣皆叮嚀齊しく譲位を陳
奏す陛下曰く密使の件は朕の知る所に非すと皆曰く陛下知らすと
宣ふて統監は明確なる證據を有せり今日の時は唯社稷を重
しとすと陛下遂に曰く卿等朕を苦むる一に何ぞ此至るや朕死せむ
と宋秉畯曰く願くは一死したまはむことを陛下今一死したまはず國と
宗廟とは生きむ陛下若し一死したまはすば臣等皆死せん然れ
ども臣等か死は國に益なく宗廟と倶に一死するのみなり陛下の死
を以て社稷を安むすへし願くは一死したまはむことを陛下辞窮り

て曰く朴詠孝を召して之れを問むと宋秉畯曰く請ふ之れを召したまへと三たび
召せとも病と称して朝せず宋秉畯曰く朴詠孝必ず来らさるなり彼れ素と
臣等と意見を同くせり唯た遽かに三月の後を待てといふ此れ異見なり
抑も三月の後に譲位を行ふ此れ何の必要ぞや三月の後を待つを得べくば何
そ今夕に迫りて譲位を陳奏せむ然るに彼れか三月の後を口にするは志
時歎を済ふにあらずして別に禍心を包藏せるや必せり請ふ詠孝を獲
て御前に對決せむと韓皇是に至りて萬事休矣と思惟したまひし
か如し宋秉畯曰く此危急存亡の時に當り疾を称するか如き不
忠の臣は奈何そ宮内大臣として須臾も君側を離るべからざるの重
職を帯はしむるを得むや請ふ之れを罷め他人をして之れに代へたま
はむことを陛下曰く朴齊純と乃ち朴齊純を召す朝せす宋秉畯曰
く宮内大臣は須臾も空しくすべからず請ふ署理を命したまはむ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

ことを臣か見る所を以てすれば李完用をして署理せしめたまはゝ如何と
陛下之を聴許したまひ是に於て又譲位を迫る韓皇曰く元老を
召して之を議せしめむと乃ち元老を召す入朝するもの僅に半数皆曰
く今日の形勢已むを得さらむと韓皇曰く然らは皇太子をして代理せし
めは如何と各大臣皆曰く謹て聖旨を奉すと陛下意外に驚きた
まひしも如何ともすへからず遂に代理の詔勅に御璽を御したまひたり
時既に十九日午前五時宋秉畯は独り退闕し他の大臣は宮中に留
まりて儀式の準備に着手したり
是より先一進会員は一進会の提灯を點し宮城外に麕集して内外
の気脈を通せしか同友会青年会自強会員等も韓皇を擁し
志らるゝを豫想して四集せり一進会は之れに對して鎮撫演説をなし
他は煽動演説をなし両々相對して一大奇観を呈したり一進会

の部署に就きしは午前八時なりしか十一時頃には煽動演説のため数千人
を算し一進会はために壓迫せられて提燈を消すの已むを得ざるに至りたり
二時頃に至りては巡査の鎮撫と城内の消息の窺ふ可らざるとにより漸く
退散して二三百人となり宋秉畯退闕の頃は平日に異なることなきに至
りたり而して林外相は此日午後七時特別列車を以て南大門に着されたり
十九日鐘路と大漢門前に蝟聚せる兇徒は我邦人を傷害し鎮
撫の巡査巡検に抵抗し同友会青年会自強会は盛に大道演説
をなせり巡査之れを制する際に侍衛隊は発砲して多数の人を
殺傷せり、彼等の言ふ所を聞くに今回ことは宋秉畯と李完用
とを元兇とす、各大臣皆誅せさるべからざるも先づ此二兇を殪さゞる可か
らず又日本人某(内田)なるものは本件の謀主にして悪事を統監に勧
めるものは此兇漢なり先つ三兇を僇殺して統監邸を襲撃し

統監を殺さゞるべからざる事の此に至りしは前内閣員も其罪あり前内閣員を盡く殺さゞる可らずと故に各大臣は宮門外に出づれば此暴徒に扇られ宮廷の侍御は皆目を瞋らし髪を竪て其肉を啖はむとせるの気勢を示す然るに各大臣が統監邸と宮中閣との間に往復して死力を奮ひたる勇氣は実に多とするに足れり

宋秉畯は此朝九時を以て讓位式を挙けむと欲せしも韓王を主としたてまつりて閣僚周備心を極むるのみならず事倉卒に出て禮を備ふる能はす午前十一時閣員を代表して通告を統監に致し讓位式は明朝九時に延期せむことを首唱したり然るに又對党は今夜十二時を過ぎて式を挙けむことを主張す夜に入りて議決せず寧そ期せむ朴泳孝は李熙斗をして兵六百を宮牆内に伏せ其夜十二時を以て各大臣を鏖殺せるの大陰謀を企畫せしことを宋秉畯謀を

きて大に驚き外務顧問詰所なる倚徳殿に往き電話を以て情を村田少将に訴へ又急を大観亭に告く大観亭は宮中電話所に宋秉畯を喚ひ問ふに事實の確否を以てす宋秉畯衆を憚りて答ふる能はず遂に軍部大臣往けりと答ふ然れども李秉武の大観亭に往きしは他事を以て往きしなり、且つ又此大陰謀あるを知らず大将其状を問へは知らすと答ふ是に於て電話又至る宋秉畯大に困み副官往けりと答に急に趙重應を統監邸に馳せ統監既に情を知り正に命令を発するに際せり大将報を得て李秉武の無能を罵る然れども此日午后二時侍衛隊の大隊門前に発砲せしため趙重應急統監邸に罪を謝して我兵を以て秩序を回復せられむことをこふたれば我兵皆結束して其の一分は既に警固の任に有り故に神疾風の如く十二時前十分我兵早く宮中に入りて宮城を嚴護したり韓兵の十二時を以て入城すべかりしは

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

所謂朝鮮時間なれは我は彼に先つこと四十分韓皇は計画既に帰せしを覚り李完用か日本兵を乞ふの詔勅を乞ひしに快く允許したまいしも我兵の来載を望むに及び胸を拍ち号哭したまひしといふ統監は譲位の通牒に代理の文字ある見てこれを疑はれ政事を国分秘書官に問はる国分秘書官は大朝小朝の前例を顛倒してこれに答にたれは統監は直ちに譲位を列国に発表せられたり然れども旧王を太朝と称して依然政を聴き新王を小朝と称して庶務を擁せし是太小朝の先例なり（譲位せし王は皆然りしに非ず然れとも太小朝と称するときはその先例無かるのみ）故に其名を譲りて其實を譲らず又朴泳孝は附会して曰く代理の名は解除し得るの餘地を存すと、統監の譲位を疑はるゝ良に故あるなり後二様の詔勅の事をきゝて国分秘書官の軽忽を咎められたり此の如く紛擾たるに故事を以てし附会するに、代理の解釈を以てせしは皆朴泳孝か宮中の挟雑と小策を弄せるなり故に観察方面への電報は代理にして理事方面へは譲位と通せられたり而して鐘路街上暴雨に立ちて冠笠を揮ひアバチがオップソアバチ父オプソは無しなり）と號哭せる乱民は今にも韓皇か日本に拉し去らるゝと信ぜらるを見るへし韓民雨を恐るること虎の如し然るに白衣の人が暴雨に立ちて混乱し凄惨の状を極めしは韓民も中心より憤慨せるを察するに足る而して誰か知らむこの今朝々々の門外の動乱は朴泳孝か煽動せるなるを細民は唯たアハチがオプソの流言に酔へるのみなることを是より先き十七日より烈風砂を揚け十八日に至りて益す劇しく本日に至りては黒雲離披として腥風地を捲き午後四時より暴雨條々を乱し天地晦冥にして陰謀の夜には入りしなり

二十日天晴る午前九時譲位式を挙く午后二時に至り暴徒李完

用邸を繞く五時統監讓位の賀のため參内せらるゝ暴徒韓兵と合せんことを狙撃せんとす長谷川大將之れを危み注意を與へられたれとも聽かれず大將曰く然らは誓言て之れか危險を排除せむと騎兵を以て沿道三百米突以内の地を掃蕩せしめらる是に於て統監は無事參賀を遂けられたり

此日各大臣自邸に起臥するの危險なるを覺り李完用の如きは既に其邸を失ひしに至りたれは宋秉畯の邸か倭城台にありて統監邸に近く最も安全の地にあるを以て各大臣は此日より宋秉畯邸に起臥し或は其近傍なる日本人倶樂部と巴城館とに宿泊するに至れり又宋秉畯邸を臨時内閣會議所に供用したり我條約を議定せしむるに於天與といふへし

二十日夜と称せし朴泳孝は昨夜參内して再び宮内大臣に任せられ此日も亦た參内せり反抗の氣燄太た熾にして形勢頗る險悪なり是に於て相議して曰く眞の讓位を行ふには朴泳孝を縛するにあらざれは不可なりと趙重應固く執て聽かず此れ趙重應か朴泳孝と内通せるのみならずその系統元老派に屬するを以てなり然れとも閣議は遂に朴泳孝を縛することに一決せり

午后三時李完用は法部大臣趙重應學部大臣李載崑を伴ひて入闕し朴泳孝を縛することを眞の讓位を行ひたまふことを陳奏す聽かれずして退出す第二回に及ひしとき宋秉畯の入闕するに遇ふ是より先き統監府にありては眞の讓位にあらさりしことを發見せしを以て統監は國分秘書官をして宋秉畯を詰り若し閣臣を以て決行すること能はずは乃公自ら陛見して決行せしむへしと傳へしめらる宋秉畯答へて曰く請ふ安慮せられむことを閣臣か初より統監閣下に謀らざりしは閣下

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

なりして第二の三浦将軍たらしめさるかためなり且つ閣下は陛下に対えらるゝに外臣の知る所にあらずといふを以てせられたり請ふ安慮したまへと故に宋は亦た入闕をなさしめたり李完用語るに韓皇の固執を以てし踵を旋らして共に倶に諫争せむことを請ふ宋秉畯曰く余は此に待命せむ三君再ひ諫争せよ余は命の下るを待ちて陛見せむと是に於て李完用趙重應再ひ入りて陛奏し且つ奏するに宋秉畯か待命せるを以てす韓皇色を動かしたまひしか遂に宋秉畯を召したまへり時に午后十時なり宋秉畯奏して曰く陛下官を売りて民を虐したまひしか故に挙国一人の陛下を懐ひたてまつるものなし天意人心既に去れり請ふ真人の譲位を決したまへ又若し諫既に彼か如くなりしに何ぞ再ひ朴泳孝を宮相に任したまひしぞ事々斯くの如くは日本の要求は那辺に出づべきを知らむ現に日本軍艦の仁川に碇泊せるは或は陛下を日本に招しまつる準備にあらざるなきを保せす彼雑の言に惑はされて恨を千歳に遺したまふことなかれと韓王大に驚き且つ泣て曰く朕過れり唯卿等善く之を計れ願くは朕と新帝とをして相離れしむることなかれと同夜十一時を以て朴泳孝以下を逮捕するの命を発し真人の譲位の詔勅は李完用の懐に蔵められたり

此時韓皇の四大臣に語りたまひし要旨を挙けむに朕か官を売りしは閔妃の時の事に属す閔泳駿朕に勧むるに此事を以てしたり故に朕も軽く之を許せしか一官を売りて万金を得れは千金は閔妃に納れて千金は自ら與ふ朕は一銭の得るところなかりし又両班に非されは重職を擬せさるは前朝の例なるも金を獲れは氏族を論せずして遷授したり判任以下の売官は太子無聊に苦めるを以て慰籍のために之を備官に行はしめしか此れ亦た並く欺騙せられ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園
越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

何の得る所あるか如し責任固より朕に在りと雖も罪は泳孝等に在り今回の如き輩る朴泳孝か屢は統監を見しに何等の要求も提出すへき気色なし日本の要求を口にして陛下を脅かしたてまつりて譲位を強ふるに実とするに過きさと陳奏し義親親王に至るまて然か言ひしを以て朕は之れに惑ひしなり讒邪に欺かれて日本の真意を誤解せしは朕か過なりと

四大臣は真の譲位の詔書を奉して退闕し宋秉畯は内閣臨時会議所なる自邸に帰りて各大臣に顛末を報告し譲位の大赦を発するのす時も緩ふすへからざるを以て電話を以て李完用に詔書の奉送を請ひしか李完用曰く之れを趙重應に托して会議所に奉送せしめたりと乃ち趙重應の所在を詰問するに杳として得る所なし各大臣は或は詔書を取手奪はれたらんを懼

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

れ殷宮正に伴なひ八方捜索して其国分秘書官の宅に潜伏せるを知るを得たり宋秉畯大に怒り急に其帰るを促かす趙重應帰りて階に上るや各大臣に謂て曰く大事起れり請ふ宋君と謀らむと各大臣皆席を避け階を下る則に大事あるにあらず宋秉畯益す怒り各大臣に請ひて之を閣議に附す李完用なも呼ひ来たり各大臣皆曰く趙重應の跡を晦まし重めたる大事の一聲を以てせしは正に斉の書命を縮めしこと正に千年宜く其職を退きて圖恭の罪を謝すへしと宋秉畯曰く此内閣團結の時に当りて退職の大臣を出さは必す外方の物議を生せむ此處分は総理大臣に一任せば如何と是に於て趙重應は罪を閣僚に謝して事なきを得たし盖し趙重應の国分秘書官宅に潜伏せしは天明を待ちて詔書を統監に示さむと欲せしなり而して官報の急くべきと事局の至大なるを忘

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

れ両日までも閔僚を惶惑せしめしは果して何の意義を解するに苦しむ
二十二日朝朴泳孝以下尽く縛に就く真の譲位の詔勅は換発せられたり各大臣は事既に定まり日本は之を以て復た要求する所なしと思惟し連日の疲労一時に来りて皆困睡を極む唯李完用宋秉畯は宗耦に腕を振れて山の如き大瀾の来るを待ちこれを乗すべきの手段を講ずり宋秉畯策て日本人某(予)に詣りて同く閔僚は此回譲位を以て大事既に定まれり。日本は復た要求する所なしと思惟して安眠せり。策ふべき其他彼等が腰を抜かすべき大事は此ありしかは
て生あるべきにと乃ち知る十五日の閔議なるものは李、宋等が言義を隠約の間に固成して巧みに閔僚を心蔵罩せしことを閔僚は此の如くにして今夕を閔却し外間も稍や静謐に帰せしが暗澹たる乱兆は漢陽城の内外に彌漫せり
二十三日宋秉畯は午前に統監を訪ひ午后十時には統監の否により面談

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

統監を訪ひたり新條約の案件は此時を以て宋秉畯等に内示せられぬ李総理以下態度頗る強硬なり統監は本国政府に對して彼等は新条に對して非常に強固なり結局聴かざるときは本国に退へるべしと電報せられしといふ本国にあるものは此の電文を得てその意を解するに苦しみしならむ何となれば保護の義に服する能はずは強制を以て併呑するの外なき事態に際すればなり日本人某(予)は既に閔臣等の内議に賛したるものなり反抗は律食大臣に對する方略として強硬を装ひたるものにして又律食大臣が反抗の色あるは前協約に際し当時の各大臣が多額の金を受けたる例に倣ひ身計上一金たりとも多からむことを望みて反抗せるも既に李宋が嚢中の物となりて金を抱きて他国に走るが如き虞ある形勢なるに到達せるを知らず而して此間の消息を看破する能はずして統監が鬼胎を懐かれ斯くの如き電報を発せられしとは不可思議といふ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

べし

二十四日日本要求の提案は調印せられたり我提案に反對せしは文部大臣李載崑と軍部大臣李秉武なりし諭頗る執拗なりしも之れを説破せし諭法頗る善し宋秉畯曰く、余は李総理と共に屡は統監を問ひしを以て案件の内容を熟知し既に私に交渉を經て終に最下の案件を提出せしものなるに争ふなく此より以下は日本の譲歩し能はざる所なり若し本案に同意することを能はすは職を退きて家に帰られよと閣議遂に一決す発表以外の別約即ち覺書に至りて司法長官(舊の平理院長即ち我大審院長)を日本人に任するの件に於て趙重應の反對あり宋秉畯曰く法律の如きは專門家に非ざれは不可なり然れども邦人にして誰か此の職に任すべきものかある若し君にして該長官となり以て過なきを保するを得は僕請ふ再び統監に説かむと趙重應答

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

ふる能はず是に於て我提案に對しては終に一も修正する所なくして閣議を決す午后三時李総理參内奏上し十分間にして裁可を得て退闕したり閣臣の入闕は出入ともに惇德殿より統監府に電話せしか統監は十分間にして退闕せしと聞かれ事の敗れたるを豫期して大に憂慮せられしも却て裁可の速なるを聴かるゝに及び驚喜せられしといふ十二時五十分には日韓新協約は正式の調印を終り統監は直ちに本国政府に協約の成立を電報せられたり此の光景は大韓日報の記事甚要を得たれは左に摘録す

二十三日午后十二時頃李総理宋農相の二大臣は統監邸に於て伊藤統監林外相と密議約二時間に亘り更に翌二十四日午后四時頃迄各大臣は宋農相邸に參集秘密会議を開きたる上午后四時半頃退闕し引続き宋農相邸に於て各大臣秘密会議を開き会議の結果を齎して午后十二時頃李総理、宋農相は再び參内重明殿に於て謁見仰付

られ十二時二十分頃退関したり
先之自餘の各大臣は統監官邸に集り李総理宋農相は袂を連ねて
統監邸に参着他の五大臣之に会合の上伊藤統監林外相の面前に於
彼我新協約の調印を了し茲に全く今回事変に関する交渉案件の成立
を見るに至れりと云ふ
郷間に巡回して西州にありし一進会長李容九一行は日本人某(予)の電報
に接し此日午后九時急行列車を以て着京したり
二十五日新協約発表さる動乱を極めたる自疆会員の如きは意外
の感を起したり曰く要求此に止まらは徒らに動乱せしを悔ゆと曰
そ然らすんは甚しく軟かなる案ゝ骨は已に無案に汝が肩を縊了せし
ところを
以上の事変を論評せんに郷何きに我陸軍が十万金を進会に賜ひて
北進輸送隊及び鉄道隊の労を慰せらるゝや李容九宋秉畯は日本人某(予)に
諮りて曰く一進会は前途に於ける大謀を有せり今賜金のことを発表せは他日
或は物議を生せむ曰く一進会は日本の金を受けて日本のために運動せりと世論
一たび此に出てなは万の智者あるも其を復たなすべきなけむ故に幹部に謀
りて之を秘密に附せむと某(予)謂らく今李容九宋秉畯の身を以てすれは二人
を知るものは統監府みなも唯た一二あるのみ時に宋秉畯は故ありて府会見に指
嫌せらる故に事を挙くるには実力を以て戦はさるへからすと終に某(予)は責
任を負ひて二人の為めに所に任せたり二人は会務を一整正し餘は之れを大謀
の用に苦心ふ此れ宋秉畯が今回の縦横を恣にするを得せしめし一大原
因なり次に協約の成立を論すれは識記の所謂九月草嫩漢陽城
鉄馬嘶風渡江水なるものにして実に人力の成せるに非さるなり故に統監
の行動が一ちう変動船なるは以上の記述に徴しても明なり殊に統監終

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

生の慣用手段かこた相符して此偉大の好果を収めしめしは奇とすへし然れは原動力は種々の深遠なる因縁か複雑して一進会と相待ち海牙事件を動機として爆発せしを統監無為にして之を化せられたりと断定せるは妥当の見解に庶幾からむ

協約は其成文に於て成効し韓民の騒擾を少からしめたるは統監老熟の手腕に敬服するの外なし然れとも成立の易きは実行に於ける運用の難きを啓示せるものに非さるなきを得むや運用の妙こそ実に協約の成立なるへし

明治四十年七月二十四日

この文書は杉山に致し山県、桂寺内三元老の閲覧に供して、政変の真相を知らしめむかために草せしものなり故に日本人某々氏と誌して姓名を記せさるは、功名を衒ふの嫌あるかためなり今収録するに臨みて括弧を附して姓名を注せり譲位は此の如くにして行はれ新協約は此の如くにして、結はれ光武の年号は十一年にして書き八月三日を以て隆熙と改元せられたり一進会は直に内閣に建議する即位式の儀典を以てせり要は内外を比照するにあり

敬啓者惟我大韓皇陛屢論其命維新実於千万年無疆之休際茲慶会繹議誕挙修禮致敍八域無蹈日宣仍奮励新優遅鴻謨茲敢臚列仰請照亮准施敬要

隆熙元年八月三日

一進会長 李容九

内閣総理大臣李完用 閣下

左開

一宗廟社稷 皇壇及最近各陵園穴腹 奉行以律禮情事

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

一今番称慶陳賀時　大皇帝陛下世界文明國普通使用大禮服大
禮冠載御受賀時宜先断髪禮擧行事
一改元後宜曆頒行時陽曆刊行国内曆書無推乃貳但農家所
用節紀元下段添付事
一今番陳賀慶祝時在京各社會参陪飾表事
一京外各社會及人民一切慶祝之儀會集于該府郡又或自由洞中各
擧慶儀祝賀事
一大韓國全國内一切竪揭以尊國体以崇國光事
一大使日本國派遣兩國　大皇帝陛下交誼新修敦睦事
一国事犯在逃諸人并特為赦還以示廣蕩之典兩國関疑雲
風掃益敦好誼事
一宮内與禮增衍由来煩文一切革祛但簡便方策採用以崇文明

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

氣像事　下ゲル

一列聖朝古禮現時代情況募案国内人民老隆（癃）一切存問及恩典頒
賜以示廣慶之意事

同時に議に上りたるは一進會前途の方針なりとす、予は百考して左案を立て
時機の至るを待ちて左の宣言書を発表せむことを期せり

宣言書

国之本在家々之本在身々修而家齊家齊而国治古之道也治豈異於今
哉功於身者莫若自由之權也要於社會者莫若自治之制也自由之権
得諸義務之德本自治之制求諸智富之財源衣食未足何暇知禮
節也往時污吏之虐我也我宣言（曰）宜保護我生命財産污吏剝奪我
自由之天権故宣言如是並以洗宣言膏以磨宣言期與宣言生死
今也我宣言輝于朗曦我天権確保於我先進国我自培我義務之

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園

徳本則自躋文明之域無復宣言保護之要也往時列強覗我興亡方国勢岌業朝不保夕我宣言曰宜尊嚴 皇室鞏固獨立基礎夫兄者自兄弟者自弟強者自強弱者自弱強日弟親我弱立列強競食之前掩護我代我若厄列強亦確認日本保護我皆絶覬覦之念自今之後我 皇室可以與日本 皇室共尊嚴我国權可以與日本国權同伸張我自發我自治之財源則自躋文明之域無復宣言尊嚴與鞏固之要也

日月邁矣歳不與我俱瞬間休歩驥尾難追故華廢舊宣言今新作斯誓言曰

團結自治制事

隆熈元年八月

一進會財團設定要目

一殖産興業ヲ以テ民力ヲ培養スルタメニ本團ヲ組織ス

一本團ハ地方人ヲ啓導シ日韓両国民ノ共同和親ヲ謀ルベシ

一本團ハ自治制度ノ素地ヲ作ルコトニ勉ムベシ

一一進會本部ニ財團本部ヲ置キ全道各郡ニ財團ヲ設定シ其經濟ハ各團独立トシ本部ハ其監督指導ニ任スベシ

一財團本部ニ役員専門技師若干名ヲ置キ各團ヲ巡回セシメ事業ノ設計及指導監督ニ任スベシ

一本財團ハ一進會員ヲ以テ組織スト雖モ其所在地ニ居住シテ入團スルニ堪フベキ資格アル者ハ何人ト雖モ加入セシムルヲ得ベシ

一第一期ハ模範トシテ一郡ニ一ケ所ヲ設定スルモ其成績ニヨリ擴張シテ面有財團ヲ設定スルノ豫備トナスベシ

一資金ハ本部ニ於テ借疑ヲ起シ各郡財團ニ轉貸シ五年据置

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

キ十箇年賦ヲ以テ返済セシムベシ
一財産ハ主トシテ團員ノ労力ヲ提供セシメ又有力者ノ出資ヲ辞セザルベ
ケレハ一財團ノ設定資與金ハ平均千円トス即チ全国三百四十四郡三
十四万四千円及ビ本部費五万六千円ヲ合セテ四十万円ヲ本團ノ総資
本トスベシ
一財團ニ要スル官有ノ土地沼澤河海等ハ政府ヨリ貸下ヲ受クルコトヲ
豫定ス
一事業ノ種目ハ地方ニ従ヒテ施設ヲ異ニスベキモ概目左ノ如シ
一植林（竹木）　一菓樹　一椎茸
一楮　一桑　一櫨
一漆　一蜂窩　一養魚
一海苔　一牡蠣　一鳥獣類猟場

一利益ハ之レヲ三分シ一分ハ其團ノ擴張費積立金トシ一分ハ公共事
業費及ビ奨励費トシ一分ハ團員ニ配当ス
一本團ノ定款及細則ハ別ニ之ヲ定ム
此の自治の立案は、予の最も苦心せる所にして、其自治の美名を帽はしめ
られし彼等は、元来政治を好むこと食色以上なれは、到底彼等をして
政治以外に退去せしむることは不可能なるも、此美名を豫期夢想
して自暴自棄に陥らさらしめ得ること、猶ほ我国民か国会の豫約
を性命とし、一切を忍ひて奮励せしか如くならしめむことを圖りたるも
のなり、是を以て彼等の豫望を鼓舞して、秩を去らしめす、以て漸次進捗す
べき合邦の用に供し、合併の後に於ても彼等をして自治の美名の
下に自ら暴棄せしめすして、将来を楽ましむとするに在り、故に企圖に
於ては二様の真意の存するあるなり、然れとも幹部の天下は、以上の記

述ぶる所を以て、既に定まりしといふに非ず何となれば合併と委政とは毫釐の差あるが如きも、天地の懸隔をなせばなり然れども隆淵改元の秋事として記述すべきは此に止まれり、こゝにこの宣言書等を収めしは、他日の志を示めす所以のみ

越後中頸城郡高士村 岩の原葡萄園

越後中頸城郡高士村　岩の原葡萄園